

雇傭請負及委任（工業雇傭契約書式）

◎工業雇傭契約書式

工業雇傭契約書

府縣都市區町村字番地職業

府縣都市區町村字番地職業

使用主 氏

名

勞務者 氏

名

右當事者間ニ於テ工業雇傭ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 右勞務者某ハ使用者何某ノ工業ニ關スル勞務ニ服スルコトヲ約シ使用者某ハ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約シタリ

第二條 勞務者ハ使用者又ハ使用者ノ工場監督人ノ指揮ニ從ヒ誠實勤勉ヲ旨トシ使用者ノ工業何々ノ勞務ニ從フモノトス

第三條 勞務者ハ使用者又ハ工場監督人ノ定ムル規則ヲ恪守スベシ

第四條 勞務者ハ毎日何時間其勞務ニ服スルモノトス前項ノ勞務時間ハ使用者ニ於テ何時間内ニ限り伸縮スルコトヲ得ルモノトス

第五條 勤務時間ノ始終ハ工場ニ於ケル規則又ハ使用者若クハ其工場監督人ノ指定スル所ニ依ル

第六條 勞務者ハ工場規則ニ定ムル定業日及ビ正當ノ事由アルニアラザレバ其ノ勞務ヲ廢スルコトヲ得ズ但シ使用者ニ於テ已ムヲ得ザル事情アルトキハ休業日ナリト雖モ其勞務ニ服スベシ

第六條 勞務者ハ其食料、衣服、住居其他一身ニ關スル費用ヲ自辨スベシ

第七條 使用者ハ報酬トシテ一日ノ勤勞ニ付キ金何錢ヲ勞務者ニ支給ス其支給日ハ工場規則ノ定ムル所ニヨル（又ハ十五日及ビ末日ノ二期トシ各其前日分迄ヲ支給ス）

第八條 使用者ハ勞務時間ヲ伸張シタルトキハ一時間ニ付キ金何程ノ割合ヲ以テ増給スルコトヲ約ス

第九條 勞務者ガ一日ノ中途ニ於テ勞務ヲ廢シタルトキハ其勤勞シタル時間ニ應ジテ其ノ報酬ヲ定ム

第十條 此ノ雇傭契約ハ此契約締結ノ日ヨリ向フ何ヶ年ヲ以テ期間トス

第十一條 勞務者ガ此契約ニ違背シ又ハ品行不正其他不法ノ行爲ヲ爲ストキハ使用者ハ何時ニテモ勞務者ヲ解傭スルコトヲ得ルモノトス

第十二條 使用者ニ於テ報酬ノ支拂ヲ爲サズ又ハ二回以上支拂ヲ怠リタルトキハ勞務者ハ之レガ契約ヲ解約スルコトヲ得

右契約ヲ證スル爲メ此ノ證書ヲ作り署名捺印シ各其一本ヲ保存スルモノ也

年 月 日

右 氏

氏

名

以上は契約證であるが、我國の現狀では雇主と勞務者とがこんな約束をするものは稀れに見る處で多くは雇人は雇主の云ふが儘の規約書に記名調印して勞務に服する、使

雇傭請負及委任（工業雇傭契約書式）

雇傭請負及委任（雇傭の終了）

用者から無理を云はれも泣き寝入りて勞務に對する報酬が少くても働く、斯くして双方の間が意思疎通を缺いて來ると結局使用主も勞務者も共に不利益であるから使用者は深く此の邊に留意せねばならぬ、夫の恐るべき勞働者の同盟罷業も多くは勞務者の無識輕率と使用者が勞務者の人格を認めず其權利を尊重せず且つ相互の意思疎通を缺くに歸因する、かの足尾銅山の燒打、別子銅山のストライキ、近くは東京市に於ける電車々掌運轉手の同盟罷業皆此例である、故に使用者も能く注意すべきは勿論だが勞務者も輕舉妄動を慎まねばらぬ。

○雇傭の終了 する場合は其契約に基ける期間の満了したときにあるは云ふ迄もないが、其期間が五ヶ年を経過したときは何時でも解約することが出来る、但し商工業の見習者である丁稚小僧の如きは十ヶ年迄は解約せないと約することが出来る（民六六）、其他双方が已むを得ざる事由即ち病氣、休業等の事情あるとき、使用者が破産の宣告を受けたるときは双方から解約することが出来る（民六二八）、又雇傭契約て其期間を定めて置かぬときは二週間以前に申入を爲せば解約することが出来る（民六六）、左に雇傭の

期間を定めて置いた場合に於ける解約通知書を掲ぐる。

○雇傭契約解除通知書式

雇傭契約解除通知書

何年何月何日貴殿ト締結致候雇傭契約ニ依リ目下尙雇傭期間中ニ有之候へ共先般來拙者何々ノ病氣ニ罹リ醫師ノ勸告ニ基キ昨今其ノ業務ヲ中絶致シ居リ折角締結セシ該雇傭契約ノ履行ヲ爲ス能ハズ是レ民法第六百二十八條ノ已ムヲ得ザル事由ナルニ依リ貴殿ト締結セル雇傭契約ハ茲ニ解約致シ此間民法第六百二十八條ニヨリ此段及御通知候也

府縣郡市區町村字番地職業

年月日

勞務者 氏

名印

府縣郡市區町村字番地職業

使用者 氏 名殿

次に雇傭の期間が定めて無いとき勞務者から解約の申入を爲す通知書の例を掲ぐる、又此の書式によりて使用者からも解約することが出来るのである。

○雇傭契約解約申込書式

雇傭契約解約申込書

雇傭請負及委任（雇傭契約解除通知書式、雇傭契約申込書式）

雇傭請負及委任（請負の意義、請負の効力）

何年何月何日貴殿ト締結致シ候雇傭契約ハ雇傭期間ニ付テハ別ニ規定セズ從テ拙者ハ何時ニテモ該契約ノ解約ヲ申入ルル權利アルコト民法第六百二十七條ニ依リテ明瞭ナル事ニ御座候就テハ拙者ノ都合上今般該契約ヲ解約致シ度必要相生ジ候ニ付茲ニ該雇傭契約ノ解約申入致候也

府縣郡市區町村番地職業

年月日

勞務者 氏

名

府縣郡市區町村字番地職業

使用者 氏 名殿

◎請負の意義 請負は一方が或る注文を受けて其仕事を完成し、他の一方が之れに其報酬を與ふる契約である(三六)、例へば新大橋の架橋工事を何十萬圓にて請負はしむること、又は學校、病院の建設から小にしては机、本箱類に至る迄請負は行はれて居る、故に外見は一寸雇傭契約に克く類似して居るが、其異なる點は請負は勞務其もてなく其勞務の結果を提供するのである。

◎請負の効力 請負者は請負契約の趣旨に基いて其仕事を完成するのであるから、双方共に請負契約を締結する際は嚴重に且つ慎重なる調査を爲すことを怠つてはならぬ、又注文者は請負人が爲したる仕事に付て能く調査し其仕事に付て不完全の點又は

疵があれは其修繕又は改作を命ずるが宜い、若し其不完全なる仕事の爲めに其請負契約を爲したる目的を達することが出来ぬときは、建物其他土地の工作物を除く以外の物に關して注文者は契約の解除を爲すことを得るのみならず時としては修補せしむると同時に其損害をも請求することが出来る(三四)、斯くの如く注文者は其仕事に付ての權利を主張することが出来る代はり、請負者に對して報酬を與ふる義務を負ひ、且つ其報酬は其仕事又は建築物等總べて請負の目的物の引渡と同時に支拂はねばならぬ、尤も特約によりては目的物の引渡前に支拂ふこと等もある(三六)、次に請負の目的物に瑕疵があつた場合に於ける注文者の要求は左の如き通知を以て爲すが宜し。

◎請負目的物の修補請求書式

仕事ノ目的物ノ瑕疵修補ノ請求書

何年何月何日附ノ請負契約ニ基キテ貴殿ガ作成セラレタル本箱(何々)ハ何々ノ點(部分)ニ何々ノ瑕疵有之候ニ付キ來ル何年何月何日迄ニ右損所ヲ御修補被成下度民法第六百三十四條ニ依リ此段及請求候也

府縣何郡市區町村字番地職業

年月日

注文者 氏

名

雇傭請負及委任（請負目的物の修補請求書式）

雇傭請負及委任（請負目的物の修補及び損害賠償の請求書式）

府縣郡市區町村字番地職業

請負人 氏 名殿

次に其請負の目的物が請負人の過失、粗造の爲め毀損したる場合に於ける修補及び其損害を請求するにはかういふ通知を發せねばならぬ。

◎請負目的物の修補及び損害賠償の請求書式

瑕疵ニ因ル建築物ノ修補及ビ損害賠償ノ請求書

何年何月何日附ヲ以テ拙者ト貴殿ト締結セシ家屋建築工事請負契約ニ基キテ貴殿ガ建築セラレシ家屋何々部及ビ天井何々何年何月何日俄然破損シ爲メニ之ト接近セル物置壹棟ヲ倒潰致シ何々ノ損害ヲ生ジ候右ハ素ヨリ拙者ノ責ニヨリテ發生シタルモノニ無之又不可抗力ニ因リタルニモアラズ全ク貴殿ガ作爲シタル工事ノ不完全ニシテ且ツ瑕疵アリタルニ因ルモノニ付キ來ル何年何月何日迄ニ右毀損ノ部分御修補相成度且ツ之ニヨリテ生シタル損害トシテ金何圓御支拂被成下度民法第六百三十八條及ビ民法第六百三十四條ニ依リ此段及請求候也

府縣郡市區町村字番地職業

年月日

注文者 氏

名印

府縣郡市區町村字番地職業

請負人 氏 名殿

次ぎに請負人が仕事を爲さぬ先に注文者から解約せんとするときは、左の通知書を發

し且つ其損害を賠償するが宜い、

◎請負契約解除通知書式

請負契約解除通知書

何年何月何日付ヲ以テ貴殿ト締結セル家屋建築ノ義御注文致シ候處右ハ拙者ノ都合ニ依リ見合ハセ候間民法第六百四十一條ニ依リ之カ爲メニ生シタル損害ニ對シテハ拙者ニ於テ全部負擔致シ右請求契約ヲ解除致候間此段及押通知候也

府縣郡市區町村字番地職業

年月日

注文者 氏

名印

府縣郡市區町村字番地職業

請負人 氏 名殿

而して請負人が之れに應ぜぬとき又は請負の目的物に瑕疵があつたときなどは、請負契約の解除を法廷に訴へ出づる順序となり、更に損害賠償請求の訴訟ともなるが訴訟となれば一般の例に従ふのである。

◎委任 は當事者の一方が法律行為を爲すとを相手方に委任し相手方には之れを承

諾するによりて成立するのである（民六四三）、即ち當事者の一方が或法律行為を爲さしめ

雇傭請負及委任（請負契約解除通知書式、委任）

他の一方が他人の爲めに法律行為を爲す義務を負ふのであるから當事者の内部關係である、此點に於て代理の如く第三者に對する關係とは異なる、從來は此内部關係と外部關係とを混同して委任は代理、代理は委任であるとして居つた、従つて之れを混同することに不都合はなかつたが嚴格にいへば前述の如く解すべきである、委任は法律行為を爲すことの委任であるから、法律行為以外には委任といふことはない、然しそれでは實際上困ることがあるから法律行為以外の事務を委任するときは委任に準ずるのである、例へば訴訟行為の委任の如き之である。

◎委任の効力 委任は法律行為を爲すことの委任契約であるから受任者は誠實に受託事務を處理せねばならぬ、例へば買入れの委任を受けたときはそれを自己の名にて買入れて委託者に引渡し、又は本人の名に於て買入することもある、委任事務其處理中委任者の請求あれば何時でも之れを報告せねばならぬ（六四五）、尤も別段報告の書式はないから分明的様に通知すれば夫れてよろしい。委任者が委託事務に付て其事務の相手方から受取つた金銭其他のものを委託者に引渡し、自己の名にて取得した權利は

全部委託者に移轉せねばならぬ、尤も其物より果實を生じたときは、其果實も共に引渡すべきで、例へば牛の買入を委託せられたものが懷妊せる牝牛を買入れ未だ委託者に引渡さる前に分娩したときは、其犢をも引渡さねばならぬのである、委任者は受託者の爲した行為に付き責任を負担し、又費用を要したときは之れを辨済し、受任者の名に於て委任者の爲めに債務を負担したときは委任者は辨済の責に任ぜねばならぬ、若し期限前等の場合で直ちに支拂を爲すことを要せぬときは擔保を請求せらるゝこともある、委任は必ずしも無報酬とは限らぬ、夫れ故に若し報酬の約束があればこれを支拂はねばならぬは勿論である（六四八）。

◎委任の消滅 委任は信用を基礎とする契約關係であるから、當事者は何時にても契約を解除することが出来る、但し此場合に當事者の爲め、不利益なるときに解除したときは其損害を賠償せねばならぬ、其他委任者又は受任者の死亡、又は破産に因りて終了する、又受任者が禁治産者となつたときにも亦終了するは勿論である、蓋し委任は信用を基礎とするから、相續人又は法定代理人をして委任事務を處理せしむるこ

組合（組合の意義）

とを不適當と認められたからである。尤も急迫なる事情があるときは受任者の相続人又は法定代理人は、委任者、其相続人、又は法定代理人が其事務を處理することを得るに至る迄、臨時必要な處分を爲す事が出来る（六五四）、例へば肥料の販賣方を委任せられたものが死亡して委任關係が終了したけども、之れを放擲して置けば肥料販賣の時期を失するが如き場合には、受任者の相続人が之れを販賣することが出来る、尤も委任終了の事由が生じたときは之れを委任者又は受任者に通知せねばならぬ（六五五）、

○商行為の委任　の性質は民法上の委任と異なる所はない、唯受任者は委任の本旨に反せざる限りは其委任を受けざる事項に付ても之れを處理することが出来る（二六七）又委任によつて代理權が生じたときは本人の死亡によつて當然代理權が消滅しない（二六八）、是れ商業は迅速を主とするから斯様の規定を設けたのである。

組　　合

○組合の意義

組合は各當事者の出資を以て共同の事業を營むものであるから（六六

七）、一見合名會社の如き觀がある、但し會社の如く人格を要せず従つて權利義務の主體となることが出来ない、其の組合員の出資は組合の財産となり組合員總員の共有となる、其の出資は金錢に限らず合名會社の如く勞務を以て出資するも亦差支へがない（六七七）。

○組合員の權利義務

組合員は其の契約に従いて出資し、其出資高に應じて損失を負担し利益の配當を受ける、次に組合の事務執行に付ては組合員各自が第三者に對して權利義務を有し各自平等に分割せらるる、而して業務の執行は組合員の過半数を以て決するが特に業務の執行を委任したものあれば其委任されたる業務執行者が之れを專行する（六七〇）。

○組合の終了

は組合員が脱退したる結果一人となりたる時、及び組合員の合意又は法律上の事由に因り解散した時である、組合員は正當の事由あるときは何時にても脱退することが出来る、且つ左の場合には脱退する（六七九）、

（一）死亡したるとき、

組合（合員の權利義務、組合の終了）

組合（組合退脱通知書）

- (一) 破産の宣告を受けたるとき、
- (二) 禁治産の宣告を受けたるとき、
- (三) 除名せられたるとき、

其の除名は正當の事由があるときに限り組合員の一致決議を以て爲すものである、左に脱退通知書を掲ぐる、

◎組合退脱通知書式

組合退脱通知書

拙者儀貴殿ト相約シ何年何月何日ノ組合契約ニ因リ何々組合タルモ該組合契約ニ於テハ存続期間ヲ定メザルニヨリ民法第六百七十八條ニ基キ組合ヨリ脱退致シ候間御計算ノ上拙者ノ持分御拂戻相成度此段御通知旁及請求候也

府縣都市區町村字番地職業

年月日

組合員 氏

名

府縣都市區町村字番地

組合員 氏

名

若しも組合員が數名あるときは各組合員連名宛にて通知するが宜い。

◎解散と清算

組合が存続期間の満了、解散事由の發生、目的とする事業の成功又は成功の不能、組合員の一致、解散の請求によりて解散したときは同時に組合は終了するも、組合員全員又は選任せられたる組合員が清算人となりて清算をなし、殘餘の財産は各組合員の出資の價格に應じて分割すべきである(六七八)。總じて組合員は清算以前に於て組合財産の分割を求むることが出来ない(六七六)、又組合の債務者は其債務と組合員に對する債權とを相殺することを許さぬ(六七七)。要するに組合は合名會社と略ほ同一の性質を有して居るから、組合員は業務及び組合財産の狀況を檢查することが出来る(六七三)、次に商法に規定せる匿名組合に付て述べやう、此匿名組合には特に規定のなきものは組合の規定を準用するものである。

◎匿名組合の意義

匿名組合は合資會社の性質と同じく、資本家が他人の商業に資金を投じ其損益を計算し、利益あるとき其分配を受くるものである、即ち相手が當事者の方の出資によりて營業をなし、其營業より生ずる利益を分配する爲めになす契約で、會社や法人の如く獨立して權利義務を有することが出来ない、此出資を爲すも

組合（解散と清算、匿名組合の意義）

組合（組合員と營業者の關係、匿名組合の終了）

のを匿名組合員と稱し、其相手方を營業者と云ふ（商二九七）。

◎組合員と營業者の關係 匿名組合員は契約に定められたる出資をなす義務を負ふと同時に、營業者は其營業を爲す義務を有する、組合員は其營業に對して容喙すること能はざるも營業年度の終りに於て營業者の財産目録及び貸借對照表を閲覧し且つ業務並に財産の狀況を検査する権利がある、尙組合員は利益の分配を受くる権利があるも、匿名組合員の出資が損失によりて減少したときは其の減少額を填補した後でなければ利益の分配を求むる能はずとする。又營業者は組合員を代表するにあらず營業者の營業として爲す故、組合員は營業者の行爲に付ては第三者に對して何等の義務も負はない、併し組合員が其氏名又は其商號を營業者の商號中に入れ、若しくは營業者の商號として使用することを許諾したるときは其使用以後の債務に付ては組合員が營業者と連帶して其責に任ずべきである（商三〇〇）。

◎匿名組合の終了 する原因は契約の解除と契約に定めたる事由の發生とである、契約を以て存續期間を定めて置かぬときは各當事者は六ヶ月前に豫告をなし、其營業

年度の終りに於て契約を解除する、又病氣、海外へ旅行其他正當の事由があるときは各當事者は何時にても契約を解除することが出来る（存續期間の定めがある時）、次に組合の目的とする所の事業の成功又は成功の不能となりしとき營業者の死亡又は禁治産の宣告を受けたるとき、營業者又は匿名組合員が破産の宣告を受けたときは當然組合契約が終了することになる（商三〇一）、左に組合解除の通知書を掲ぐ、

◎匿名組合契約解除通知書式

何年何月何日貴殿ト匿名組合契約ヲ締結シ目下該契約ハ存續期間中ニ有之候ヘ共今般何々ノ事由相生シ候此事由ハ商法第三百一條ニ所謂已ムコトヲ得ザル事由ニ該當スベキコトト信ジ候ニ付右契約ハ前示商法第三百一條ノ規定ニ依リ解除致シ度此段及御通知候也

年月日 府縣郡市區町村字番地職業 匿名組合員(若シクハ營業者) 氏 名

府縣郡市區町村字番地 營業者(若シクハ匿名組合員)氏 名殿

而して存續期間を定めなきときは六ヶ月前に其解除の通知を發するのであるが、前示の通知書に準じて作る、又匿名組合の終了には營業者は組合員に對して其出資額を

組合（匿名組合契約解除通知書式）

寄託（寄託の意義、寄託契約書式）

返還せねばならぬ、尤も損失あれば現存せる出資額を返還すれば宜しい（三〇三）。

寄託

◎寄託の意義 寄託とは寄託者が受寄者に或る物の保管を頼み、受寄者が其の目的物を受取て成立つもの（六五七）、必らず其受寄物の引渡がなければならぬ、其目的物は何ても宜しい、即ち倉庫會社が他人の貨物を保管するのも寄託である、既に一旦寄託した以上は其報酬の有無多少に拘らず受寄者は相當の注意を以て保管せねばならぬ（六五九）、且何時にても寄託者の請求があれば其保管を解いて返還せねばならぬ、猥りに其受寄物を使用し又は他人に保管せしむることは出来ぬ、尙ほ其受寄物に對して損害を與へたときは賠償をする義務がある、而して一方には保管の費用又は特約あるときは保管の報酬を請求することが出来る次に寄託契約の例を示す、

◎寄託契約書式

寄託契約書

府縣都市區町村字番地職業

寄託者 氏

名

府縣都市區町村字番地職業

受寄者 氏

名

右當事者間ニ於テ寄託ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 右寄託者某ハ受寄者某ニ左記ノ物件ヲ寄託シ受寄者某ハ之ヲ受取リテ保管ヲ爲スコトヲ約シタリ

一 牛 壹頭

一 馬 貳頭

一 米 拾俵

一 何々 何程

第二條 右寄託物ノ返還スベキ時期ハ何年何月何日トス

第三條 此寄託ハ報酬金何程トス但牛馬等ニ付テハ飼養料トシテ一頭一ヶ月何圓ノ割合ヲ以テ毎月末日其月分ヲ受寄者某ニ支拂フベシ

第四條 右掲記ノ外ハ民法ノ規定ニ據ルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各署名捺印ノ上各其一本ヲ保存スルモノ也

年月日

右 氏

名

年月日

氏

名

而して寄託に付ては商法に規定せられてある寄託の法律干係がある、但し倉庫業者に

寄託（寄託契約書式）

寄託（旅店、飲食店、浴場等の場合に於ける寄託）

付ては其説明の部に譲る。

◎旅店、飲食店、浴場等の場合に於ける寄託 元來旅店、飲食店、浴場、劇場、貸席等客の來集することを營業とするものが、客から其携帶品を預かつたときには如何にするのであらうか、一時東京の浴湯組合を恐怖せしめた問題も之れである、即ち浴客が脱ぎ置いた衣類を板間稼ぎに盗まれた時浴場の主人は之を賠償せねばならぬことになつたからである、茲に於て浴湯では其貴重品持參の浴客の入浴を斷はり、又は番臺に於て保管すると云ふ貼札を爲すに至つたのである、我が商法では斯かる場合に際しては左の如く規定して置くから之れに基いて損害賠償問題などの起らぬやうに心掛けねばならぬ。

(イ) 寄託物が火災、水害、震災等の如き人力を以て防ぐべからざる事由によりて毀損滅失したるときは場屋の主人は何等の責任がない、

(ロ) 併しながら前記の事由以外例へば盗難等によりて其寄託物を毀損滅失したるときは其損害を賠償せねばならぬ、

(ハ) 之等の事由によらざるも、客が携帶して場屋内に入りたる後は場屋の主人には使用人の不注意の爲め盗難により其携帶品（浴場にては脱ぎ置きし衣類）を失くしたときは之れが損害を賠償せねばならぬ、尤も場屋の主人が賠償の責任なきを揭示するも法律上の責任は之が爲に免かることは出来ぬ、

尤も以上の如く定められてあるから場屋の主人は非常に責任を自覺して居らねばならぬ、茲に於て主人は該物品の保管をするが宜しい、さすれば其寄託品が通貨、有價證券又は高價の品（金時計指輪）であるときは、其種類、及び價格を明かにして受け取りて保管する時に限りて其携帶品たる受寄託物の毀損滅失に付て賠償の責任を負ふことになるのである、かうすれば結局双方が用心して損害がないやうになるであらう。

計算

◎交互計算の意義 民事上にまれ商事上にまれ一々現金を以て支拂ひ、又其支拂を受くるは事實上其手数の煩に堪へぬ、就中相互に頻繁なる商取引上に付ては尙更らの

計算（交互計算の意義）

計算（交互計算の意義）

ことである、茲に於て交互計算(二九二)とて平素取引を爲す商人の間又は商人と非商人との間に於て約定をなし、或る一定の期間内の取引から生ずる金銭授受、手数を省きて帳簿に支拂額と受取額とを記し、其總額に於て相殺をなし残額を支拂ふことがある是れが即ち交互計算といふ信用制度の一つである。其の相殺をなす期間は特約によりて定まるか特約なきときは六ヶ月毎に相殺をする、而して其支拂額、受取額の總額は一旦承認したる以上は再び異議を唱ふるを許さない、否らざれば折角信用上、取引上の便宜を圖りたる制度が紛争の原因を作るに過ぎぬからである、例へば甲といふ商人と乙と云ふ商人があり毎日の如く甲は乙に貸賣りをする、又乙は毎月數回宛品物の卸賣をするとする、斯の場合甲から乙に貸賣したる額が一ヶ月三百五十圓とする、而して乙から甲に卸賣したる一ヶ月分三百圓となれば差引五十圓の差額が現はれて來る一ヶ月毎に相殺して計算をする約束であれば一ヶ月末に於ける計算として乙から甲に五十圓を支拂へばそれで宜しい、其結果毎日の如く金銭の授受をする手数が省けることとなるのである、従つて双方に於ける債權債務を總括して計算し其の残額を支拂ふ

のであるから、双方共に一部分に於ける債權を主張し其債務の履行（即ち支拂を求むる事）を請求し能はぬ、又其相殺して生じた残額に就て利率の定めなき時は、其の計算終了の日から法定利率たる年六分の利率を以て其利息を附せねばならぬ(二九五)、左に交互計算の契約書の例を掲ぐ、

◎交互計算契約書式

交互計算契約書

府縣都市區町村字番地職業

當事者 氏

名

府縣都市區町村字番地職業

當事者 氏

名

右當事者ニ於て交互計算ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 右當事者ハ何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル一ケ年(又ハ六ケ月、一ケ月)ニ於ケル双方ノ商取引ヨリ生ズル債權債務ノ總額ヲ計上シ之レガ相殺ヲ爲シ其ノ殘額ノ支拂ヲ爲スベキコトヲ約ス

第二條 手形其ノ他ノ流通證券ヨリ生ジタル債權債務ハ之ヲ交互計算ニ於テ計上スルコトヲ得但其ノ證券ノ債務者ガ其ノ義務ヲ履行セザルトキハ當事者ハ其債務ニ關スル項目ヲ交互計算ヨリ除去スルコトヲ得

第三條 第一條ニ定メタル期間ガ終了シタルトキハ當事者ハ其ノ日ヲ以テ計算ヲ閉ヂ債權債務ノ項目ヲ記シタル計算書ヲ相手方ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

計算（交互計算契約書式）

計算(交互計算契約書式)

當事者双方が此ノ計算書ヲ承認シタル後ハ其ノ項目ニ付キ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ但シ脱漏又ハ錯誤アリタルトキハ此ノ限ニアラズ

第四條 交互計算ニ組入レタル各項目ニ付テハ利息ヲ附セザルモノトス

第五條 第三條ノ計算書ヲ承諾シタルトキハ直チニ相殺ヲナシ其相殺ニヨリテ生ジタル残額ノ支拂ヲ爲スベキモノハ計算後二十日以内ニ於テ相手方ニ對シテ支拂ヲ爲スベシ

第六條 前條ニヨリテ支拂ヲ爲スベキモノガ其ノ期日内ニ支拂ヲ爲サ、ルトキハ年何割ノ利率ヲ以テ支拂期日後ヨリ其利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第七條 各當事者ハ何時ニテモ交互計算ノ解除ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ第三條及ビ前條ノ規定ヲ準用スルモノトス

右交互計算ノ契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各當事者ハ各署名捺印シテ各其一本ヲ保存スルモノ也

年月日

右氏

名氏

此ノ交互計算は何時にても解除することが出来るが其場合には直ちに其計算を閉鎖して一切の債権債務の總額に付きて相殺をなし、受取るべきものは受取り、支拂ふべきものは支拂ふこととする、つまり此の交互計算は「帳消し」と稱へられて差引勘定の結果を支拂ふもので、現今の商人は法律上の熟語なる交互計算を知らぬものも、實際

は之を行ふて居るから、少し歩を進めて法律上の知識を以て計算することになれば一層正確となるであらう。

◎相殺の意義 當事者の双方が各其一方に對して債権を有し同じく債務を有すると互に其債権を以て自己の債務の辨済に充て、以て双方の債権債務の關係を消滅せしむることが即ち相殺である、茲に甲が乙に百圓の金を貸してある時、甲が乙に支拂ふべき金百圓があるとすれば此の場合には互に其債権を差引きて甲乙間の債権債務を消滅せしむるのである、併し其債務に付ては同じ債務でなければならぬ、例へば金銭を以て支拂はるる債権に對しては同じく金銭を以てする債務でなければならぬ、且つ同じ辨済期にあらねばならぬ、否らずんば當事者の一方が期限の利益を失ふ結果になるからである、前記の甲が百圓の金を乙に貸してあるも其辨済期が十二月末日であれば甲が六月一日に至りて乙に支拂ふべき金百圓と相殺することは出来ない、次に當事者が豫じめ相殺を爲さぬことを約したるとき、及び不法行為に因りて生ずる債務等は之れを相殺することが出来ぬ(五〇九)、此の相殺を爲さんとするときは其旨を通知すべく其

計算(相殺の意義)

計算(債權相殺請求書式、任意相殺契約書式)

通知には何等の條件をも期限をも附けてはならぬ(民五〇一)、即ち左の如き書式に従はねばならぬのである。

◎債權相殺請求書式

相殺通知書

何年何月何日貴殿ヨリ借用致シ候金何圓ノ返還方御請求相成候處去ル何年何月何日拙者ガ貴殿ニ賣渡シタル土地(何々)ノ代金何圓ノ内支拂殘額何圓ハ未ダ御支拂無之候ニ付キ右ノ借用金ト相殺致シ候間民法第五百六條ノ規定ニ依リ右相殺ノ意思表示致シ候也

府縣都市區町村字番地職業

年月日

府縣都市區町村番地職業

氏名殿

氏

名

而して營業者ガ此の相殺を爲すことを約したるときは相殺の契約書を取り交はして置く方が宜い、但し債務ガ不法行爲(詐欺とか傷害とか)の爲めに生じた時若しくは差押を禁ぜられた債權の場合、何れも債務者は相殺を以て債權者に對抗することが出来ぬ(民五〇九)。

◎任意相殺契約書式

任意相殺契約書

某(次郎)ハ何年何月何日右某(太郎)ト締結セル土地賣買契約ニ因リテ右某(太郎)ニ對シテ有スル土地賣渡ノ代金何圓ハ前條ニ掲ゲタル右某(太郎)ノ債權中其對當額ト相殺シ消滅シタルモノナルニ付此證書ヲ作り署名捺印シ各其一通ヲ保存スルモノ也

年月日

氏

名

總べて此の相殺は對當額即ち双方に於て債權債務を有して居る金額を差引き其債權債務の關係を消滅せしむる、而して又双方の債務が相殺を爲すに適當したる時に遡りて其効力を生ずる(民五〇六)。

◎更改の意義

は當事者双方の合意によりて舊債務を消滅せしめて新たなる債務を發生せしむることである、即ち金百圓を支拂ふ代りに米何石何斗を引き渡すとか、又は債權者を他の人に若しくは債務者を他の人に變更するの例は皆之れて、尙ほ手形を發行して債務の履行に代ふるも亦變更の一つである(民一三)。

◎更改の契約

を爲さぬときは更改は無効で、當事者一方のみの意思表示たる通知

計算(更改の意義、更改の契約)

計算(目的物變更の債務更改契約書式)

書のみでは駄目である、然れども債務者を變更する場合は之れによりて舊債務者は其義務を免るのみばかりであるから債権者と新債務者との契約のみで差支へがない、但し舊債務者の意思に反して之れを爲すことは出来ない(五二四)、左に其契約書の例を掲ぐる之は目的物の變更する更改の例である。

◎目的物變更の債務更改契約書式

債務更改契約書

府縣都市區町村字番地

債権者 氏

名

府縣都市區町村字番地

債務者 氏

名

右當事者ニ於テ債務更改ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 右當事者間ニ於ケル何年何月何日ノ土地交換契約ニ基キテ右債務者某ガ右債権者ニ對シテ何年何月何日何々(株式會社若クハ何銀行株券又ハ土地)ヲ引渡スベキ債務ハ右當事者ノ合意ニヨリ次條ニ掲グル債務トシテ更改シ右債務ハ消滅セシメタリ

第貳條 右債務者某ハ更改ニリヨテ第壹條ニ掲ゲタル債權ヲ消滅セシムル爲メ右債権者某ニ對シテ何年何月何日ニ於テ金何百何十何圓ヲ支拂フベキ新タナル債務ヲ負ヒタリ

第參條 第壹條掲ゲタル右當事者ニ於テ締結セシ何々契約ノ謄本ハ此ノ契約書ニ添付スルモノトス
右契約ヲ證スル爲メ此ノ證書ヲ作成シ各署名捺印シ各其一本ヲ保存ス

右 氏

名

氏

名

次に債権者が差し替はる更改の契約の例を掲ぐ、

◎債権者變更の債務更改契約書式

債務更改契約書

府縣都市區町村字番地職業

新債権者 氏

名(甲)

府縣都市區町村字番地職業

舊債権者 氏

名(乙)

府縣都市區町村字番地職業

債務者 氏

名(丙)

右當事者間ニ於テ債権者交替ニ因ル債務更改ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 何年何月何日右舊債権者某(乙)ト債務者某(丙)トノ間ニ締結セル金錢貸借證書ニ基キ右舊債権者某(乙)ガ債務者某(丙)ニ對シテ有スル元金何圓及利息壹ケ年金何圓辨濟期何年何月何日ノ債權ニ付キ右當事者一致ノ

計算(債権者變更の債務更改契約書式)

法人（法人の意義）

合意ヲ以テ新債權者某（甲）ハ舊債權者乙ニ替ハリ其債務者ニ對シテ其債權ヲ取得ス

第貳條 右債務者某（丙）ガ舊債權者（乙）ニ對シテ負ヒタル前條ニ掲ゲタル債務ハ新債權者某（甲）ノ爲メニ消滅ス
ルモノトス

第參條 第壹條ニ掲ゲル舊債權者某（乙）ト債務者某（丙）者間ノ金錢貸借契約ノ謄本ハ此ノ契約書ニ添付ス
右契約ヲ證スル爲メ此ノ證書ヲ作り各署名捺印シテ各其一本ヲ保存ス

年月日

右

氏 氏 氏
名 名 名
印 印 印

法人

◎法人の意義

法人に關しては多くの學說あるが、要するに法人は自然人と同じく法律上の人格を有し、權利義務の主體となりて社會組織の要素を爲すものである、然れども法人は法の力によりて權利義務の主體となるのであるから其權利能力は定款又は寄附行爲によりて定まれる法人の目的の範圍内とし、夫の我々人類が有する所の人身權、自由權、親權などを有たない、従つて身體もないから其意思機關や代表機關を

設けて置く即ち社員總會、理事の如きものである。

◎法人の種類 を分つと公法人と私法人とする、又公益法人と營利法人とし或は社團法人と財團法人とに分つ。

國家、府縣郡市町村、水利組合等は公法人である、私法人は營利法人と公益法人或は社團法人と財團法人とに分ちて稱するが、銀行會社の如く利益を目的とするは勿論營利法人で又商行為にあらざる營利を目的とする法人は民法上の法人と稱せらるる、例へば炭鑛採掘を目的とする法人の如きである、公益法人とは祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他之れに類する事業を爲すを主たる目的とするのである、次に社團法人と財團法人とは法人組織の區別で、或る定まりたる目的の下に結合された人の團體より成る法人を社團法人と云ひ、一定の目的に供せらるべき財産の團體より成る法人を財團法人と云ふ、其住所は皆主たる事務所の所在地である（五〇）。而して日本赤十字社、愛國婦人會、帝國教育會、早稻田大學、地學協會、海難救濟會、帝國海事協會、大日本農會、大日本水產會、大日本山林會、帝國軍人後援會等の如きは皆公益法人に屬する者である。

法人（法人の種類）

法人（法人の設立、社團法人）

◎ 法人の設立 には二人以上の社員又は一定の財産を要するが尙ほ定款又は寄附行為の作成と主務官廳の許可を受けねばならぬ。社團法人には定款を、財團法人には其設立を目的とする寄附行為を要する、以下右兩種の法人に付て分説する。

◎ 社團法人 は一定の目的を以て結合せる人の團體を以て成るものである、銀行會社の如きも亦社團法人であるが本節に於て述ぶる所は商行爲以外の目的を有する法人である、其社團法人を設立せんとするには定款を作り（三七）、此の定款には、

- （一） 目的、
 - （二） 名稱、
 - （三） 事務所、
 - （四） 資産に關する規定、
 - （五） 理事の任免に關する規定、
 - （六） 社員たる資格の得喪に關する規定、
- 等の事項を記載して主務官廳の許可を受けねばならぬ、學術なれば文部大臣、農工商

等ては農商務大臣、宗教上の目的であれば内務大臣の許可を受くるのである（三四）、左に許可申請書の例を掲ぐる。

◎ 社團法人設立認可申請書式

農畜研究獎勵會社團法人トシテ設立許可ノ申請

農畜研究獎勵會設立者

府縣郡市區町村番地平民（士族）職業

申請人 氏

名

農畜研究獎勵會設立者

府縣郡市區町村番地平民（士族）職業

申請人 氏

名

右申請人等ハ何年何月何日別紙定款記載ノ農畜研究獎勵會ヲ設立致シ候右ハ農事蠶業ノ研究獎勵及ビ其資金ノ供給、種子、蠶種、器具等ノ購入分配等ヲ爲スヲ以テ目的トスルモノニシテ全ク營利ヲ目的トセザル公益ニ關スル社團ニ有之候間法人トシテ設立ノ御許可相成度民法第三十四條ニ依リ別紙定款相添ヘ此段申請候也

年月日

右 氏

名

氏

名

農商務大臣氏名殿

法人（社團法人設立認可申請書式）

法人（財團法人）

斯くして農商務大臣の設立許可があれば二週間以内に於て各事務所の所在地に於て左の事項を登記せなければならぬ。

- (一) 目的、
- (二) 名稱、
- (三) 事務所、
- (四) 設立許可の年月日、
- (五) 存立時期を定めたるときは其時期、
- (六) 資産の總額、
- (七) 出資の方法を定めたるときは其方法、
- (八) 理事の氏名住所、

若し此の登記を爲すことを怠るときは理事は五圓以上二百圓以下の過料に處せらる（民八四）。

◎財團法人

は寄附行為により設立者が或る財産を寄附して財團を設立するもので

生前に寄附するときは贈與、遺言に因りて寄附するときは遺贈に關する規定により、其寄附財産が財團の所有に皈するもので、之等の事項をば總べて寄附行為の書面に認め、寄附者が設立者となりて其設立許可の申請を爲すのである、左に其申請の例を掲ぐる。

◎財團法人設立認可申請書式

何々簡易圖書館財團法人トシテ設立許可ノ申請
何々簡易圖書館設立者

府縣郡市區町村番地平民（士族）職業

右申請人ハ何年何月何日別紙生前處分ノ寄附行為ヲ以テ何々簡易圖書館ヲ設立致シ候右ハ新聞雜誌ヲ始メ日常吾人ノ誦讀スベキ圖書ヲ公衆ニ縱覽セシメ一般教育ニ資スルヲ以テ目的トスルモノニシテ公益ニ關スル財團ニ有之候條法人トシテ設立ノ御許可相成度民法第三十四條ニ依リ別紙寄附行為ノ書面相添此段及申請候也

文部大臣氏名殿

右 氏

名

此の財團法人も設立の許可あれば二週間以内に社団法人の如く所在地に於て登記せね

法人（財團法人設立認可申請書式）

ばならぬ。

◎法人の機関

既に法人が設立すれば之れが機関を要する、民法上の法人には理事と監事と社員總會との三つが、機関として法人の目的とする行為を爲す。法人の

◎理事

は裁判上は勿論裁判外に於ても亦法人を代表し、以て法人の業務一切を執行する権限があるので大抵三人以上の理事を置き、其過半数の決議を以て法人の事務を執行する、但し定款又は寄附行為の趣旨に背いてはならぬ(五三)、理事は法人として一日も缺くことの出来ないから理事が死亡、辭任等の事由で缺けたる場合、後任者がなき爲めに法人が損害を蒙むるの虞れがあるときは、裁判所は利害關係人又は檢事の請求によりて假理事を選任する(五六)。而してその理事の代理權に加へた條件に於て、又法人と理事との關係が、貸借又は取引上利益の相反する場合に於て、理事は代理權が無い、此の場合は特別代理人を選任せねばならぬ(民五四)。

◎監事

總べて法人には定款、寄附行為又は總會の決議を以て一人又は數人の監事を置くことが出来るが、法律上監事が無くとも差支無い、而して監事の職務は理事を

監督し得るもので左の權限がある(民五九)。

(一) 法人の財産の状況を監査すること、

(二) 理事の業務執行の状況を監査すること、

(三) 財産の状況又は業務の執行に付き曖昧不明白の廉あることを發見したるときは之を社員總會又は主務官廳に報告すること、

(四) 前號の報告を爲すため必要あるときは總會を招集すること、

即ち會社の監査役の如き職務を執るのである。

◎社員總會

は社團法人にのみあるので少くとも一年一回は通常社員總會を開かねばならぬ、此社員總會は理事が招集する、尙ほ理事は必要ありと認むるときは何時にても臨時總會を招集するを得、又總社員の五分の一以上より會議の目的とする事項を示して臨時總會を招集することを請求したときは、理事は臨時總會を招集せねばならぬ(六一)。

◎會議事項と表決權

總會の招集は少くも五日前に通知すべく且つ會議の目的とする

法人（社員總會、會議事項と表決權）

法人（法人の解散）

る事項を示さねばならぬ、而して定款を以て理事其他の役員に委任したる以外の事項は總て總會で決するのである、社員は平等で、缺席したる社員は書面を以て表決をなし又は代理人を以て表決せしむることも出来る、尤も定款に別段の規定ある場合には其規定に従ふものとす（六五）、斯く社員は總會に出席して表決権を有して居るが社団法人と或る社員との關係に付き決議を爲す場合に於ては其社員のみ表決権が無い（六六）。

◎法人の解散

する事由は第一定款又は寄附行為を以て定めたる解散事由が發生したるときで、其他の解散事項は左の如くである（六八）。

- (一) 法人の目的たる事業の成功又は其成功の不能、
- (二) 破産したるとき、
- (三) 設立許可の取消、

尙社団法人ありては總會の決議（四分の三以上）と其社員の缺乏したるときとする、斯く法人が解散したるとき定款又は寄附行為を以て其法人の財産の歸屬權利者を指定せず

又は之を指定する方法を定めなるときは、理事は主務官廳の許可を得て其法人の目的に類似せる目的の爲めに其財産を處分するを得、併し社団法人にあつては總會の決議を経なければならぬ、以上の規定によりて處分せられない法人の財産は國庫の所有に歸する（七二）。

◎法人の精算

とは法人が解散したる當時の殘務を整理するとて、即ち債権は取立て、債務は辨済する又殘餘の財産をば適法に處分して其權利義務を明かにするのである、故に精算中は其法人が尙ほ存続すと看做されて居る（七三）、精算人は大抵理事が之に當るが、破産に因り解散したるとき、定款又は寄附行為に別段の定めがあるとき、又は總會で他人を選任したるときは理事が精算人となることが出来ない、其他裁判所は理事を解任し又は精算人を選任することを得る（七六）、總べて精算人は精算に關する諸般の事務を處理するのであるが債権者に對しては一定の期間内に債権の申出の催告をなすべきである、又精算が終了したるときは之を主務官廳に届出でねばならぬ。

◎解散の登記

は右に掲ぐる解散事由の生じたときより一週間以内に登記をなし、

法人（法人の精算、解散の登記）

法人（日本赤十字社）

且同時に精算人から其趣を主務官廳に届出でねばならぬ、然らざれば五圓以上二百圓以下の過料に處せらる（民四）。

◎日本赤十字社 は戦時事變に於ける疾病者及び負傷者を介抱治療するを目的とするもので敵味方の區別がなく一視同仁的に之を行ふのである、此の赤十字社には萬國赤十字同盟條約があつて之れに加盟して居る國は假令交戰國の將士に對しても敵對行為をなすことは出来ない、近い出來事では日本と露國と開戦したときでも負傷者、病兵は、日露の軍人を區別せず我國及び露國の赤十字社病院で看病もし治療もするが如きは其一例である、故に陸海軍の衛生部隊は皆赤十字の徽章を付け非戰鬥員として戰地にありて彼我の負傷將士を救療するのである、我が日本赤十字社も此の趣旨によりて設置せられたもので社員には名譽社員、特別社員、終身社員、正社員とし其出資金品に應じて區別せらるゝ、現下の日本赤十字社は戰時のみでなく平時に於ても博愛の人道に基き現に東京市内には數ヶ所の救療所を設けて治療して居る、外に日本赤十字病院を設けて一般の治療をなし、看護婦、看護手を養成して國家有事の變に備へて置

く、社員は全國各村落に普く毎年一回東京に總會を開く。

◎愛國婦人會 も日本赤十字社の如く國家有事の際に臨み婦人が内に在りて出征軍士を犒ふを趣旨とし、平時にありては婦人一般の責務を全ふし國家に對して常に應分の努力を捧げんとするもので、夫の有名なる奥村五百子女史の首唱によりて成るもので、毎年一回總會を東京に開き一切の會務の報告をなす。

◎在郷軍人團 は一度軍籍に身を置いたものが除隊後必ず入團すべきもので、團長は團員中の最高級者が之れに當り右團員の除隊後郷里に於ける行動を監視督勵し軍人たるの面目を汚損せしめない、又時としては講話會などを開きて青年子弟の軍事教育にも資するの外、各團員相互の親睦を計り且つ軍人たる精神を鼓舞練磨する、各聯隊區司令官が直接監督の任に當り、在郷軍人等の便宜を講じつゝある、團員は各自其階級に應じて團の費用を分擔するの義務を負ふて居るも、亦在郷軍人團員として種々の特權と利益とを享受することも多い。

法人（愛國婦人會、在郷軍人團）

會社

◎會社の意義 商行爲を爲す社團法人が會社である(商二)。故に會社は二人以上の集團で、會社自身が獨立して權利義務の主體となり、商法に列擧してある商行爲を營業とするものである、従つて會社は一の商人であるから登記をなし又は商業帳簿を備へ、又は支配人を設くる等一般の商法の規定に依るものである。

◎會社の種類 我が現行商法では會社を分ちて四とする、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社即ち之である、之等の意義は後節に一々説明するから茲には只種類として名稱のみを示すとす(商三)。

◎會社の設立 以上四ヶの會社を設立せんとするには必らず定款を作成し且つ設立の登記を爲さねばならぬ、抑も定款とは書面によりて會社契約を締結するの謂で、左の如き事項を掲げて各當事者が署名すべきである(商五)。

- (一) 目的、

- (二) 商號、

- (三) 社員の氏名住所、

- (四) 本店の所在地及び支店の所在地、

- (五) 社員の出資の種類、及び價格又は評價の標準、

會社は此の定款の定めたる所に従がふものであるから此の定款は會社の生命である、而して登記は廣く其會社が設立したること及び設立の年月日、社員等の責任を知らしむるものであるから本店の所在地に於て登記をせねば開業の準備を爲すことが出來ぬ。尤も合名會社と合資會社は定款の作成に由りて成り立ち株式會社と株式合資會社とは創立總會の終了後に設立者及び加入者間には會社成立するも何れも前述した如く設立の登記を爲さぬ間は會社の設立を以て第三者に對抗することが出來ない(商四五)。

◎裁判所の干渉 會社は公益上國家の監督を受けねばならぬ、故に會社が本店の所在地に於て登記をなしたる後に至り、六ヶ月間も開業せないとときは解散を命ずることが出來る、蓋し設立の登記後六ヶ月間以上も營業を開始せないときは事業が有望で無い

會社（裁判所の干渉）

會社（合名會社、定款と設立の登記）

から公益上解散せしむるのに外ならぬ（四七）、次に公の秩序、善良なる風俗に反する事業假令ば隣國革命黨に兵器を供給するとか、密に阿片を輸入するとか、春畫を印刷せんとして設立したる印刷會社とかに對しては解散を命ずるのである（四八）。尤も正當の理由あるときは其會社の請求によりて登記以後六ヶ月開業せざるも解散の命令を下さないこともある、例へば六ヶ月以上の期間を要する大工事あるときは其大工事竣成を期として開業期と定むる。

◎合名會社 は無限責任社員を以て組織せる會社である、其無限責任とは會社の財産を以て債務を辨濟すること能はざるとき、自己の全財産を以て會社の債務を辨濟するの責任を有するもので、つまり無制限の責任を負ふ社員が連帶して自己の出資額を超へて迄も會社に資本を投ずることになるのである（商六三）。

◎定款と設立の登記 合名會社を設立せんとするには、先づ定款を作りて無限責任社員が署名し夫れから設立の登記を區裁判所（出張所）に於て爲せば直ぐ營業をなすことが出来る、定款には、目的、商號、社員の氏名住所、本店及び支店の所在地、社員

の出資の種類、價格及び評價の標準等を記載し、登記は設立後二週間以内に本店及び支店の所在地にて爲す（五〇）、其登記事項は（五一）、

- (一) 目的、
- (二) 商號、
- (三) 社員の氏名及び住所、
- (四) 本店及び支店、
- (五) 設立の年月日、
- (六) 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由、
- (七) 社員の出資の種類及び財産を目的とする出資の價格、
- (八) 會社を代表すべき社員を定めたるときは其氏名、

の八項である、而して社員相互間に於ける關係、出資の關係等は皆定款の定めたる所に従ふのである、若し定款に別段の定めが無いときは商法の規定に依り、商法の規定にも定款にも定めがないときは、民法上の組合の規定を準用することになつて居る

會社（定款と設立の登記）

會社（社員の出資、業務の執行、持分の讓渡）

（商五）

○社員の出資 としては、金銭、動産、不動産、債権、專用權（商號權、著作權、意匠權、商標權、特許權）勞務、信用等を以て之れに充つることが出来る、通例金銭を拂込むか又勞務出資とて或る一定の期間約定したる社務に従事するもので、此の勞務出資には固有の價格が無いから評價の標準を定めて定款に記載して置かねばならぬ。

○業務の執行 は社員の過半数を以て決する、されば大抵の會社では社員中の數人に業務の執行を擔當せしめて居る、多くの業務執行社員あるときは其社員の過半数を以て之を決する、併し支配人の選任と解任は特に全社員の過半数を以て決する、尙亦定款の變更等は總社員の同意あるを要する、蓋し會社の運命上重大なる結果を齎すからである、定款に業務執行に付き別段の定め無いときは全社員が業務を執行するの權利を有し又義務を負ふ（商五六）。

○持分の讓渡 各社員は其出資せる金額即ち持分を獨りに他に讓渡することが出来る。

ぬ、人的信用を基礎とする合名會社としては、他の社員全員の許諾が無ければ他人に讓渡すこと能はぬは當然のことである。

○競争的行爲の禁止 社員の業務執行社員たるを否とを問はず、自己又は第三者の爲めに會社と同一營業を爲すこと、及同種の他の會社の無限責任社員たるを禁じて居る（商六〇）、但し他の社員承諾があれば宜しいが否らざれば自己の爲めに爲したる商行為に對しては、他の社員過半数の決議を以て會社の爲めに爲したるものと看做す、尤も此の決議は其行爲を知りたるより二週間以内に爲さねばならぬ。

○合名會社の代表 は會社に代りて第三者と法律行爲一切を爲すことと通例定款で代表者を定めて置く、若し定款に代表者を定めて置かぬときは各社員は當然會社を代表すべきものである（商五六）。

○合名會社員の出資 は減少を爲し得るも、第三者たる債權者に對しては、出資減少したるを理由として主張すること出来ぬ、又社員は出資額に應じて利益の配當を受くが、會社の損害を填補したる後でなければ利益を配當し能はぬ（商六七）。

會社（競争的行爲の禁止、合名會社の代表、合名會社員の出資）

會社（合名會社社員の退社、合名會社の任意の退社、合名會社々員退社豫告書式）

◎合名會社社員の退社
は會社を脱退して社員たる資格を喪失すること、此退社方法に持分の譲渡による退社と他の退社の二がある、持分を譲渡すれば他に社員となりて入社するものがあるが、其他の退社では其社員の資格を承継する者がない。

◎合名會社の任意の退社
とは定款で會社の存立期間を定めないう時、又は或社員の終身間會社の存続すべきことを定めたる時、各社員は六ヶ月前に退社すべき豫告をなし營業年度の終りに退社することが出来る、尙已むを得ない事由があるときは何時にても退社することが出来る、即ち病氣又は海外に移住する場合の如きは是である（六八）。
左に其豫告書と退社通知書を指ぐ、

◎合名會社々員退社豫告書式

合名會社々員退社豫告書

拙者儀貴合名會社々員ニ有之候處定款ニ於テ會社ノ存立時期ヲ定メタルモノ無之ニ付キ拙者ハ商法第六十八條ニ依リ六ヶ月前ニ豫告ヲ爲シ營業年度ノ終リニ於テ退社ヲ爲スコトヲ得ル者ニ有之候就テハ來ル何年何月何日即チ營業年度ノ終リニ於テ退社致シ度候間其六ヶ月前タル今日ニ於テ此段豫告致置候也

府縣郡市區町村字番地平民（士族）職業

年月日

何合名會社

業務執行社員 氏 名殿

次に營業年度の終りに於てなす退社通知書はかうである、

◎合名會社々員退社通知書式

合名會社々員退社通知書

拙者儀今營業年度ノ終リニ於テ貴會社ヲ退社スベキ旨商法第六十八條ノ規定ニ依リ六ヶ月前タル何年何月何日付ヲ以テ豫告致置候處本日ハ即チ今營業年度ノ終リニ付キ茲ニ退社致シ候へバ持分御拂戻相成度此段御通知旁及請求候也

府縣郡市區町村字番地平民（士族）職業

年月日

何合名會社

業務執行社員 氏 名殿

次に已むを得ざる事由に因りて退社するときの通知書を掲ぐ、

◎已むを得ざる事由の合名會社社員退社通知書式

合名會社々員退社通知書

會社（合名會社々員退社通知書、已むを得ざる事由の合名會社社員退社通知書式）

何合名會社々員 氏

名印

何合名會社々員 氏

名印

會社（法律上の合名會社員退社）

拙者儀是迄貴會社ノ社員ナリシ處今般旅行中傷害ヲ蒙リ臥床中ニテ今後社務ヲ執行スル望無之候此事故ハ商法第六十八條ニ所謂已ムコトヲ得ザル事由ト思料候間今般退社致シ候ニ付キ持分御拂戻相成度此段御通知旁々及請求候也

府縣郡市區町村字番地平民（士族）職業

年月日

何合名會社々員 氏

名印

何合名會社

業務執行社員 氏 名殿

◎法律上の合名會社員退社

は任意の退社と相對するもので即ち左に掲ぐる事由に

基きて退社するのである(六九)

- (一) 定款に定めたる事由の發生したとき、
- (二) 總社員の同意したとき、
- (三) 死亡したとき、
- (四) 破産したるとき、
- (五) 禁治産の宣告を受けたとき、
- (六) 除名せられたるとき、

而して除名とは法律上定められた場合及び他の社員一致の決議に基きて其退社を強制するものである、従つて除名の處分は濫りになさぬ、通例除名せらるる場合は(七〇)、

- (一) 社員が全く出資を爲すこと出来ぬとき又は催告を受けても相當の期間内に出資を爲さぬもの、
- (二) 社員が自己又は第三者の爲めに會社と同一種の營業を爲したとき、
- (三) 不正の行爲を爲したとき、
- (四) 猥りに業務の執行に干渉したとき、
- (五) 重要な義務を怠りて履行せぬとき、

等の場合に除名する、此の除名は社員が決議に因るもので左の如き通知書を發するの

◎合名會社々員除名通知書式

合名會社々員除名通知書

何年何月何日別紙決議書謄本ノ通り貴殿ヲ何々合名會社ノ社員ヨリ除名致シ候間商法第七十條ニ依リ此段及御通知候也

會社（合名會社々員除名通知書式）

會社（合名會社の解散と清算）

何合名會社々員

氏 氏 氏 氏 氏

名 名 名 名 名

府縣郡市區町村字番地職業

何合名會社員 氏 名 殿

◎合名會社の解散と清算 合名會社としての存在を失へば茲に解散となりて、全く權利義務の主體となることが出来ぬ（商七四）、其解散すべき時は、

- (一) 會社の存立期間が満了となつたとき、
- (二) 會社の定款に定めてある事由が発生したとき、
- (三) 會社の目的たる事業の成功が不能になつたとき、
- (四) 總社員が解散に付て同意をなしたとき、
- (五) 社員が一人となつたとき、
- (六) 會社が破産の宣告を受けたとき、

(七) 裁判所より解散を命ぜられたとき、

(八) 會社が合併したとき、

等である、既に解散となれば會社の權利義務に關する殘務一切を處理せねばならぬ、此の手續が清算と稱せらるるもので、此の清算中は會社が存続するものと看做される清算は裁判所又は總社員が選任したる清算人が之れを爲し、第一に現務を終了し、第二には債權を取立て債務を辨濟し、第三は殘餘の財産を各社員に分配する（商九二）、既に清算人が其清算上の任務を遂行して終了したときは遲滯なく本店又は支店の所在地に於て其清算終了の登記を爲さねばならぬ、尤も解散したる場合にも會社が合併したる時及び破産したるとき、或は總社員の同意を以て會社財産の處分方法を定めたるときは一般に定めたる清算の手續に従はなくとも宜しい、左に解散の決議書を掲ぐ。

◎合名會社解散決議書式

合名會社解散決議書

何年何月何日何所に於て何々合名會社總社員の同意を以て何々合名會社の解散を決議す

會社（合名會社解散決議書式）

會社（合名會社の合併、合資會社）

右決議を明確ならしむる爲め總社員左に署名捺印す

何合名會社々員	氏	名
同	上 氏	名
同	上 氏	名
同	上 氏	名
同	上 氏	名
同	上 氏	名

◎合名會社の合併 合併には二ヶ以上の合名會社が一の會社となるので矢張り總社員の決議に因りて之を爲すのである、次て合併契約書を以て合併會社の權利義務を明にする、合併後は二週間以内に登記すべく、若し其會社に對して債權を有するものが異議あらば異議を申立つるが宜い、若し異議を申立てぬときは合併を承諾したものと看做される（商七八）。

◎合資會社 は無限責任社員と有限責任社員とを以て組織する會社で、云はゞ合資會社に有限責任社員を加たものである、故に合資會社には合名會社の規定を準用する事になつて居る（商一〇〇四）。此合資會社も前項の合名會社も定款の形式は株式會社に準

ずる（後に掲ぐる營造物の章參照）、定款と登記に付ては合名會社の定款に記載すべき事項以外、出資社員は無限又は無限なるを記載して、之を登記せねばならぬ（商一〇七）。

◎合資會社の有限責任社員 の出資は金錢其他の財産に限られて信用又は勞務を以て出資となすことは出来ない、但し無限責任社員の出資には何等の制限が無く（商一〇八）、

◎業務の執行と監視權 有限責任社員は業務執行の任に當らぬ、又定款を以て無限責任社員中の一人又は二三人を以て業務執行社員となせしときは其社員のみが會社の業務を執行する、但し社員數人が業務執行社員たるときは其過半數の社員の意見を以て業務を決する、而して有限責任社員は其營業年度の終り其營業時間内に於てのみ會社に出社し會社の業務、及び財産の狀況を検査するの權限がある（商一一一）、又支配人の選任と解任は會社の業務上に重大なる關係を生ずるから無限責任社員總員の過半數を以て之を決する。

◎有限責任社員の退社 有限責任社員は無限責任社員の承諾さへあれば何時にても自己の持分を讓渡することが出來て、決して有限責任社員の賛否を問はない、且つ有

會社（合資會社の有限責任社員、業務の執行と監視權、有限責任社員の退社）

會社（合資會社の解散の原因、株式會社）

限責任社員げんせきにんしゅりんの死亡によりて退社たいしやしたるときは當然其相續人さうぞくじんが代はつて社員となるので例令禁治産たとへきんざんの宣告を受けても退社せぬ、つまり有限責任社員は業務の執行上並に會社の代表することに付て何等の權限けんげんが無く、常に其出資の割合に應じて利益の分配ぶんぱいを受くるのみだからである（商一一七）。

◎合資會社の解散の原因 是合名會社の解散の原因外、尙ほ無限責任社員又は有限責任社員せきにんの全員が退社したるときは合資會社は茲に解散する、蓋し此の場合は合資會社の特質を失ふからである、而して合資會社の有限責任社員が全部退社したときは、殘の無限責任社員のこりむげんせきにんの一致で合名會社として繼續せしめ能ふ（商一一八）。

◎株式會社 是七人以上の有限責任を有する株主より組織せらるる會社で、合名會社の如くに人的信用を基礎とせず全く資本團體として廣く株主を求めて大資本となし以て規模を大にして營業を爲すものである、今日會社といへば通例株式會社を聯想する、以て株式會社が如何に現代に重要視せらるるかが窺い知るに足るではないか、故に資本金は大は數千萬圓の巨資に達して居るものもあつて其出資する社員即ち株主は

小は七人から大は數百、千人に至るのである。

◎株式會社の設立 には七人以上の發起人が定款を作成し左の事項を記載して之に署名捺印せねばならぬ（商一一〇）。

- (一) 會社の目的、
- (二) 商 號、
- (三) 資本の總額、
- (四) 一株の金額、
- (五) 取締役が有すべき株式の數、
- (六) 本店及び支店の所在地、
- (七) 會社が公告を爲す方法、
- (八) 發起人の氏名在所、

次に左の事項を定めたるときは之を定款に記載せねば効力がないから以下各項の事柄があるときは（商一一二）定款に記載するが宜い（定款の書式は營造物の章參照）

會社（株式會社の設立）

會社（株式會社の設立）

- (九) 存立時期又は解散の事由、
- (十) 株式の額面以上の發行、
- (十一) 發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべきものの氏名、
- (十二) 發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべきものの氏名、
- (十三) 金銭以外の財産を以て出資の目的となす者の氏名、其財産の種類及び之に對して與ふべき株式の數、

(十三) 會社の負擔に歸すべき設立費用、發起人が受くべき報酬の額、
 發起人が此定款を作れば茲に會社の目的が明白となる、而して其設立に際し發起人一同て株式を引受けたときは直ちに設立の運びとなり、若し全部を引受けぬときは其定款と目論見書とを公表して株式を募集するのである、其株式の引受があつて第一回の拂込が済めば茲に創立總會を開くことになる、其際株式の引受を申込むものは會社に株主として株式に應じて出資すべきものである、此の株式の申込は株式申込證に署名捺印し其引受數と住所とを記載する、尤も株式申込證は發企人が之を作りて左の事項を記載して置かねばならぬ(商一二六)、

- (一) 定款作成の年月日、
- (二) 會社の目的商號、
- (三) 資本の總額と一株の金額、
- (四) 取締役が引受くべき株式の數、
- (五) 本店及び支店の所在地、
- (六) 會社が公告を爲す方法、
- (七) 發起人の氏名住所、
- (八) 各發起人が引受たる株式の數、
- (九) 第一回拂込の金額、
- (十) 一定の時期までに會社が成立せざるときは株式の申込を取消すを得べき事、
- (十一) 存立時期又は解散の事由、
- (十二) 株式の額面以上の發行、
- (十三) 發起人が受くべき特別の利益と之を受くべき者の氏名、

會社（株式會社の設立）

會社（第一回の拂込、創立總會）

(十四) 金銭以外の財産を以て出資の目的となす者の氏名及び其財産の種類、價格及び之れに對して與ふる株式の數、

(十五) 會社の負擔に飯すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額、

但し前記各項の内第十一乃至十五に至る事項は定款に定めてないときは之れを記載するには及ばぬ(商二二)、

◎第一回の拂込 豫定の如く株式の引受申込があるときは發起人は直ちに各株に付き第一回の拂込として額面の四分の一以上の金額を拂込せしむる、即ち一株五十圓の株式なれば一株に付、十二圓五十錢以上を拂込せしめ、一株百圓の株式なれば一株に付廿五圓以上を拂込せしむる、但し株式の金額を一時に全額拂込の時に限り一株二十圓まで下すことを得る(商一四五)、

◎創立總會 各株に付き第一回の拂込あれば發起人は遅滞なく創立總會を招集せねばならぬ、若し一定の時期を過ぎても創立總會を招集せぬときは株式の引受人は其引受を取消し拂込みたる金額の返還を請求することが出来る(商一四〇)、其創立總會は會日

より二週間以前に各株の引受人に通知する其通知には總會の目的及び總會に於て決議すべき事項を記載し會議は資本の半額以上又株式引受人の半額以上の者が出席し、其議決權の半數以上で一切の事項の決議をなす、之と同時に取締役及監査役を選任する、又必要の場合には定款の変更も爲し得るのである、斯くして會社は設立せられて營業に着手する(商一三二)此の時本店及び支店の所在地に於て左の登記をなす(商一四一)、

第一 目的、

第二 商號、

第三 資本の總額、

第四 一株の金額、

第五 會社が公告を爲す方法、

第六 本店及び支店、

第七 設立の年月日、

第八 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由、

會社（創立總會）

會社（創立總會）

第九 各株に付き拂込みたる株金額、

第十 開業前に利息を配當すべきことを定めたるときは其利率、

第十一 取締役及び監査役の氏名住所、

此の登記を爲せば會社は制規の機關を具備し第三者に對抗する事が出来るのである、
重復の嫌があるけれども創立總會の順序を示さう、

(イ) 發起人は會社創立に關する事項の顛末を報告せねばならぬ義務がある(商一三三)、

(ロ) 取締役(重役)と監査役を選任せねばならぬ(商一三三)、

(ハ) 取締役及、監査役は左の事項に付て調査の上之を報告せねばならぬ尤も發起人中より取締役監査役が選任されたときは別に検査役を選任して報告を爲さしむることが出来る(商五三四)

(一) 株式總數の引受があつたか否や(若し引受がないときは發起人が連帶して引受け且つ其損害をも負擔すべき義務がある)、

(二) 各株に付て第一回の拂込があつたか否か(若しも拂込がなければ發起人連帶

て拂込まねばならぬ(商一三三六)

(三) 發起人の受くる特別の利益が正當であるか否や、

(四) 金銭以外の出資をなしたるものに付き、其正當なりや否や、

(五) 創立費用及び發起人の受くべき報酬の額が正當なりや否やを調査し不當なりと認むるときは之を減ずること、

(ニ) 創立總會の左の決議事項は發起人の通知(若しくは株主の提議で)之を行ふ、

定款の補足、

定款の変更、

設立の廢止如何、

而して決議に際しては必ずしも株式引受人自身が出頭するには及ばない、出席株主中より代理人を選び、之に委任状を渡して議決権を行はしむることが出来る(商一六一)。

◎株式 株式會社の資本で又株主の會社に對する一種の權利である、故に株式は自由に讓渡するを得るを以て原則とする、之等の權利を明かにし讓渡に便する爲めに

會社(株式)

會社（株式の讓渡）

株券を發行して株主に交付する、要するに株券は株式を表示すべき書面であるから左の事項を記載し取締役の署名捺印がある（商一四八）、

- (一) 會社の商號、
- (二) 本店の所在地に於て設立登記を爲したる年月日、
- (三) 資本の總額、
- (四) 一株の金額、
- (五) 株券番號、
- (六) 拂込の金額、
- (七) 一時に全部を拂込せしめる場合は拂込ある毎に其全部を記載すること、

◎株式の讓渡 は原則として自由であるから株主は何時にても株式を讓渡し株主名簿の名義書替を請求する権利がある、併しながら定款で讓渡を禁じたる時、及び設立の登記前に當りては讓渡するを禁じて居る（商一四九）其の讓渡を以て第三者及び會社に對抗するには讓受人の氏名住所を株主名簿に記載し且つ其氏名を其株券に記載せねば

ならぬ（商一五〇）、尤も當事者間にありては、唯契約だけで効力あるは無論である。

◎第二回以後の株金拂込 は取締役のみでも決し得る、二週間前に株金拂込を催促し、若し其拂込期日迄に株金を拂込まぬときは更に二週間以上の期間を附して拂込を爲すこと及び該期日迄に拂込まねば株主たる権利を失ふ事を通知するは（商一五二）第一回と同様で、此通知あつても株主が拂込をなさぬときは其株主たるの権利を失ふ、尤も此場合に於ても尙ほ株主は其株金の拂込の責任があるのみか損害賠償又は違約金を請求されることになる、其株主又は株主の讓渡人がどうしても株金を拂込まぬときは、株式を競賣し競落人を株主となし、其競落金が滞納を償ひ得れば其餘りは會社の所有となし滞納金額に達せぬときは其不足額をば前株主に拂込辨償せしむる、其前株主が辨償せぬときは其前の株式の讓渡人に對して請求する、但し讓渡を會社の株主名簿に記載以後二ケ年を経過したるときは此請求を爲すことが出来ぬ（商一五三）、而して株金は四分の一以上の拂込を要するも、既に四分の一拂込の終了したる第二回及び其以後の拂込は、五圓でも十圓でも便宜拂込額を定むる、又全額拂込の上は其株券を無記名

會社（第二回以後の株金拂込）

會社（株式會社の機關、株主總會、定時總會）

式となすことも出来る（商一五五）。

◎株式會社の機關　は會社の意思を決定し、又會社を代表して種々の法律行為を爲すもので其機關は大別して左の三つとする、

其一　株主總會

其二　取締役

其三　監査役

尤も取締役中には専務、常務、と肩書のある取締役と單に取締役と名づくるものもあるが、會社としての權利義務は同一である、又社長、支配人、顧問、相談役等は共に其名稱の如く會社の機關には違ひがないが商法上會社の機關としての權限はない。

◎株主總會　は會社内部に於ける所謂最高の意思機關で株主の意見を決定統一して會社の意見となすもので、各株主を以て組織する機關である、分ちて定時總會と臨時總會とする（商一五七）。

◎定時總會　は毎年一回一定の時期に於て之れを招集して財産目録、貸借對照表、

營業報告書、損益計算書、準備金及び利益の配當案監査役の報告書等を調査し又は必要の事項を決議する、毎年二回以上配當する會社は配當期毎に招集するのである。

◎臨時總會　は必要に応じて取締役が招集するを通例とする、又必要を認むるときは監査役でも招集することもある、尤も少数株主即ち資本の十分の一以上の株主が招集の理由と總會の目的を記載し臨時總會の招集を取締役に請求するを得、若し取締役が總會招集の手續を爲さねば裁判所の許可を得て自から招集し能ふ（商一六〇）。

◎總會招集　は會日より二週間以前に各株主に通知する其通知には會議の目的たる事項を記載し若し會社が無記名株券を發行したるときは、會日より三週間前に總會を開くべき事及び會議の目的たる事項を公告せねばならぬ、而して會社の資本が其半額を失ひたるときは善後處分を施すため必ず臨時株主總會を招集し其方法を講ずることを要する（商一七四）。

◎取締役　は會社の業務執行の權利義務を有する機關である、會社の大小に従ひ三人以上ならば五人でも七人でも適當の員數を株主中より株主總會で選任する、而して

會社（臨時總會、總會招集、取締役）

會社（取締役の権利義務）

取締役は業務執行上法令及び定款に定めたる範圍竝に總會の決議に従ふて業務を執行する者で、其方法は取締役の過半数を以て決行するか外部に對しては各自會社を代表して營業上一切の行爲を爲す、但し定款を以て共同して代表する旨を定むることが出来る（商一七〇）、取締役の任期は三年以下と規定あるが再選するも差間ないから事實上三年以上重任勤続の取締役が多い（商一六六）。

◎取締役の権利義務 取締役は一定の報酬を受くることを得る若し定款で報酬額を定めてなくば株主總會に於て之れを決する（商一七九）、其の義務とする所は左の數項である、

- (一) 定款に定めたる丈の株式を監査役に供託すること（商一六八）、
- (二) 定款總會の決議録を本店及び支店に備へ置き且つ株主名簿及び社債原簿を本店に備へ置くこと（商一七一）、
- (三) 損失計算を報告すること、
- (四) 會社の財産を以て債務を辨濟することが出来ないときは破産の申請を爲すこ

と（商一七四）、

(五) 會社と同一種類の營業を爲さざること及び同種の營業を目的とする會社の無限責任社員とならぬこと（商一七五）、但し株主總會の認可あれば差支ない、

(六) 監査役の承認ないときは會社と取引をなさぬこと（商一七六）、

(七) 會社に損害を加へたるときは損害賠償の責に任ぜねばならぬこと、
且つ取締役に對しては嚴罰が規定されてあることを閑却してはならぬ。

◎監査役 は會社内部の監督機關で株主中から一人以上を選任する、其權限として
は取締役に對して營業の報告を求め、會社の業務及び營業成績、財産の狀態を調査することが出来る、尙株主總會を招集し検査役を選任せしむる、元來監査役は獨り
機關のみならず取締役と會社との間に訴訟が起りたるときは會社を代表すべきもので
又取締役に缺員ある時に其選任まで一時取締役の職務を行ふべきである、併し其間は
監査役の職務を行ふこと能はぬ、つまり監査役は其性質上取締役とか支配人とかを兼
ぬる事が出来ぬからである、任期は一ケ年以内とし再選するも差支へない（商一八〇）。

會社（監査役）

會社(會社の計算、準備金、社債)

◎會社の計算 會社は營利が目的であるから毎計算期毎に損益の計算を爲す、其計算は損益計算書、財産目録、貸借対照表、營業報告書に基きて準備金及び利益又は利息の配當をなす、其の配當率及び準備金等は株主總會に於て決議確定するのである、其利益とは會社の純財産中より資本を差し引いたものであるから、此の利益の内から任意積立金と法定積立金とを控除し其餘剰を株主に配當すべき利益とする(商一九五)。

◎準備金 是會社が缺損した場合にも第三者に對して損害なからしめんが爲めに設けたる制度である、即ち會社の資本の四分の一に達する迄毎期の利益を配當する毎に少くとも利益の二十分の一以上を積立てねばならぬ(商一九四)、之は法律上の命令であるから法定積立金と稱して變更することは出来ぬ、尙會社で任意に積立をするときは之を任意積立金といふのである。任意積立金は配當率を平均ならしむる爲め又は營業用器を修繕する爲めに積立てるので大抵の會社では此積立がある。

◎社債 是公衆より資金の供給を得んが爲めに債券を發行して募集する會社の債務である、要するに會社が他人に金錢借用をなさんとしても數十萬圓乃至數百萬圓を貸

借證書にて取引することが出来ぬから、債券といふ有價證券を發行して資金を集むるのである、故に社債券の所有者と會社とは單に貸借關係に過ぎぬ、而して此の社債は公衆一般から募集するので經濟界にも影響する點が多いから其發行には制限がある、即ち

- (一) 各社債は金額二十圓を下ること能はぬ(商二〇一)、
- (二) 社債の總額は必らず拂込みたる株金額を超ゆること出来ぬ(商二〇〇)、尤も會社現存財産が拂込みたる株金額に満たぬときは社債の總額も亦現に存する財産額以上に超えてはならぬ(商二〇〇)、
- (三) 總株主の半數以上にして資本の半額以上に當たる株主が出席し其議決權の過半數を以て爲す決議に俟たねばならぬ(商一九九)、

其社債は記名式も無記名式もあるから、社債券の所有者は何時にても之れを記名式又は無記名式の社債券に書き換を請求することが出来る、其讓渡方法も株式の讓渡と同じく無記名式であれば債券の引渡、記名式であれば讓受人の氏名住所を社債原籍に記

會社（資本の増減、會社の解散）

載し且其氏名を債券に記載せねば第三者及び會社に對抗する能はずとする（商二〇六）、以上の如く債券は一面株式の如き作用であるから、其全額の拂込があつたときは二週間以内に於て本店及び支店の所在地に於て登記せねばならぬ（商二〇四）、

◎資本の増減 會社の資本は株金の全額を拂込んだ後でなければ増加し能はずとする（商二一）、而して資本増加の時は主として新株を發行し、時としては通常の株主に比して多くの利益ある優先株を發行することが出来る、次に資本を減ずる遣口は會社が損害を蒙むる場合に多く行はれる、其減資の方法は株金額を減少して爲すこともあれば又は株金額と株数とを共に減ずることもある、何れの方法たるを問はず會社の債權者に對して異議申出の催告をなし、若し異議あるときは會社は其債權者に對して辨濟を爲すか又は相當の擔保を爲すにあらざれば減資すること出来る、資本の増減共總て株主總會の決議を経且つ之を登記せねばならぬ。

◎會社の解散 左の事由に因りて爲すものである（商二二）、

(一) 存立時期の滿了、

(二) 定款に定めたる事由の發生、

(三) 會社の目的たる事業の成功又は成功の不能、

(四) 會社の合併、

(五) 會社の破産、

(六) 裁判所の命令、

(七) 株主總會の決議、

(八) 株主が七人以下に減じたる時、

以上の事由によりて解散したときは、破産の場合を除くの外取締役は遲滞なく株主に通知をなし、又既に無記名式の株券發行あれば公告せねばならぬ、此の場合は直ちに清算が行はれ取締役が大抵清算人となるが、時として裁判所又は株主總會で清算人を選任することがある、而して清算に關する事項は現務の終了、債權の取立、及び債務の辨濟、殘餘財産の分配等で、清算が終了したときは決算報告書を作りて株主總會の承認を求め、其承認をなしたるときは會社は清算人及び監査役に對して其責任を解除

會社（會社の解散）

會社（株式合資會社、外國會社）

したるものとする、尤も不正の行爲あるときは素より之を看過せない（商二二七）。

◎株式合資會社 は無限責任社員と株主とを以て組織せる會社だから、株式會社と合資會社との性質を有して居る、其無限責任社員は無限に會社の債務を辨濟するの義務を負ひ、株主は自己が持つて居る株式を限りとして其責任を負擔するのみである、設立せんとするには無限社員が發起人となりて定款を作り又株主を募集し且つ業務を執行し會社を代表する、而して株主は拂込みたる株金に應ずる利益の配當を受くるのみで、會社の業務執行に當る權利と義務とがない、尤も此の會社は

- (一) 無限責任社員相互間の關係、
- (二) 無限責任社員と株主及び第三者との關係、
- (三) 無限責任社員の退社

等に就ては合資會社の規定を準用し其他に付ては株式會社の規定を準用するのである（商二三六）。

◎外國會社 外國にて外國の法律で設立せられたる會社が日本に本店を設け日本に

於て主として商業を営むものは、日本に於ける會社と同一の規定に従はねばならぬ、次に外國に本店を設け且つ外國に於て商業を営むを以て主たる目的とし、日本に支店を設けたる外國會社は日本に於ける同種類のもの又は類似のものと同じき登記及び公告を爲さねばならぬ、即ち支店を設けたるときは支店の所在地に於て支店の設立及び日本に於ける代表者の氏名住所等を登記し、又日本に於て新株の發行を爲したる時は支店の所在地にて登記を爲す等夫れ夫れ我が法令の監督を受けねばならぬ（商二五五）。

商業

商業とは解説する迄もなく利益を得て動産不動産若くは有價證券等を賣買讓渡し其他之を補助する金融運輸等を謂ふので、小は縁日商人の爲すことも商業であるが又何百萬圓の貿易取引も亦商業である。

◎商人 とは自己の名を以て以上掲げたる商行爲を業として爲す者を謂ふ（商四）、故に自己の名義を以てするときは未成年者でも妻でも商人として權利義務の主體となるこ

商業（商人）

商業（普通商人と小商人、未成年者登記申請書式）

とが出来、敢て自ら實際の商取引を爲さなくも番頭とか其他の者に行はしむれば商人として少しも差支がない。併し未成年者が商人となり、後見人が被後見人の爲めに商業を営むときは其登記を爲さねばならぬ（商六、及七）。商人を分ちて

◎普通商人と小商人 の二とし、總ての小商人には特に商業登記、商號及び商業帳簿に關する規定を適用せない、是れ小商人とは資本金五百圓以下のもの又は戸々に就き若くは道路に於て物品を販賣するものであるから、斯かる煩雜なる手續を適用するも實際上の利益が少なく却て面倒であるからである（商八）、而して未成年者及び後見人が商業を営む場合には登記せねばならぬ、左に其書式を掲ぐる。

◎未成年者登記申請書式

- 未成年者登記申請
- 一 登記ノ目的 未成年者ノ登記
- 一 登記ノ事由 申請人ハ未成年者ニシテ親權ヲ行フ父（又ハ母若クハ繼父母、嫡母、後見人）ノ同意ヲ得テ商業ヲ營ム爲メ本店ノ所在地タル當所ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ求ム
 - 未成年者ノ氏名住所 郡市區町村番地 氏 名

營業ノ種類

何々

營業所

郡市區町村番地

- 一 登録税額 金何々

- 一 添附書類 親權ヲ行フ父（又ハ母、後見人等）ノ同意證書壹通

親族會ノ同意證書 壹通

右登記相成度此段申請候也

郡市町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

因みに云ふ親權者たる父、母、又は後見人等の同意證書は之れを添付する代りに、此の申請書の事項に同意の文意を書し之れに署名捺印すればそれでも宜しい、次に後見人の登記申請の書式を示めさん。

◎後見人商業登記申請書式

後見人登記申請

- 一 登記ノ目的 後見人登記
- 一 登記ノ事由 後見人カ被後見人ノ爲メニ商業ヲ營ムニ因リ本店（又ハ支店）ノ所在地タル當所ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ求ム
 - 後見人 氏 名
 - 被後見人 氏 名
 - 商業（後見人商業登記申請書式）

商業（商行爲の種類）

項ノ登記ヲ求ム

後见人ノ氏名住所 郡市區町村番地 氏 名

被後见人ノ氏名住所 郡市區町村番地 氏 名

營業ノ種類 何々

營業所 郡市區町村番地

一 登録税額 何々

一 添附書類 親族會ノ同意證書 壹通

右登記相成度此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

之等の外に妻の登記、未成年登記、及び後见人登記の變更、消滅等があるが書式は之れと大同小異であるから以上の書式に準じて作成して差支ない、變更なれば變更したる事項を記載し、消滅登記で死亡、成年に達したるとき、住所氏名が變更したるとき、皆其變更したる趣旨を記載すればそれで宜しい。

◎商行爲の種類 を分つと學理上三とする、即ち絶対的商行爲と相對的商行爲及附

屬的商行爲がこれである、以下此の種類に付て分説する。

◎絶対的商行爲

は左の如き普通の商賣で何等の疑問を挿む餘地がない(二六三)、

(イ) 利益を得て讓渡す意思を以てする動産、不動産若しくは有價證券の有償取得又は其取得したるものの讓渡を目的とする行爲で即ち普通の商買人の行爲は之である、

(ロ) 他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約及び其履行の爲めにする有償取得を目的とする行爲で、仲立業及び信託會社の營業は之である、

(ハ) 取引所に於てする行爲、即ち株式取引所、米穀取引所又は商品取引所に於て爲す賣買取引、

(ニ) 手形其他の商業證券に關する行爲、即ち約束手形、爲替手形、債券、小切手、貨物引換證、及び倉庫證券等の發行並に裏書を爲すこと、

◎相對的商行爲 是仲立、周旋の如きもので、營業として爲すときは商行爲となる、故に之れを營業的商行爲とも云ふ、即ち左の如き行爲は之に屬する(二六四)。

商業（絶対的商行爲、相對的商行爲）

商業（相對的商行爲）

- (イ) 貸貸する意思を以てする動産若しくは不動産の有價取得若しくは賃借、又は其取得若しくは賃貸を目的とする行爲、
- (ロ) 他人の爲めにする製造又は加工に關する行爲で即ち注文に應じて筆筒、長持を作り、或は金銀を受取りて指輪を製作し、又は依頼により煙管に彫刻すること等である、
- (ハ) 電氣又は瓦斯を供給する行爲、
- (ニ) 運送に關する行爲、例へば鐵道、汽船會社の運送契約は此の商行爲である、
- (ホ) 作業又は勞務の請負、
- (ヘ) 出版、印刷又は撮影に關する行爲、
- (ト) 客の來集を目的とする場合即ち旅店、下宿屋、飲食店、劇場が客を入場せしむる行爲、
- (チ) 兩替其他の銀行取引、
- (リ) 保險の行爲、生命、火災、傷害、家畜、信用、運送、海上保險等の種類其他

種々に分たれて居る、

- (ヌ) 寄託の引受即ち物の保管を爲す行爲、
- (ル) 仲立又は取次に關する行爲、即ち地所建物の賣買周旋、奉公人の口入、問屋、運送取扱人又は廣告取次人が客と取結ぶ所の受託契約等である、
- (ヲ) 商行爲の代理の引受、

以上の行爲はつまり商人が爲せば商行爲となるのである、單に賃金を得んが爲めに物を製造し、若しくは勞務に服する者の行爲はたとへ營業として之れを爲すも商行爲とはならぬ(商二六)(四但書)。

◎附屬的商行爲 商人が其營業の爲めに爲す所の行爲はすべて之れを商行爲とする、蓋し斯くの如く規定せねば一々其商行爲なるや否やの疑ひが起りて商取引上種々の障害があるからである、社會は複雑に經濟上の財や商行爲の目的物やの需給に關係の商行爲中、或る一人に對しては商行爲であるが相手方に對しては商行爲でないことがあつた、さればとて其準據する法律を一方に商法に依り一方を民法によらしむること

商業（附屬的商行爲）

商業（商業登記、登記の種類）

とは實際不便であるから、一方の者に商行為であるときは双方に商法の規定を適用するるのである（三商）。

◎商業登記 は區裁判所又は其出張所の商業登記簿に記載するので、つまり商業

上の或る事項を一般公衆に知らしめ其取引を安全ならしめんとするのである、故に未成年者、妻、後見人が商業を営むときは何人も果して其商行為を爲すの能力があるか無いかを疑ふてあらう、此の場合に於て登記をさへ爲して居れば相手方は直ちに商行為を爲すことが出来ると信じ安全に種々の取引を爲すことになる。故に登記したる事項に付ては裁判所が之れを新聞紙上及び官報紙上で公告する、且つ申請によりて登記簿及び附屬書類の閲覧を許し謄本、證明書をも交付する、此の登記は當事者の請求によりて所轄區裁判所（或は出張所）が爲すもので、若し登記と公告とが違ふたときは其登記を以て有効とする、従つて第三者は公告が登記事項に違つて居ると云ふので對抗することが出来ぬ（商一四）。

◎登記の種類 は未成年者、妻、後見人が商業を営むとき、支配人の選任、商號か

ら會社の設立、會社の社債、社債償還、清算人の選任、會社の解散、合併等悉く登記せねばならぬ、且つ所在地、重役の變更、支店の増設、營業目的の變更、定款の變更等皆登記すべきことになつて居る（商一五）。

◎商業登記の効力 は其登記したる事項を第三者に對して主張することが出来るのである、例へば商號の登記であれば其登記をした後は之れと同一又は類似の商號を他人が使用することが出来ぬ（同一市町村内にて）、若し之れを使用するものあらば其差止めを請求し得る、其他支配人の登記であれば其支配人であると云ふので、裁判上ても裁判外でも支配人であると云て主人の爲めに法律行為を爲すことが出来る、従つて他人が支配人一個人と契約する積りであつたとしても尙ほ主人の爲めに効力を生ずるのである（商二〇）。

◎商業登記簿の閲覧 をなさんとするには商業登記簿のある區裁判所（出張所）に左の申請書を差出すが宜い、又此の登記簿閲覧と共に其附屬書類の閲覧を欲する場合もある、附屬書類とは合名會社に於ける代表社員に對する總社員の同意書、株式會社に

商業（商業登記の効力、商業登記簿の閲覧）

商業（商業登記簿閲覧申請書式、商業登記簿及附屬書類閲覧申請書式）

於ける取締役の就任又は退任に關して決議、辭表其他資本拂込の書類、等のことを指稱する、此附屬書類をも閲覧せんとする時にも申請書を要するから併せて茲に示すのである（但し附屬書類は利害關係を證明しなければ閲覧を許さぬ）。

◎商業登記簿閲覧申請書式

商業登記簿閲覧申請

一登記簿ノ種類

合名會社登記簿（又ハ合資會社、株式會社、株式合資會社、若クハ商號、未成年者、妻、後見人、支配人登記簿）

一閲覧セント欲スル登記事項

何々合名會社ノ登記（又ハ株式會社何々、妻何某、後見人何某ノ登記）

右閲覧致シ度此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

◎商業登記簿及附屬書類閲覧申請書式

商業登記簿及附屬書類閲覧申請

一登記簿ノ種類

合名會社登記簿（……前號ニ同ジ）

一閲覧セント欲スル事項

何々ノ登記及何々ノ附屬書類（例ヘバ代表社員ノ就任ニ關スル附屬書類又ハ何々）

一登記上利害ノ關係

何々

右閲覧致シ度此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

次に商業登記簿の謄本又は抄本を得んとするものは左の如き申請を爲せば宜しい。

◎商業登記簿謄本交付申請書式

商業登記簿謄本交付申請

一謄本ノ交付ヲ請求スル登記事項

何々ノ登記

一手數料

金何拾錢也

右謄本交付相成度此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

次に抄本の交付を申請せんとする書式を掲ぐ、

◎商業登記簿抄本交付申請書式

商業（商業登記簿謄本交付申請書式、商業登記簿抄本交付申請書式）

商業（登記事項に變更なき證明申請書式）

商業登記簿抄本交付申請

一抄本ノ交付ヲ請求スル部分 何々ノ部分

一抄本ノ數 何通

一手數料 金何拾錢也

右抄本交付相成度此段申請候也

年月日

郡市區町村番地

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

次に登記事項に付ての證明申請の例を示す、

◎登記事項に變更なき證明申請書式

登記事項ニ變更ナキコトノ證明申請

一證明ヲ請求スル事項

何々合資會社ノ登記事項中目的、何々資本總額何圓、業務執行社員何某、何某

一手數料

金何拾錢也

右證明相成度此段申請候也

年月日

郡市區町村番地

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

◎登記事項の登記なき證明申請書式

登記ニ登記事項ノ登記ナキコトノ證明申請

一證明ヲ請求スル事項

何々合資會社ノ登記事項中解散ノ年月日ニ登記ナキコト

一手數料

金何拾錢也

右證明相成度此段申請候也

郡市區町村番地

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

總べて登記となつたときは、必要の場合は登記濟證の交付を申請することが出来る、

此の場合の申請書はかうである。

◎登記濟證交付申請書式

登記濟證交付申請

一登記濟證ノ交付ヲ請求スル登記事項

何々株式會社設立ノ登記

一手數料

金何拾錢也

右登記濟證交付相成度此段申請候也

商業（登記事項の登記なき證明申請書式、登記濟證交付申請書式）

商業（登記に要する印鑑證明、登記印鑑證明申請書式）

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

◎登記に要する印鑑證明 市町村に於けると同様、總べての登記には必ず同一の印鑑でなければならぬ、印鑑の雛形は簡人並に會社の取締役、代表社員共に同じく堅五寸横一寸の厚紙を用ゆ、此の印鑑を登記所に差出し置き必要があるときは印鑑の證明を申請するのである。

◎登記印鑑證明申請書式

印鑑證明ノ申請

五寸

郡市區町村番地

何々會社代表社員（取締役）

氏

年月日生

一 寸

用紙ハ厚紙

右印鑑何區裁判所（何出張所）ニ提出スル必要有之候ニ付證明相成度此段申請候也

郡市區町村番地

商業（商業帳簿、帳簿の種類）

年月日

區裁判所（出張所）御中

何々合資會社代表社員（取締役）

申請人 氏

名印

すべて之等登記のことは最も必要の事項で手落があれば挽回することが出来ない場合があるから、最も慎重に且つ適法に申請せねばならぬ、且つ登記官吏の見解如何によりては其登記申請の受理上に多少の差異あるを免れぬ、故に能く登記官吏の指示するに任せて訂正すべき點は直ちに訂正して成るべく登記上の手續をば簡易にすることを期せねばならぬ、尤も登記官吏が不當の處置を爲すときは抗告と云ふ手續があるが、これは餘りに爭議の末に趨りて實益が無いから茲には省略する。

◎商業帳簿 は資本金五百圓以上を有し、且つ戸々に付き又は道路に於て商なふ小商人にあらざる以上は必ず備へ付けねばならぬ、是れ獨り商人自身の利益のみならず、

他の第三者も直接間接利益を受くることがあるからである（八）。

◎帳簿の種類 は日記帳、財産目録、貸借對照表の三種とし、之れ以外の帳簿を備ふることは各人の自由に任せて居る、併し此の三種の帳簿だけは備付くる義務がある

商業（日記帳、財産目録、貸借対照表、商號）

又其帳簿は營業上の信書と同じく十年間保存せねばならぬ（商二八）、左に三種の帳簿の概念を掲ぐ。

◎日記帳 は商人の日日の取引及び財産上に影響を及ぼすべき一切の事項を記載する、但し家事の生活費用は一ヶ月に累計して其總額を記載することが出来る、又小賣の取引に付ては現金賣と掛賣とを區別し、日々の上總額のみを記載しても宜しい。

◎財産目録 には商人に屬する總べての財産を記載すべく、即ち動産、不動産、債權、債務等を洩れなく網羅するのである。

◎貸借対照表 は貸方と借方とに分ちて記載するので、夫の財産目録の摘要とも云ふべきものである、其貸方は資産の義で、借方は負債の義である、普通の商人なれば開業の時及び毎年一回作れば宜いが、會社が年に二回以上利益の配當を爲さんとするときは、其配當期毎に貸借対照表を作り、特に設けたる帳簿に記すべきである。

◎商號 は商人が營業上稱する名前前三越、白木屋、紅葉館、精養軒乃至は日本郵船會社等は皆商號である、之等は商人の自由に命名し得るも（商一六）、會社は其商號中

に株式會社、株式合資會社、合名會社、合資會社の文字を用ひなければならぬ（商一七）、又會社でない商人は其商號の中に會社の文字を用ひてはならぬ、尙會社の營業を讓受けたものもさうである。

◎商號の登記 をすれば他人は同じ商號を以て同一市町村内に於て登記することが出来ぬ、且つ同一の市町村に於て同一の營業を爲すに際しては同一の商號を用ゐることとは出来ぬ、故に若し不正の競争の爲め同一又は類似の商號を使用するものに對し、商號を登記したる者が何時にても其商號の使用を差止め且つ損害があるときは其賠償を請求することも出来る（商二〇）、左に商號登記の申請書を掲ぐる。

◎商號登記申請書式

商號登記申請

一登記ノ目的 商號登記

一登記ノ事由 商業ヲ營ム爲メ商號ヲ新設セシヨリ本店又ハ支店ノ所在地タル當所ニ於テ左ノ事項

ノ登記ヲ求ム

商號 何々

商業（商號の登記、商號登記申請書式）

商業（支店の商號申請書式）

營業ノ種類

何々

營業所

郡市區町村番地

商號使用人住所氏名

府縣郡市區町村番地 氏 名

一登録稅額

金何圓也

右登記相成度此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

◎支店の商號申請書式

商號登記申請

一登記ノ目的

商號登記

一登記ノ事由

甲市區町村番地ニ本店ヲ有シ商業上商號ヲ用ヒ來リタル處今般乙市區町村番地ニ支店ヲ設ケタルニ因リ其ノ支店所在地タル當所ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ求ム

商號

何々

營業ノ種類

乙市區町村番地

商號使用者ノ氏名住所

甲市區町村番地 氏 名

一登録稅額

金何圓

右登記相成度此段申請候也

甲市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

次に商號の變更があつたときと商號廢止に關する申請書を示す。

◎商號登記變更申請書式

商號登記變更申請

一登記ノ目的

商號變更ノ登記

一登記ノ事由

何郡市區町村商號登記簿第何號商號何々ノ登記事項中何年何月何日商號何々ヲ何々ト變更シタルニ因リ本店（又ハ支店）ノ所在地タル當所ニ於テ其登記ヲ求ム

一登録稅額

金何圓也

右登記相成度此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

商業（商號登記變更申請書式）

商業（商號廢止登記申請書式、商號の讓渡抹消）

○商號廢止登記申請書式

商號廢止登記申請

登記ノ目的

商號廢止ノ登記

一 登記ノ事由

何年何月何日何市町村商號登記簿第何號ニ登記シタル商號何々ヲ廢止セルニヨリ本店（又ハ支店）ノ所在地タル當所ニ於テ其登記ヲ求ム

一 登録稅額

金何程

一 添附書類

（死亡ノ場合ニハ戸籍謄本其他廢止ノ理由ヲ證明スベキモノ）

右登記相成度此段申請候也

市町村番地（家督相續人）

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

○商號の讓渡抹消

商號は商人の信用を代表するものであるから之れを讓渡するこ

とが出来（二）併し之れが讓渡には登記を要する、斯く商號は商取引上重大なる

關係があるから若し該商號を廢止し變更したる場合に於て尙之れが變更又は廢止の登

記を爲さぬときは利害の關係あるものから抹消の請求を爲すことが出来る（三四）、左

に之等の書式を掲ぐ。

○商號取得登記申請書式

商號取得登記申請

一 登記ノ目的

商號取得ノ登記

一 登記ノ事由

何年何月何日商號讓渡契約ニ因リ何市町村商號登記簿第何號ニ登記セル何某ノ商號何々ヲ續用スルタメ讓リ受ケタルニヨリ本店ノ所在地タル當所ニ於テ其ノ登記ヲ求ム

讓受人ノ住所氏名

市町村番地 氏 名

一 登録稅額

金何程

一 添附書類

商號讓渡契約證書 壹通

右登記相成度此段申請候也

郡市町村番地讓受人

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

利害關係人より商號登記抹消を申請する場合は左の通り

○商號登記抹消申請書式

商號登記抹消申請

一 登記ノ目的

商號登記抹消ノ登記

商業（商號取得登記申請書式、商號登記抹消申請書式）

商業（商號並に營業の讓渡）

一 登記ノ事由 左記商號使用者某ハ既ニ商號ヲ變更シタルニ拘ラズ之ガ登記ヲ爲ササル爲メ申請人ハ其ノ使用ノ商號登記ヲ爲スコトヲ得ズ依リテ本店ノ所在地タル當所ニ於テ左記商號登記ノ抹消登記ヲ求ム

商 號 何々
營業ノ種類 何々
營業所 郡市區町村番地
商號使用者ノ住所氏名 郡市區町村番地氏名
一 登録税額 金何程

右登記相成度此段申請候也

年月日 郡市區町村番地 申請人 氏 名

區裁判所（出張所）御中

○商號並に營業の讓渡 商人は商號を譲り渡すこと出来ると同様營業を譲り渡し、或は商號と營業と共に譲り渡すことが出来る、此の場合は讓渡人は同一の市町村内に於て二十箇年は同一の營業を爲すことが出来ぬ、但し双方が特別の約束を爲せば三十ヶ年以内（同一府縣内）迄其の効力を生ずる、尤も讓渡人が不正の競争を爲さんとす

るのであれば、讓受人は以上の規定に拘らず其營業上に付て故障を主張することが出来る（二）、左に之れが讓渡契約の書式を掲ぐ。

○商號讓渡證書式

商號讓渡證書

何市區商號登記簿第何號登記

一 商號 何々

此讓渡代金何程

右商號ハ拙者ノ營業上何年何月何日何區裁判所（出張所ニ）於テ登記ヲ受ケ使用シ來リタルモ今般前記代金ヲ以テ貴殿ニ讓渡シ代金ヲ受取リタルコト實正也然ル上ハ今後同一市區町村内ニ於テ同一營業ノ爲メ右商號ト同一又ハ類似ノ商號ヲ登記又ハ使用致サズ且ツ如何ナル場合ニアリテモ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商號ヲ登記又ハ使用致間敷候仍テ讓渡證書一札如件

府縣郡市區町村番地職業

年月日

讓渡人 氏

名

府縣郡市區町村番地職業

讓受人 氏 名

○營業讓渡契約書式

商業（商號讓渡證書式、營業讓渡契約書式）

商業（營業讓渡契約書式）

營業讓渡契約書

府縣都市區町村番地職業

府縣都市區町村番地職業

讓渡人 氏

名

讓受人 氏

名

右當事者間ニ於テ營業讓渡ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 讓渡人某ハ何所ニ於テ現ニ營ミツツアル何々營業ヲ代金何程ヲ以テ讓受人某ニ讓渡シ讓受人某ハ之ヲ讓
受ケタリ

第二條 讓渡人ハ前條ノ讓渡ニ付キ何府縣内ニ於テ本日ヨリ向フ三十ケ年間同一ノ營業ヲ爲サザルベキコト及ビ
如何ナル場合ニ於テモ不正ノ競争ヲ以テ同一ノ營業ヲ爲サザルベキコトヲ特約セリ

第三條 第一條ノ代金ハ此ノ契約ノ締結ト共ニ讓受人ヨリ直チニ讓渡人ニ支拂ヒ讓渡人ハ之ヲ收受セリ

第四條 營業ニ關スル債權債務ハ從來ノ通り讓渡人ノモノニシテ讓受人ニ何等ノ關係ナキコト（若シ關係アルト
キハ其條件ヲ記載スベシ）

右契約ヲ證スル爲メ本證書ヲ作成シ各署名捺印シ各一本ヲ保存スルモノ也

右

年月日

氏 氏

名 名

因ニ云フ商號と營業とを共に讓渡する場合も此書式に準じて作るが宜い。

◎不正競争に基ク商號の禁止 請求することは商法の許す所である、尤も請求者
が其用ゆる商號を登記して置かねばならぬ、不正の競争の目的であれば同一市町村内
でなくとも其使用することを禁止することが出来るし、同一市町村に於て同一の商號
を用ゆるものに對しては不正競争の目的に出づるものと看做して禁止の請求が出来る

(商) 左に其請求と請求の訴狀を掲ぐる。
◎同一商號使用禁止請求書式

同一商號使用禁止請求書

何府縣都市區町村番地ニ於テ貴殿カ何業ノ爲メニ使用セラルル商號何々ハ拙者カ何所ニ於テ何業ニ使用スルタメ
何年何月何日何區裁判所（出張所）ニ於テ登記ヲ受ケタル商號ニ候然ルニ貴殿ガ同一市町村内ニ於テ同一ノ營業ニ
使用スルハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ使用スルモノト推定致サレ候ニ付爾後該商號ノ使用ヲ止メラレ度右及請求候
也

追テ此ノ請求ニ應セサルトキハ裁判上使用禁止ノ請求可仕且ツ損害賠償ノ請求ヲモ可致候此段爲念申添候也
府縣都市區町村番地職業

年月日

氏

名

商業（不正競争に基ク商號の禁止、同一商號使用禁止請求書式）

商業（同一商號使用禁止及び損害賠償請求の訴書式）
府縣郡市區町村何番地職業
氏 名殿

◎同一商號使用禁止及び損害賠償請求の訴書式

同一商號使用禁止及び損害賠償請求ノ訴

府縣郡市區町村番地平民（士族）職業

原告 氏

名

府縣郡市區町村番地平民（士族）職業

被告 氏

名

請求ノ一定ノ目的

被告ガ何々ト稱スル商號ヲ使用スルコトヲ止ムベキコト及ビ被告ガ右商號ノ使用ニ因リテ原告ニ生ゼシメタル損害金幾何ノ賠償

請求ノ一定ノ原因

原告ハ何府縣何郡市區町村何番地ニ於テ何々營業上ニ使用スル目的ヲ以テ何年何月何日何區裁判所（出張所）ニ於テ何々ノ商號ノ登記ヲ受ケ爾來之レヲ使用シ來リタル所被告ハ其ノ後ニ至リ何年何月何日頃ヨリ原告ノ營業所ト同一市町村ナル何府縣何郡市區町村何番地ニ於テ原告ト同一ノ營業ヲナシ且ツ原告ノ使用スル商號ト同一ノ商號ヲ使用セリ是レ明ラカニ不正競争ノ目的ニ出ツルモノト思料セルニヨリ原告ハ被告ニ對シテ該商號ノ使用方ヲ止メラレンコトヲ請求ニ及ビシモ被告ハ毫モ之ニ應ゼザルヲ以テ茲ニ右商號ノ使用ヲ止ムベキコト及ビ其ノ商號ノ

使用ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スル爲メ本訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立

被告ハ原告ト同一ナル商號ヲ使用スルコトヲ止メ且ツ其ノ使用ニ因リテ生ジタル損害金何程ヲ原告ニ賠償スベシトノ判決相成度候

證據方法及附屬書類ノ表示

- 一 商號登記ノ登記簿謄本 壹通
- 一 被告ガ原告ト同一ノ商號ヲ使用スル證明書 壹通
- 一 右商號ノ使用ニ因リテ生ジタル損害ノ證明 何々
- 一 何々

右

原告 氏

名

年月日

地方裁判所長判事氏名殿

前述の通り不正の競争の目的で同一の商號を使用する者に對しては、同一郡市町村内てなくも亦此の訴を起すことが出来る。

營業使用人及代理商

營業使用人及代理商

營業使用人及代理商（營業、支配人の權限）

◎營業 は幾多に分れて居る、而して其如何なる行爲が商行爲であるかは既に述べた通りである、故に之等の商行爲を營業とするのが商業とせねばならぬ。其商業を營むものに付ては小は大道縁日の小商人より旅館、料理店、貸席、書籍商、日用品の販賣、雜貨、賣藥等我々の日常必要とするものを販賣取引するものから大にしては銀行會社の如き金融の機關や大企業も亦商人である、從つて此商人は種々の雇人を要する其雇人は法律上商業使用人とする、即ち支配人、番頭又は手代及び丁稚、小僧の類である。

◎支配人の權限 は中々重大なるもので、内部では雇人として營業上の勞務に服するけれども、又外部に對しては主人に代はりて營業に關する一切の行爲を爲す權限があつて番頭手代迄も選任し若くは解任することが出来る（三〇）、故に支配人の選任又は解任は商人にとりては重大な問題である、而して支配人を定むるには必ず支配人選任契約を締結し、且つ支配人選任の登記を要する、從つて支配人の代理權が消滅したとき、解任した時は本店又は支店の所在地に於て登記せねばならぬ、左に支配人選

任申請の例を掲ぐ、

◎支配人選任登記申請書式

支配人選任登記申請

- 一 登記ノ目的 支配人選任ノ登記
- 一 登記ノ事由 支配人ヲ選任シ何業ヲ營マシムル爲メ本店ノ所在地タル當所ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ求ム
- 支配人ノ氏名住所 郡市町村字番地 氏 名
- 主人ノ氏名住所 全 上 氏 名
- 支配人ハヲ置キタル住所 郡市町村字番地
- 一 登録 税 金何圓

右登記相成度此段申請候也

年 月 日 郡市區町村番地職業主人（會社ならば社名及其代表者） 申請人 氏 名

區裁判所（出張所）御中

◎支配人と主人

との關係は從來慣習に従ひ多くは支配人の方から證書類を差し入れて其職務に従つて居るが、日進月歩の今日商人は一の資本主であり又經營者であり其經營の實行が一に支配人の手腕に俟つことになる。と支配人に對しても敬意を拂はね

營業使用人及代理商（支配人選任登記申請書式、支配人と主人）

營業使用人及代理商（支配人選任契約書式）

ばならず、主人と支配人とは法律關係を以て連結されるやうになるから茲に支配人契約證書を作成するの必要が起る、故に左に其標準ともなるべき契約書の例を掲ぐるから之れを參照して作成するが宜い、尤も其契約事項の如きは勿論双方の意思に基きて作るべきである。

◎支配人選任契約書式

支配人選任契約書

府縣郡市區町村字番地職業

主人 氏

名(甲)

府縣郡市區町村字番地職業

支配人 氏

名(乙)

右當事者間ニ於テ支配人ノ選任ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 右主人某(甲)ハ其支店(本店)ニ於テ米穀商(何々)ニ從事セシムル爲メ右某(乙)ヲ支配人ニ選任シ某(乙)ハ之ヲ承諾シタリ

第二條 主人某ハ支配人某ニ對シテ一ヶ月何圓ノ俸給ヲ給スルコトヲ約シ毎月何日迄ニ無相違支給ス

第三條 支配人某ハ主人某ノ指揮監督ニ從ヒ誠實勉勵ヲ旨トシ主人ノ營業一切ニ付キ其ノ定メラレタル事務ニ從事ス

第四條

支配人ハ主人ニ代ハリテ其ノ營業ニ關スル一切ノ行爲ハ勿論一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有シ且ツ番頭手代其他ノ使用人ヲ選任又ハ解任スルノ權限ヲ有ス但シ左ノ事項ヲ爲スニハ主人ノ許諾ヲ受クルコトヲ要ス

一 營業上重要ナル事項

二 主人ニ利害關係ヲ及ボス重大ナル事項

三 何々

第五條 支配人ハ猥リニ主人ノ許諾ナクシテ其ノ勞務ヲ廢スルコトヲ得サルモノトス但シ正當ノ事由アルトキハ此ノ限りニアラズ

第六條 支配人ハ營業上ノ費用ヲ除クノ外食料、住居、衣類其他一身ニ關スル一切ノ費用ヲ負擔ス

第七條 支配人ガ此ノ契約ニ違背シ又ハ品行不良業務ニ不忠實ナルトキハ主人ハ何時ニテモ解任スルコトヲ得ルモノトス

第八條 主人ガ支配人ニ對シテ二ヶ月以上俸給ヲ支拂ハザルトキハ支配人ハ本契約ヲ解約スルコトヲ得

第九條 各當事者ハ正當ナル事由アルトキニ限り何時ニテモ解約スルコトヲ得ルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作成シ署名捺印シ各其一通ヲ保存スルモノ也

右

年月日

氏 氏

名 名

營業使用人及代理商（支配人選任契約書式）

營業使用人及代理商（支配人の義務、支配人の解任、番頭又は手代）

◎支配人の義務 として其與へられたる地位に準じ主人の爲めに全力を致して其業務に従事せねばならぬ、従つて支配人は主人の許諾が無ければ自己又他人の爲めに主人の營業の部類に屬する商行爲をなし、又は同種の營業を爲すことを目的として設立せられた會社の無限責任社員となることが出來ない（三三）、若し支配人が此の義務に背きて自己の爲めにする目的で主人の營業と同一のことを爲したるときは、主人は直ちに其行爲を以て主人の爲めになしたる行爲と看做す権利もある（三三）、但し主人が爲す此の権利は其行爲を知りたるときより二週間以内に其手續をせねばならぬ、又知らずに一ケ年を経過しても此権利は消滅する。

◎支配人の解任 は素より支配人と主人との契約に基くが其期間を定めないとときは双方から何時にても解約することが出来るが、豫じめ豫告して置いた期間後に於て解任することが双方の便利で又徳義上斯くあるべきだからさうするが宜しい。

◎番頭又は手代 は主人又は支配人から委任された事項に付ては主人に代はりて一切の行爲を爲す権限を有する商店に坐はりて品物を賣買し取引するも皆主人に代はり

て爲すものである（三三）、矢張り民法上の雇傭契約に基きて其勞務に服するもので、通ひ番頭又は手代へは給料を與へる又主家に寢食しても多少は與へるやうである、若し長年月の間主家に番頭として勤めたるものは漸次給料を上げられ、或は支配人となり又は暖簾を分けて支店を出して貰ふこともある。

◎商業使用人 には支配人番頭手代以外のものがある、夫の丁稚小僧の如きものは商業使用人として只商業取引上に於ける實際上の勞務に服し、主人に代りて賣買取引等に關する法律行爲を爲す権限を有たない、之等の使用人と主人との關係は民法に規定せる雇傭關係に従ふものである（三五）、左に丁稚小僧として商店に住み込む時に爲す契約書の例を示す、丁稚小僧は通例八九歳より十五六歳迄であるから親が其契約を結ぶことになる。

◎商業見習雇傭契約書式

商業見習雇傭契約書

府縣郡市區町村字番地職

使用者 氏

名

營業使用人及代理商（商業使用人、商業見習雇傭契約書式）

營業使用人及代理商（商業見習雇傭契約書式）

府縣郡市區町村字番地職業

何某長（次、三）男

勞務者 氏

名

府縣郡市區町村字番地職業

右某父

法定代理人 氏

名

府縣郡市區町村字番地職業

保證人 氏

名

右當事者ニ於テ商業見習雇傭及ビ其保證ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條

右勞務者某法定代理人某ハ右勞務者某ガ右使用者某ノ何商業見習ノ爲メ其ノ勞務ニ服スルコトヲ約シ使用者某ハ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約セリ

第貳條

勞務者ハ使用者又ハ使用者ノ支配人番頭手代ノ指揮監督ニ基キ勤勉誠實ヲ旨トシテ其ノ商業ヲ見習ヒツツ使用者ノ勞務ニ服スルモノトス

第參條

勞務者ハ使用者支配人ノ命令ヲ遵奉シ且ツ定メラレタル店則ヲ遵守スベシ

第四條

勞務者ハ使用者ノ定ムル休業日及ビ正當ノ事由アル場合ノ外使用者支配人又ハ番頭ノ許諾アルニアラザレバ其ノ勞務ヲ廢セザルモノトス

第五條

勞務者ガ勞務中ニ於テ疾病又ハ負傷ヲナシタルトキハ其ノ治療ニ要スル費用ハ使用者（又ハ勞務者）ニ於

テ負擔スルモノトス

第六條

使用者ハ勞務者ニ對スル報酬トシテ左ニ掲グル行爲ヲ爲スベシ

一 商業ノ指導ヲ爲スコト

二 毎月末日ニ小遣錢トシテ金何圓何拾錢ヲ給スルコト

三 勞務者ノ食料、衣服、住居及ビ其ノ他ノ費用ヲ負擔スルコト

第七條

此ノ雇傭ノ期間ハ何年何月何日ヨリ何年何月ニ至ル何ヶ年トス

第八條

勞務者ガ此ノ契約ヲ履行セズ品行不其ノ他不正ノ行爲アルトキハ使用者ハ何時ニテモ解雇スルコトヲ得ルモノトス

第九條

使用者ガ勞務者ニ對シテ其ノ職務ヲ怠ルトキ又ハ重大ナル虐待ヲ加ヘタルトキハ勞務者ヨリ解約ヲ爲スコトヲ得

第十條

勞務者ハ使用者ノ商業指導ニ報ユル爲メ第七條ノ期間經過後何ヶ年間引續キ同一ノ條件ヲ以テ勞務ニ服スベシ

第十壹條

各當事者ハ正當ノ事由アルトキハ何時ニテモ解約ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第十貳條

保證人某ハ勞務者ノ行爲ニ付一切其ノ責ニ任ズルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作りテ署名捺印シ各其ノ一通ヲ所持スルモノ也

右

年月日

使用人 氏

名

營業使用人及代理商（商業見習雇傭契約書式）

營業使用人及代理商(代理商の意義、代理商契約書式)

勞務者某法定代理人 氏 保證人 氏

名(甲) 名(乙)

◎代理商の意義 商人が其營業を手廣くするには澤山の支店を置かねばならぬが、多くは代理商をして各地に其營業の代理を爲さしむる(三六)、商法の代理商は即ち是等に關する規定である、要するに代理商は支店の規模を少にしたるもので支店の開設の如き澤山の費用を要せない利益がある、抑も此の代理商は支配人番頭等の如き使用人でなく、一定の商人の爲めに其營業の代理又は媒介をなすものである、近く保險會社等の代理店を見れば思ひ半ばに過ぐるであらう、又肥料會社の代理商等は主として委託販賣をする。故に代理商は獨立の商人で常に繼續的になすものである、左に代理商の契約證書の例を示す。

◎代理商契約書式

代理商契約書

府縣郡市區町村字番地職業

本人 氏

名(甲)

府縣郡市區町村字番地職業

代理商 氏

名(乙)

右當事者間ニ於テ代理商ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 右本人某(甲)ハ代理商某(乙)ニ對シ何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル迄代理商トシテ甲ノ營業タル

何々肥料ノ販賣ヲ爲スコトヲ委任シ(乙)ハ之ヲ承諾シタリ

第貳條 此契約ニ基キ本人某(甲)ヨリ代理商某(乙)ニ販賣ヲ委託スベキ肥料ノ種類及ビ一年間ノ數量ハ左ノ限度

トス

一何々 何百貫迄(何程)

一何々 何程

一何々 何程

第參條 本人(某)ハ前條ニ掲ゲタル肥料ヲ其ノ必要ナリト認ムル時代理商某ニ送付スベキモノトス

第四條 本人某ガ前條ノ送付ヲ爲ストキハ代理商某ニ對シ其送付セシ肥料ノ賣價ヲ指示スルコトヲ要ス

第五條 代理商某ハ本人某ヨリ送付サレタル肥料ヲ其ノ指定セラレタル代價ヲ以テ販賣スベシ

代理商某ガ本人某ヨリ指定セラレタル代價ヨリ少キ代價ヲ以テ販賣シタルトキハ指定シタル代價ヲ以テ

販賣シタルモノト看做ス

第六條 代理商某ハ其委託ヲ受ケタル肥料ノ販賣方法ニ付テハ自己ノ意思ヲ以テ決定スルモノトス

第七條 代理商某ハ其ノ委託ヲ受ケタル肥料ノ販賣シタルトキハ遲滯ナク之ヲ本人某ニ通知スベシ

營業使用人及代理商(代理商契約書式)

營業使用人及代理商（代理商の義務）

第八條 代理商某ハ毎月何日ヲ以テ支拂期日ト定メ其月ニ於ケル肥料ノ販賣高總額ヲ本人某ニ支拂フベシ

第九條 代理商某ハ其肥料ノ販賣ニ關スル一切ノ費用ヲ負擔スルモノトス

第十條 本人某ハ委託シタル肥料ヲ代理商某ガ販賣シタルトキハ左ノ區別ニ依リ報酬ヲ給スルモノトス

一、販賣額 何圓以下ノ時ハ其金額ノ何割、

一、全 何圓以下ノ時ハ其金額ノ何割、

第十壹條 代理商某ノ管理セル場所ニ保管セラレザル肥料ハ代金及ビ報酬ノ支拂ニ付キ特ニ販賣シタルモノト看

做スベキモノトス

第十貳條 代理商某ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委託事務ヲ處理シ且ツ肥料ヲ保管スベキ場合ニ於テハ自己ノ

財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ爲スベシ

第十參條 代理商某ハ本人某ノ許諾ヲ受クルニアラザレバ自己又ハ第三者ノ爲メニ本人某ノ營業ニ屬スル商行爲

ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ以テ目的トセル會社ノ無限責任社員ト爲スコトヲ得ザルモノトス

右ノ契約ヲ證スル爲メ此ノ證書ヲ作り各署名捺印シ各其一本ヲ保存スルモノ也

年月日

右氏

氏

名

名

◎代理商の義務

斯の如き契約に基きて代理商又は其商行爲又は委託せられたる事項の媒介を爲すものであるから本人並に他人に對する關係は委任、代理、委託に關す

る一般の方則が行はれて居る、併し之等の通則に因るものの外代理商の責任として認むべきはからである。

(一) 通知の義務 商行爲の代理又は媒介をなしたる時は遅滞なく本人に通知せねばならぬ(三七)、

(二) 通知を受くる権限 物品販賣の委託を受けたる代理商は其販賣品の數量、目的物の瑕疵、又は不足に付ての通知を受けねばならぬ(三九)、

(三) 特別留置權 代理商は商行爲の代理又は媒介を爲したるに由りて生じたる債權に付き本人の爲めに占有する物には留置權を保留する(四一)、

(四) 競争的行爲の禁止 代理商は本人の許諾あるにあらざれば本人と同一營業の部類に屬する商行爲をなし、又は同種の營業をなす會社の無限責任社員になることが出來ぬ(三八)、

◎代理商契約 是當事者が定めた期間の終了又は豫しめ定めたる場合の到達に於て解除せらる、尙病氣其他正當の理由あれば解約することが出来る、尤も解約すべき事

營業使用人及代理商（代理商契約）

營業使用人及代理商（代理商契約解除通知書式）仲立業問屋及び運送業（仲立業の意義）

由が定めてないときは二ヶ月以前に申入れて解約することが出来る、左に代理商契約解除の通知書を掲ぐるから之れに基いて通知書を發するが宜い。

◎代理商契約解除通知書式

代理商契約解除通知書

何年何月何日貴殿ト代理商契約（又ハ物品委託販賣契約）致シ候處過般ヨリ拙者義務氣ニ罹リ到底契約ノ履行ヲ爲スコト能ハズ右ハ商法第四十條ニ規定セル止ムヲ得ザル事由ナルニ因リ茲ニ商法第四十條ニ依リ右何年何月何日締結ノ代理商契約（又は物品依託販賣契約）ハ解除致シ候間此段及御通知候也

府縣郡市區町村字番地職業

年月日

代理商 氏

名

府縣郡市區町村字番地職業

本人 氏 名

仲立業問屋及び運送業

◎仲立業の意義 仲立營業は他人間に於て行はるる商行爲の媒介を爲すものである（商三〇五）、而して之れが營業を爲すものを仲立人とする、此の仲立業は相對的商業の一

つてあるから、之れを營業とするものは一の商人で代理店とは異りて居る、既に媒介した商行爲が成立したときは仲立人から次の如き通知書を發する。

◎媒介行爲成立通知書式

媒介行爲成立要領書

府縣郡市區町村番地職業

賣主 氏

名

府縣郡市區町村番地職業

買主 氏

名

右當事者間ニ於ケル何品（若シクハ土地）賣買契約仲立人等ノ媒介ニ依リ何年何月何日成立ス其ノ要領左ノ如シ

一、賣主某甲何々ヲ金何圓ニテ買主某ニ賣渡シ買主某ハ之レヲ買受クルコトニ各自承諾シタリ

二、賣主某ハ右賣買ト共ニ其目的物ヲ何年月日同某所ニ於テ買主ニ引渡シ（或ハ登記手續済トシ）買主ハ引渡

ノ時買受代金ヲ支拂フモノトス

三、何々

此書面ハ商法第三百八條第一項ニ因リテ仲立人之ヲ作り署名捺印ノ後之ヲ各當事者ニ交付ス

府縣郡市區町村番地

年月日

仲立人 氏

名

仲立業問屋及び運送業（媒介行爲成立通知書式）

仲立業問屋及び運送業（仲立人の権利と義務、問屋の意義）

○仲立人の権利と義務 仲立人は商行為の媒介を爲す獨立の商人であるから、當然相當の報酬を受くる権利がある、而して其報酬は當事者双方が平分して負擔する、從つて仲立人は媒介行為に付て要する見本を受取りたる時は其行為が完成する迄之れを保管せねばならぬ、尙其行為が完成したるときは通知書を發し、更に其通知書の要項をば其帳簿に記載し、何時にても當事者の請求によりては其媒介行為の顛末に關する帳簿の謄本を交付せねばならぬ（商三〇九）、次に當事者の一方が其氏名又は商號を相手方に示すことを禁じたときは仲立人は其匿名者に代はりて履行する。

○問屋の意義 問屋とは自己の名を以て他人の爲めに物品の販賣又は買入等をなす者である（商三一三）、つまり商人が遠隔の地方に於て物を買入れ又は販賣せんとすると、一々店員を派出するは不經濟のことであるから、此の不便不經濟を補はんとて問屋營業なるもの現はれて來た、即ち問屋は委託者の委託を受けて取次的に買入、販賣をする、故に計算は委託者の計算で只自己が當事者となりて權利義務を自ら負擔し取得すると云ふに過ぎない、從て問屋と委託者との關係は委任であるから、代理委任の

規定に據るべきは勿論のことである。

○問屋の義務 としては通知書を發することである即ち問屋が委託者の爲に物品の買入をなしたり又は販賣したるときは、直ちに委託者に對して左の通知を發せねばならぬ（商三一九）。

○物品販賣通知書式

物品販賣通知書

一肥料 何程 但一石何程

何年何月何日販賣ノ御委託ニ相成候何々前記ノ代金ヲ以テ販賣致シ候間此段及御通知候也

府縣郡市區町村字番地

年月日

肥料問屋營業

氏

名

府縣郡市區町村字番地職業

委託者 氏 名殿

次に買入のときも之れに準ずべく、委託者の爲めになしたる販賣又は買入の契約に付きては委託者に對しては直接自ら履行すべき責任がある（商三一五）、故に相手方が容易に其（例へば肥料販賣の）代金を支拂はぬときは一般原則に従ひ強制執行又は契約解除

仲立業問屋及び運送業（問屋の義務、物品販賣通知書式）

仲立業問屋及び運送業（物品買買履行請求書式）

することが出来る。併し商人として裁判沙汰は忌むべきであるから取引上大に注意を要する、而して此買主が該肥料代金を支拂はぬときは當然の責任として問屋の方で其代金を委託者に支拂はねばならぬ、此場合に於ける委託者の爲す請求はかうである。

◎物品買買履行請求書式

物品買買履行請求書

一肥料 何程 但一貫何程

拙者ノ委託ニ係ル前記物品ノ販賣ノ義前掲ノ代金ヲ以テ販賣相成候趣何年何月何日附ヲ以テ御通知相成了承致候然ルニ其後相手方ニ對シ買買履行ヲ請求ノ趣御通知有之候へ共右ハ商法第三百十五條ニ依リ相手方ノ如何ニ拘ラズ貴殿ニ於テ御履行ノ責ニ任セラレ度此段及請求候也

府縣都市區町村字番地

年月日

委託者 氏

名

府縣都市區町村字番地

何々問屋營業 氏 名殿

終りに問屋の最も注意すべきことは委託の本旨に背かぬことである、故に若し委託者の指示したる代金より廉價で販賣し又は高價で買入れたときは自ら其差額をば負擔せ

ねばならぬ。

◎問屋の権利

は主として報酬を請求するのにある（商二七四）、其金額は契約又は慣習によりて定むる、次に委託者が問屋の買入れたる物品の受取方を拒み又は受取ることが出来ないときは、問屋は其物品を供託し又は競賣することが出来る（商三一八）、又委託せられたる販賣又は買入れによりて生じたる債權に付ては夫の代理商と同じく委託者の爲に占有せる物を留置することが出来る、所謂留置權を有するのである（商三一九）。

◎問屋の介入

とは是れ又問屋の權利で即ち販賣を委託せられたものが自己が買主となりて委託物を買ひ又は買入れを委託せられたとき自己が賣主となることである、此の場合に於ても問屋は委託者からの指示したる代價を以て買入れ、若くは販賣するのであるから報酬を請求することが出来る、但し此介入權は無制限ではない、取引所の相場ある物品に限るとしてある（商三一七）、斯うすれば問屋の方に於ても何とも自己の利益の爲め不正手段を弄する餘地がないからである、例へば株券、公債などは其介入をなし得るものの重なるものである。

仲立業問屋及び運送業（問屋の権利、問屋の介入）

仲立業問屋及び運送業（運送取扱営業の意義、運送取扱契約書式）

◎運送取扱営業の意義 前掲の問屋営業と同じく取次業の一種で、自己の名を以て他人の爲めに物品運送の取次を爲す其營業者を運送取扱人と云ふ(三二二)、故に之には問屋に關する規定が準用せられて介入權を認め、反對の特約が無いときは運送取扱人が自から運送人として物品の運送をなすことが出来る(三二七)、此の場合は云ふ迄もなく運送人と同一の權利義務を有する、従つて貨物引換證を發行することを得るも、運送取扱人が自身運送を爲すものと看做さるるから自ら運送を爲さぬときは委託者からの請求があつても此の貨物引換證を發行してはならぬ。左に運送取扱契約書の例を示さう。

◎運送取扱契約書式

運送取扱契約書

一運送品 何々
種類 何々
重量、容積 何程
荷造ノ種類、個數、記號 何々

一到達地

一荷受人

前記運送取引相成候ニ付テハ左ノ定メニ依リ取扱可申候

一運送品引渡期日ハ貨物ノ引受ヨリ何日内

一運送賃 金何程

一報酬 金何程

右運送取扱契約書差上候也

年月日 府縣都市區町村番地 運送取扱人 氏 名印

府縣都市町村字番地職業

委託者 氏 名殿

◎相次運送取扱 は數人相次で物品運送の取次を爲すこととて、其相互の關係は前の運送取扱人に代はり其權利を行使するもので、相次運送取扱人が前の運送取扱人に支拂をなしたときは其者の權利を取得するは當然である(三二五)。

◎運送取扱人の權利 は先づ委託者より其報酬を受くることである、尤も此の報酬は運送品を運送者に引渡したる後とする(三二三)、而して若し運送取扱契約で運賃の仲立業問屋及び運送業(相次運送取扱、運送取扱人の權利)

仲立業問屋及び運送業（運送取扱人の義務、運送營業の意義）

額を定めたときは、特に報酬を定めて置かなければ別に報酬を請求することが出来な
い、又荷受人が定められたる到達地に於て運送品を受取りたるときは運送取扱人は報
酬、運送賃、立替金其他の費用を請求することが出来る（三三〇）、又之等の費用には其
支拂ある迄は該運送品を留置するの権利を有する（三二四）。

◎運送取扱人の義務 運送品の受取、引渡、保管、運送等に付て注意を缺いた爲
め毀損、滅失、延着せしめたるときは其損害を賠償せねばならぬ、尤も委託者から貨
幣であるとか、株券、公債證書、金銀等の貴重品であることを明かにせねば其損害を
賠償するには及ばぬ、而して此の責任は一ヶ年を経過すれば時効によりて消滅する、
但し運送人が悪意を以て委託者に損害を蒙らしめたる時は一ヶ年以後と雖も賠償す
るの義務を負ふのである（商三二八）。

◎運送營業の意義 總べて物品の需要供給の法則に従がひ、需要のある所に向て運
送するは商業上の常態である、其外人の移轉、旅行等の輸送も貨物の運送に伴はる
ことが多いから同じく運送營業の目的物となる、要するに運送營業とは陸上又は海上

湖川港灣等に於て物品又は旅客を運送する營業で、此の營業をなすものを運送人と云
ふ、分ちて物品運送と旅客運送の二とする。

◎物品の運送 とは旅客を除く他の一切の物品を運送するもので即ち電車、鐵道、
船舶、自動車、又は車馬にて運送するものである、此の運送は荷送本人又は運送取扱
人より物品の運送を委託され運送業者が之れを承諾すると茲に法律上の關係を生じ、
運送人は運送を完了して其荷物を荷受人に引渡さねばならぬ、而して運送人は荷受人
に對して運送狀の交付を請求するから荷送人は左の如き運送狀を作成するが宜い。

◎運送狀書式

（商三三二）

運送狀

一 運送品 何々

一 種類

重量又ハ容積 何貫（又ハ何噸）

荷造ノ種類、個數、記號、 何々箱人、（葎包）何號、何個

二 到達地 何府縣何郡市區何町村何番地

仲立業問屋及び運送業（物品の運送、運送狀書式）

仲立業問屋及び運送業（貨物引換證、貨物引換證書式）

三 荷受人ノ氏名又ハ商號 何某（又ハ何會社、何々屋）
運送人某ノ請求ニ因リ此ノ運送狀ヲ交付致候也

府縣郡市區町村字番地ニテ作成

年 月 日

荷送人 氏

名印

此の運送狀は單に運送契約の證明書たるものであるが、同時に運送人から荷送人に對して貨物引換證を交付する。

◎貨物引換證

は運送狀の如く單純なる證明書たるに止まらず其運送品の受渡は此の證券の引換に依りて行はれ、此の引換證の所持人と運送人との法律關係は其證券に表示する文言に從ふのである、從つて其引換證は裏書によりて讓渡することが出来るから其作成並に所持に關しては當事者間に於て注意せねばならぬ、此貨物引換證を作りたる以上は、如何なる事情あるも貨物引換證と引換てなければ其運送物品を引渡すには及ばぬ（商三四四）、し引渡して後更に此引換證で運送物品引渡の請求を受なば賠償の責任あるは申す迄もない。

◎貨物引換證書式

第 號 何々會社貨物引換證

紙 印	品名	個數	性質	記號	量	目	引渡地	引渡期	指定ヲ受ケタル運送方法	同繼地上	通常	運送	特別	運送	配貨	手數	其他	右運送品正ニ受取裏面ノ契約ニ基キ運送引受候ニ付荷受人又ハ此證持參人へ此證引換ニ運送品引渡可被成候也	年 月 日	引受地配達店
							荷送人	住所	氏名	住所	氏名	運送	先送	現拂	要	本	成	作		
							取締役													

○注意 普通斯の如く作るのであるから之れに準じて項目増減適宜に作成して然るべきである

仲立問屋及び運送業（貨物引換證書式）

運送契約事項

本會社營業規則ニヨリ運送ヲ爲スコトヲ約定ス

營業規則摘要

○此處に運送品の制限、運送貨の割、責任の限度其他を記載するを普通とす

○裏書は補筆其他の方法により適宜の場所に署名して爲すべし

貨物引換證ノ裏面

仲立問屋及び運送業（運送貨、運送貨返還請求書式）

◎運送貨 運送人が荷送人に對して請求する報酬で、豫かじめ契約して定め置くが通例だが、若し其約束を爲さぬときは相當の金額を請求するが宜い、而して運送品が荷受人の手に引渡したる後は荷受人から其支拂を受くる事が出来る(三三三)、總て此運送貨は何等増減なき筈であるが、左の如き特別の事情が発生したときは左記の例に従ふ、

(一) 運送品の全部又は一部が火災、震災、水災等所謂不可抗力によりて滅失毀損したときは其運送貨の全部を請求する事が出来ない(三三六)、故に若しも運送人が運貨の全部又は一部を受取りたるときは之を荷送人に對して返還せねばならぬ、此の場合荷送人は左の請求書を運送人に對して發せねばならぬ。

◎運送貨返還請求書式

運送貨返還請求書

何年何月何日到達地何府縣何郡市區町村何番地荷受人何某宛ニテ柳行李(何々)何個ノ運送ヲ委託シ同時ニ運送貨トシテ金何程支拂ヒタルモ右運送物品ハ何年何月何日ノ水災(火災、震災)ニヨリ一部(又ハ全部)滅失致シ候是レ不可抗力ニ因リ以上ハ已ムヲ得ザル義ニ付右支拂濟ノ運貨ハ商法第三百三十六條ニ依リ御返還可相成モノナル

ニ因リ速ニ御返還有之度此段及請求候也

府縣郡市區町村字番地職業

年月日

荷送人 氏

名印

府縣郡市區町村字番地

運送人 氏 名殿

(一) 運送品の全部又は一部が其性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失に因りて滅失したときは運送人は其運貨の全部を請求する事が出来る(三三六)、

(二) 荷送又は貨物引換證所持人が運送を中止したとき運送品を返還したときは運送人は既に爲した割合に應じて其運貨を請求するのである(三四二)、

◎運送人の責任

運送人は自己、運送取扱人、使用人等其運送の爲めに使用したる

人々が其受取、引渡、保管、運送に付て注意を怠らぬことを證明せぬ以上は運送品の毀損滅失に付て賠償の責任がある(三三七)、併しながら荷送人が貨幣、公債證書、株券の如き或は金銀の如き金額に見積りて高價のもの又は貴重品であることを明かに示さずして運送を委託したときは其損害を賠償するに及ばない(三三八)、其賠償額は左の標

仲立問屋及び運送業 運送人の責任

仲立問屋及び運送業（荷物の供託競賣）

準によりて定まるものとする（三四〇）。

- （一） 全部滅失したるときは到達地に於ける價格に因りて定むる、但し滅失した爲めに要せぬ運賃等の費用を差引くは申す迄もない、
- （二） 運送品の一部が滅失し又は毀損したるときは其引渡地に於ける價格によりて賠償額を定むる、而して滅失したる部分に對する運賃は當然控除せねばならぬ、
- （三） 運送品が延着したる時に於ける損害賠償も亦到達地の價格によりて定まるものとする、

以上は、運送人が悪意がない場合に於ける標準である、故に若し悪意があるとか重大なる過失がある爲めに荷物を毀損、滅失、紛失せしめたるときは運送人は一切の損害を賠償せなければならぬ（三四一）。

◎荷物の供託競賣 運送人は其荷物を荷受人に引渡す義務があると同時に之を引渡す権利がある、故に荷受人を確知することが出来ないとき、及び荷受人が其引渡に付て争ひを爲すときは荷物を供託し又は競賣し其代金を以て運送賃に充て、剩餘金があ

れば之を供託する、此場合に於ては荷受人、荷送人等に通知、催告を爲すべきことは勿論である（至三四七）次に荷受人が運送品の毀損滅失があつても之を受取り運賃を支拂へば保留権が消滅する、併し直に發見すること出来ぬ損害は引渡の日から二週間内に通知を發すれば宜しい（三四八）。

此運送品の毀損滅失の通知を發したるときは運賃の返還損害賠償等の請求を爲すことが出来る、其書式はかうである、

◎運送品の毀損滅失通知書式

運送品ノ毀損滅失通知書

- 一 運送品 何々
- 一 荷送人 何某

右運送品何年何月何日御引渡シニ相成候處右受取ノ際ニ一應調査ヲ遂ゲタル處別ニ毀損滅失等ヲ發見セザリシモ其後ニ至リテ精細ニ調査セシニ何々ノ部ニ毀損有之コトヲ發見致シ候而シテ此ノ毀損ハ引渡ヲ受ケタル當時ニ於テハ勿論發見スルコト能ハサリシモノニ有之候間右商法第三百四十八條ニ基キ此段及御通知候也

府縣郡市町村字番地職業

荷受人 氏

名

年月日

府縣郡市町村字番地

運送人 氏 名殿

仲立問屋及び運送業（運送品の毀損滅失通知書式）

仲立問屋及び運送業（旅客の運送、引受けざる手荷物、海上の運送）

◎旅客の運送 に付ては其旅客に對して損害を加へたる場合に於ける賠償が最も問題となる、電車、汽車の衝突、墜落、船舶、難船其他の事由で旅客の身體上に損害を蒙らしめたる場合（致死、負傷）は其運送人、使用人等が何等過失なきことを證明せぬ以上は其賠償を爲さねばならぬ、而して賠償額は被害者の身分、家族の狀態に應じて慰藉料、弔慰金、治療費、遺族の生活費等の項目の下に於て賠償する、尙ほ旅客の小荷物を預つて紛失したときは其手数料の有無に拘らず運送人から之を辨償せねばならぬ（三五〇）。

◎引受けざる手荷物 旅客より特に其手荷物を預からぬ場合に毀損滅失あれども、其従業者に過失なくば運送人に何等の責任が無い、總じて此の運送人とは大抵官營の鐵道、會社汽船會社、電氣鐵道會社で箇人の運送人は罕れてある（三五二）。

◎海上の運送 には個積契約と備船契約の二あるが共に湖川港灣以外の水面即ち海面に於ける物品又は旅客を運搬するので性質上同じであるが其規定は聊か異なる點がある、却説個積とは船舶の一部分又は全部を借切りにせず個々の荷物、又は旅客を輸送

するので、備船とは船腹借切とも稱して船の一部又は全部を荷主が借り受けて之に積込んで輸送するのである、其に船主は備船者又は荷送人に對して發航する當時、船舶が海上恙なく航海し輸送の目的を遂ぐることを擔保する（五九二）、此の擔保は如何なる事由あるも條件付となすこと又は之れが責任を免かるる約束をなすことは出來ぬ、既に此の堪航擔保をなした以上は船長は航海の安全を期する爲めに、法令に違背して或は契約に基かずして搭載したる運送品をば何時にても陸揚し又は放棄することが出来る、運賃、受渡、船主の責任等は一般の規定と大差ないから省略する（五九三）。

◎海上運送の終了と解除 運送契約は左の事由によりて終了する（五八七）、
（一）船舶の沈没、修繕不能又は捕獲せられたるとき、
（二）運送品の全部が滅失したるとき、

◎船荷證券 は陸上運送人が作成する貨物引換證と同じ性質を有して居る、併し請求によりては一通又は數通を交附し、複本、謄本をも交付することが出来る、作成者は船長又は船主より特別の委任を受けたるものとする（商六二〇）。貨物引換證と異なる

仲立問屋及び運送業（海上運送の終了と解除、船荷證券）

仲立問屋及び運送業（旅客運送、船員の種類）

記載事項は、船舶の名稱及國籍を明かにする點にある。

◎旅客運送 是物品運送の規定と大同小異であるが左に注意すべき要項を掲ぐる（商
三〇六四）

- (イ) 記名の乗船切符は他人に譲り渡すことが出来ぬ、
- (ロ) 航海中に於ける旅客食料は船主が負擔する、
- (ハ) 乗船時期に乘船せねばならぬ、乗り遅れても乗船賃を取戻し得ぬ、
- (ニ) 旅客の手荷物からは運賃を取らない、
- (ホ) 發航前には半額を、發航後は船賃の全額を拂込んで乗船せぬことが出来る、
- (ヘ) 旅客が死亡、病氣等一身に係る正當の事由ありて乗船せぬものに對しては船賃の四分の一を請求することが出来る、
- (ト) 船舶が修繕中に於ける旅客の宿料食料等は船主の負擔とする、
- ◎船員の種類 船舶を海上に操縦し能く海上運送の任務を全ふするは一に船員の努力如何に俟たねばならぬ、其船員を分ちて船長と海員の二とする、以下兩者に就て概

説しやう。

◎船長 は船主から見れば一の雇傭關係によりて船の航海に關する一切の事務を處理し、航海中は船主の代理をなすものであるが、尙公務として船舶内に於て出生、死亡があるときは戸籍吏の職務を採り、又司法警察官としての職務を採る、外に又船内に於ける命令又は懲戒を爲すことが出来る、主として遞信省所管の商船學校卒業又は外國人が船長に任ぜられる、其職務は頗る重大にして航海上船舶を検査し、又船中の書類を整理し航海上、積荷處置の義務及び海員を監督する、其他一般の義務としては注意の義務として常に其職務上に注意して、船主の指圖及び法令を定められたる職務の執行に萬一の疎漏なきを期せねばならぬ（商五五八）。

◎海員 は船長以外の乗組員で機關士、運轉士以下事務員、火夫、水夫等で何れも雇傭關係を以て従事するのである、其權利は給料を受くるを主とし、次で食料、治療を受くること等である、次に義務としては船舶に乘組み、在船して其勞務に服せねばならぬ、海軍兵出身の多くは海員として其職務を採る、外に商船學校卒業生も亦海員と

仲立問屋及び運送業（船長、海員）

仲立問屋及び運送業（水先人、海員の資格、海損）
なる（商五編二節）
海員法

◎水先人 は一定の水先區で船舶の水路を嚮導するもので水先案内料を請求する、此の水先人には二つあつて一は船内に常任、一は臨時に船長からの招きに応じて嚮導の任に當るのである、此水先人は試験の上其資格を附與せらるるのである。

◎海員の資格 は雇傭契約によりて海員となりて事務員、火夫、水夫、厨夫、ボーイとなるには別に六ヶ敷き手續はないが高等海員たる運轉士、機關士、航海長となるには、夫れ夫れ試験を経て其資格に應じた免狀を有して居らねばならぬ、次に海員左の事由によりて消滅する、

- (一) 船舶が沈没したるとき、
- (二) 船舶が修繕すること能はざるとき、
- (三) 船舶が捕獲せられたるとき、

◎海損 とは船長が船舶及び積荷の共同的危険即ち海賊の難を逃れんが爲め若しくは暴風に遭ふたとさ覆没を恐れて其積荷の一部又は全部を海中に投棄する等の所置を

爲したることて、其損害高及び費用はその船長の處置によりて利益を得たる船舶及び荷主が分擔すべきものである、其荷物を投棄せられたものが海損權利者で、又利益を受けたるものが海損義務者で其賠償をすることになるのである、此の海損義務者は獨り船舶の持主のみならず積荷の所有主も其損害を負擔するのである（商六四二）。

倉庫業

◎倉庫業の意義 社會が進歩して貨物の輸送が旺んになると茲に此の貨物を保管する機關が必要になる。一例を擧げて云はうか、商人が廉い物を買入れ置き之を高く賣らうとするとか、或は商品を仕入れても物價下落の爲め之を賣出すは不利益であるとか、又は製造業の者が製品を貯藏して適當な時機に之を賣出すとかの場合には是非共倉庫が必要である、此他民事上商事上供託を爲す場合にも亦倉庫は缺くべからざる一機關である、商法學上の意義としては即ち他人の爲めに物品を倉庫に保管するものを倉庫業者と云ふ（商三五七）。

倉庫業（庫倉業の意義）

倉庫業（倉庫證券の交付）

◎倉庫證券の交付 倉庫證券は寄託の事實を證明するもので且つ權利義務の移動に之を要するのである、故に倉庫業者は寄託者の請求によりて寄託物の預證券と質入證券又は倉荷證券を交付せねばならぬ（三五八）、而して其記載事項の何物たるかは左記の如く商法で規定されてあるから之に従はねば無効の證券となる、是れ當事者の大いに留意せねばならぬ所である、而して之等の證券には倉庫業者が左掲の事項を記載し且つ番號を附け之れに署名捺印せねばならぬ（三五九）、

- (一) 受寄物の種類、品質、數量及び荷造りの種類、個數並に其記號、
- (二) 寄託者の氏名又は商號、
- (三) 保管の場所、
- (四) 保管料、
- (五) 保管の期間を定めたるときは其期間、
- (六) 受寄物を保險に附したる時は保險金額が保險期間及保險者の氏名又は商號、
- (七) 證書の作成地及び作成の年月日、

而して同時に倉庫業者は其備付の帳簿に之等の證券を交付したる旨を記載せねばならぬ、左に其書式の一を掲げやう。

◎預證券書式

預證券

- 一 受寄物 何々
- 種類品質 何々
- 數 量 何程
- 荷造ノ種類、個數、記號 何々
- 二 寄託者 何府縣郡市區何町村何番地氏 名
- 三 保管場所 何府縣郡市區何町村何番地氏 名
- 四 保險料 金何圓也
- 五 保管期間 何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ルマデ
- 六 受託物保險 火災保險
- 保險ノ性質 金何圓
- 保險金額 何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル何ヶ月
- 保險期間 保險者ノ氏名 何々保險株式會社
- 寄託者某ノ請求ニ依リ此ノ證券ヲ交付ス

倉庫業（預證券書式）

倉庫業（預證券書式）

府縣郡市區町村字番地

年月日

倉庫業者 氏

名

而して尙約條をも掲ぐるを普通とす裏面には次の如き記載即ち讓渡する時は必らず質入證券とを併せて讓渡の裏書をせねばならぬから、預り證券には

質入證券ト共ニ此ノ預證券ヲ貴殿ニ讓渡候也

年月日

氏

名

更に質入證券の裏面には

預證券ト共ニ此ノ質入證券ヲ貴殿ニ讓渡候也

年月日

氏

名

と記載するのである、次に質入證券を質入したときに、質権者が其預證券に右質入の事項を記入するが其書き方は斯うである、

此證券ト共ニ發行セラレタル質入證券ハ某(氏名)ニ於テ債權金何圓利息一ヶ月金何圓辨濟期ハ何年何月何日ヲ以テ拙者ニ質入致候也

年月日

氏

名

此の記載がなければ質権者が其質権を以て第三者に對抗することが出来ぬから注意すべきである(商三六七)。

◎預證券 質入證券と分離して發行することが出来ぬ(商三五八)、此證券を發行したときは寄託に關する事項は倉庫業者との間では其證券の定むる所に因る(商三六二)、

又此證券は指名式であるときも裏書讓渡することが出来る(商三六四)、併し裏書讓渡を禁止したときは讓渡することが出来ないのは勿論である、預證券の所持人が質入證券により質入しないときは預證券と質入證券とを一緒に讓渡せねばならぬ(商三六四)、

若し質入證券を以て先づ質入をした後は各證券は獨立して轉帳する。

◎質入證券 預證券の所持人が質入證券に債權額、其利息及び辨濟期等を記載し

之に署名捺印して質権者に交附するときは茲に質權設定の効力が生ずる、此の時の質権者は直ちに預證券に債權額利息、辨濟期等を記載し之に署名捺印せねば第三者に對抗することが出来ない(商三六七)、辨濟期に至るも債務者が辨濟せねば質権者は其不

倉庫業（預證券、質入證券）

倉庫業（倉荷證券、寄託と其効力）

支拂を證明する爲め手形と同じく拒絶證書（手形法の部参照）を作らしめ、其拒絶證書作成後一週間を経過するも、猶其支拂なきときは寄託物品を競賣して賣拂代金から先づ左の費用を控除する、

- (一) 競賣に關する費用、
- (二) 受寄物に課すべき租税、
- (三) 保管料其他保管に關する費用、
- (四) 立替金 何程、

而して其殘額から其債權額、利息及び拒絶證書作成の費用の支拂を受くるもので、其餘額は預證券の所持人に交付すべきである。

◎倉荷證券 は預證券及び質入證券に代へて倉庫業者が作成し寄託者に交付するもので寄託者から其物品の代表として受け取る證券である、其記載事項等は預證券と略ぼ同一であるから、茲に列記するの煩を避ける(三五九)。

◎寄託と其効力 寄託者は左の權利を有する、

- (イ) 寄託者は營業時間内は何時にも其委託物を點檢し、若しくは其見本の抽出を求めたり或は其物の保存に必要な處分を爲すこと(三七五)、
- (ロ) 寄託者は又何時にても其物品の返還を請求することが出来る、併しながら預證券や質入證券の交付を受けるときは此の二の證券と引換にせねばならぬ(商三七九)、

(ハ) 寄託者は受託者又は其使用人が注意を怠りしが爲め、該保管物品を滅失毀損したるときに限り、其損害を賠償せしむることが出来る(三七六)、
以上は寄託者が倉庫業者に對して有する權利であるが、同時に寄託者は一定の時間満了後は該物品を受取る義務と、寄託料即ち保管料及び立替金並に保管に要したる費用を支拂はねばならぬ。

保 險 業

◎保險業の意義 我々が生存競争の劇甚なる現代に處するには、意外の事變の大損

保險業（保險業の意義）

害を蒙ることがあるから、之を填補すべき用意と、又老後或は死後の計をなさねばならぬ爲め保険業は必要である、要するに保険業は不慮の災禍より生ずる損害をば多數人が負擔し、或る人の蒙りたる損害を排除し減輕せしむるもので、夫の災厄共濟會又は葬儀組合業の發達したものである。

◎保険の種類　は幾つもあるが多くは經濟的活動の各方面に伴はれてある、即ち航海の發達を助くる爲めには海上保険がある、又家屋建物の燒失後の都市衰亡を防ぐ爲めには火災保険が生ずる、其他人々の不幸と窮迫とを救ふためには生命保険の制度が歡迎せらるゝ、又農業者を安全の地位に置く爲めには收穫保險が現はれ、商工業の損失なからしむる爲めには債權保險が起つた、之等と同様信用、運送、海上、旅行若しくは作業中の傷害、盜難、婚嫁、徴兵、教育、家畜等に就ても其救濟の途を全ふする、抑も保険事業は獨り箇人の利害のみならず、一國の經濟組織に多大の關係があるから、必らず主務官廳たる農商務大臣の免許を受けた後開業せねばならぬ、而して之れが營業組織には營利を以て目的とする保險と相互救濟の目的を以て爲す保險の二

つがある、前者を營利保險、後者を相互保險と稱する、左に保險業に付て必要なる事項を掲ぐる、

- (一) 保險事業は株式會社又は相互會社で無ければ之れを營むことが出来ない、
- (二) 保險會社は他の商工業と併せて營むことが出来ない、
- (三) 一の會社で生命と損害との兩種の保險を營むことが出来ない、
- (四) 保險會社は農商務大臣の監督を受け又事業の報告を爲し又は検査せらるゝの義務がある、

(五) 保險會社の資本金は金十萬圓以上でなければならぬ、斯くの如く干渉がましきは皆保險業の危険を防ぎ、契約者の利益を保護せんとするに外ならぬのである。

◎損害保險　とは『偶然なる一定の事故に因りて生ずる財産上の損失を填補する約束で、當事者の一方が之れに對して一定の報酬を與ふるもの』である(商三三四)、故に金銭に見積ることの出来ない損失に付ては保險を爲すことが出来ぬ。

保険業（保険の當事者、保険料）

◎**保険の當事者** は二人である、即ち一は保険料を支拂ひて或る災厄があつたときに其填補として保険金を受取るべきもので、他は此の者と契約して保険料を受けて其損害を填補するものである、前者は保険契約者で後者は保険者といふ、此の場合に於ける保険契約者は保険料支拂の義務があると共に保険金受取権利がある、併し時としては保険契約者が他人の爲めに保険を付するときは保険契約者と被保険者とは別人となり保険金は被保険人が受取る権利を有し、保険料支拂の義務のみを被保険者が負ふのである、而して斯かる場合に於て他人の委任によるものと委任を受けない二つの區別があるが、若し委任を受けずして他人の爲めに契約をなしたときは其保険契約を被保険者に告げなければ其保険契約は無効となる（商四〇二）。

◎**保険料** は被保険者が或る危険の発生した時、被保険者が蒙りたる損害の賠償に對し保険契約者が一定の報酬として與ふるものである、故に保険契約の利益を受くる第三者が被保険人である場合にありても保険契約者から之れを支拂はねばならぬ。尤も委任を受けたるときは保険契約者から被保険者に對して保険料を求償することが出来

る、此の保険料支拂の義務は一ケ年の後は時効で消滅する（商四一七）。

◎**保険金と保険價格** 被保険者から被保険人に對して其損害の填補として給付するものが保険金である、而して保険價格とは其保険の目的物の總價格である、例へば茲に一箇の家屋があるとせよ、此の家屋の實價が千圓であるときは此の千圓が保険價格である、此の家屋に對し八百圓の保険契約をなしたるときは八百圓が保険金である、若し保険金額が保険價格を超過する時は、被保険人は却つて危険が生ずるに従ひて利益を受くるやうになり賭博類の行爲となるから無効である。而して保険金は二ケ年以内に支拂ひを受けねば時効によりて消滅する（商四一七）。

◎**超過及び重複保険** 保険金額が保険價格より著しく超過したるときは素より保険の性質上超過したる部分をば無効とせねばならぬ（商三八六）、故に千圓の家屋に對して千五百圓の保険を付けたるときは超過額の五百圓は無効となるから被保険者が之れに對して支拂ふ義務がない、次に一箇の目的物に付きて同日の日付を以て數箇の保険を付けたるときは各被保険者は保険金額の割合に應じて負担すべきものである（商三八七）、茲に

保険業（保険金と保険價格、超過及重複保険）

保險業（保險金を支拂はざる場合）

八百圓の保險價格ある家屋に付き甲會社と乙會社、竝に丙會社が同日に保險契約を爲したるとき甲會社は五百圓、乙會社が三百圓、丙會社が二百圓の保險金を支拂ふことに定めたと、該家屋が保險した事故（火災、震災）の爲めに滅失したるとき、甲乙丙の三會社は其契約せる保險金を支拂ふには及ばぬ、商法の規定に因りて甲會社は四百圓、乙會社は二百四十圓、丙會社は六十圓を支拂へば宜い（三八七）、次に甲乙丙の三會社の契約が時日を異にして締結せられたるときは先きに保險したる者が其損害を負担し、夫れにても尙ほ損害の金額を填補するに足らぬときは順次に次の保險者が其保險金を支拂ひ損害全部たる保險價格を填補するのである（三八八）。

◎保險金を支拂はざる場合　は被保險者が惡意又は重大なる過失に由りて生ぜしめた損害、例へば自ら其家屋に放火して焼失せしめたとき、又は類焼せんとする場合に豫防の方法を講ぜざる爲めに類焼し、又は重大なる過失の爲めに失火したるとき、本年山形縣に起つた事件のやうに保險金を取る爲め、自分は保險契約人となり、自分の家族の被保險者を殺害した如きは保險金を支拂はぬ、其他保險の種類に由りては豫

め特約なければ天災地變及び戦争等損害多大で且つ不可抗力に基くものに對しては保險金を支拂はぬ（三九五）。

◎無効となるべき保險契約　は左の如き場合に限る。

- (一) 契約の當時にありて當事者の一方又は被保險者に保險の事故が生じ又は生ぜぬことを知れるとき（三九七）、及び保險契約者又は被保險者の責に歸すべき事由によりて危険が増加し變更したるとき（四一〇）、
- (二) 保險契約者が惡意又は重大なる過失で、重要な事實を告げず、又は不實の事を告げたるとき、
- (三) 保險價格より超過したる保險金額（三八六）、
- (四) 保險契約者が商法の規定に背きて委任なきことを保險人に告示せなかつたと（四〇一）。

之等の場合は契約が無効であるから保險者は保險金を支拂ふ義務がない、従つて保險料も受取ること出来ず、一旦受けたものは其金額を賠償せねばならぬ。

保險業（無効となるべき保險契約）

保險業（保險契約の效果、保險契約の解除）

◎保險契約の效果 保險契約の結果は茲に當事者の權利と義務とが生ずる、即ち保險契約者は契約に基づき保險料を支拂はねばならぬ、又契約を締結するに際して保險者は保險の條件たるべき事實を正確に告知するの義務がある、若し不實の事實を告げるとき又は惡意又は重大なる過失を以て其事實を告げぬときは其契約は無効となる。次に保險者は保險證書を保險契約者に交付し、所定の期間内に定められた事故が発生し、目的物を毀損し滅失したときは保險金の範圍内に於て其損害を填補せねばならぬ。次に當事者の一方が破産したるときは相當の擔保を供せしめ又は契約の解除をなすことが出来る、若し他人の爲めに保險契約をなしたものが破産の宣告を受けたときは保險者は其契約を解除せず、被保險者に對して保險料を請求し、契約を繼續せしむることも出来る（商四〇五）。

◎保險契約の解除 は破産の場合を除く外、當事者の一方の意思のみに因りて解除することが出来ぬが、保險者の責任が始まる前に於ては保險契約者は契約の一部又は全部の解除を爲すことが出来る、此の場合に於ては保險者は其返還すべき保險料の半

額を請求することが出来る（商四〇九）、次に保險期間中危険が保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に基づき、著しく變更又は増加したるときは保險者は契約の解除を爲すことが出来る（商一一）。

◎再保險 保險の必要の普く認めらるゝと共に保險契約は頗る多額の金額に達する此の際一朝危険の事故續發するときは、其保險金支拂の義務を負ふ保險會社は、一時に其保險金を支拂ひ能はぬこともある、又斯る事態がないにしても權利義務の平衡を保つて營業をなすは保險會社の經營上の要件である、此等の理由に因て再保險の制度が生じた、つまり再保險は保險會社が一旦契約した保險債務の一部につき危険の事故が生じたるとき、其保險金支拂の危険に對し更に之を保險せしむるので、其性質上保險であるといひ得る、斯くの如くすれば保險會社の負擔は更に再保險會社でも負擔して兩者共に多額の損なさを得せしむるのである。我國の火災保險會社なども東京、函館、横濱、大阪等の大火災に鑑み、更に大なる保險會社又は外國會社に再保險契約をなして居る、又海上保險會社は大抵外國の海上保險會社に再保險契約をなすを常例と

保險業（再保險）

保險業（火災保險、保險金及び保険料減額請求書式）

する、是れ一は被保險者の爲め一は保險會社經營上最良の手段として採るべきである。

◎火災保險

は損害保險の一種で火災によりて生じた損害は、失火、放火、類焼、電火、震災より生じたる火災等其火災の原因如何を問はず、保險者が損害填補の爲めに保險金を支拂ふべきである、獨り之れのみならず火災の消防上又は避難の爲め保險の目的物の一部又は全部を損壞したるときも保險金を支拂はねばならぬ。併し被保險人又は保險契約者に惡意若しくは重大なる過失あつたときは勿論其損害を賠償するに及ばぬ、世上往々ある「保險金欲しさの放火」などには申す迄もなく保險會社が保險料を支拂ふ義務がない、次に家屋の賃借人並に他人の物を保管するものが其家屋又は物品に付て所有者に對し賠償の責任があるとき、之れを保險に付せば其所有者は被保險者ならぬも便宜上直接保險會社より損害の填補を受くるを得る、是實際に適切なる制度である（四二一）。

◎保險金及び保險料減額請求書式

保險金額及び保險料減額請求書

何年何月何日拙者ノ申込ニ基キ貴社ト締結セシ火災保險ノ保險價格ハ金何圓ト定メタルモ右何々ハ何々ノ事由ニ依リ其價格著シク低落致シ今日ニ至リテハ金何圓ノ價格ヲ有スルニ過キズ以上ノ次第ニヨリ前價格ヲ標準トシテ定メタル何々保險ノ保險金額ハ金何圓ニ減ゼラレ從ツテ保險料モ金何圓ニ減額相成度商法第三百九十二條ニ依リ右及請求候也

府縣都市區町村字番地職業

年月日

保險契約者 氏

名

府縣都市區町村字番地

保險者 何保險株式(相互)會社御中

◎保險料返還請求書式

(之は保險契約無効の時に要する)

保險料返還請求書

何年何月何日拙者ノ申込ニ依リ貴社ト締結セシ何々保險契約ハ保險ノ目的物既ニ損失セルニ因リ全部無効ニ候右無効ヲ來スベキ書式ハ何々ニ依リ拙者ニ於テ之レヲ知ルノ管ナク全ク善意ナルモノニ御座候故ニ右保險ニ付キ既ニ支拂ヒタル保險料ノ全部御返還相成度商法第三百九十九條ノ規定ニ基キ此段及請求候也

府縣都市區町村字番地職業

年月日

保險契約者 氏

名

府縣都市區町村字番地

保險業（保險料返還請求書式）

保險業（被保險者の権利拋棄通知書式、損害通知書式）

被保險者 何々保險株式（相互）會社御中

◎被保險者の権利拋棄通知書式

（之は他人の爲めに保險契約をした者が破産の宣告を受けたとき被保險者が其権利を拋棄する場合であるが、他の場合も之に準ずる）

被保險者ノ権利拋棄通知書

何年何月何日保險契約者某ニ於テ拙者ノ爲メ貴社ト何々保險契約ヲ締結セシモ右某ガ今般破産ノ宣告ヲ受ケタル事由ヲ以テ拙者ニ對シ保險料御請求相成候へ共拙者ハ右保險ニ於ケル利益ヲ拋棄致シ從テ御請求ノ保險料ハ商法第四百六條ノ規定ニ依リ拂込ノ義務無之義ニ御座候右及御通知候也

府縣郡市區町村字番地職業

年月日

被保險者 氏

名印

府縣郡市區町村字番地

保險者 何々保險株式會社御中

◎損害通知書式

損害通知書

何年何月拙者ノ申込ニ因リ貴社ト締結セシ何々保險契約ノ目的物ニ付キ何年何月何日左ノ損害ヲ相生ジ候

何年何月何日午前何時何分隣家タル何町村何番地某方ヨリ出火シ保險ノ目的物タル何町村番地所在木造平家建一棟（坪數何坪）ニ類焼シ家人ヲ勵マシ消防ニ從事セルモ近火ノ爲メノミナラズ強烈風ノ爲メ遂ニ該建物ヲ燒盡

スルニ立テ至リ候

右商法第四百十二條ニ依リ此段及御通知候也

府縣郡市區町村字番地職業

年月日

保險契約者 氏

名印

府縣郡市區町村字番地

保險者 何々保險株式會社御中

◎陸上運送保險

は陸上又は湖川港灣に於ける運送中に生ずる損害の填補を爲すも
のて、保險者の責任は運送人が其運送品を受取りたる時に始まり之を荷受人に引渡す
時までとする、而して其保險價格の計上方は發送地に於ける當時の價格と到達地まで
の運送賃其他の費用を保險價格とする、故に此の總額以上の高價を以て保險金と爲す
ことが出来ない、既に一旦契約したる以上は運送を中止し又は運送の道筋を變更し或
は運送の方法を變ずるも其效力には何等の障害は無い、尤も始め特に之等の場合に無
効となることを約束したときは其約束に従ふて定むる（商二六）、左に運送保險證券を掲
ぐる。

保險業（陸上運送保險）

保險業（運送保險證券書式）

◎運送保險證券書式

運送保險證券

保險契約者 氏

名

一 保險ノ目的及ビ保險價格

野田醬油何々

何石

此保險價格

一石何圓ニテ通計金何圓

二 運送ノ道筋及ビ方法

運送ノ道筋

何所ヨリ何所ニ至ル何鐵道線

運送ト方法

何々鐵道株式會社貨車積

三 運送人ノ氏名商號

受取場所

何府縣何郡市區何町村何番地

引渡場所

何府縣何郡市區何町村何番地

五 運送期間

何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ルマデ

六 保險者ノ負擔シタル危險

保險者ハ此ノ保險證券ノ各項及ビ裏面ニ掲クル約款ニ從ヒ運送中右保險ノ目的ニ生シタル損害ヲ填補スルモノトス

保險業（生命保險）

此會社の中支配人があれば取締役の次位へ支配人が署名捺印するのである(商二五)。
◎生命保險 は當事者の一方が相手方又は第三者の老年死亡等に關し一定の金額を

七 保險金額

金何圓也

八 保險料及ビ其支拂方法

保險料

金何圓也

支拂方法

運送契約ノ成立ト共ニ全部支拂濟

九 保險期間

運送品ノ受取ニ始マリ引渡ノ時ニ終ハル

十 保險契約ノ年月日

何年何月何日

保險契約者某(氏名)ノ請求ニ依リ此保險證券ヲ交付ス

年月日府縣郡市區町村字番地ニ於テ作成ス

府縣郡市區町村字番地

保險者 何々株式會社

右取締役 氏

名

右取締役 氏

名

右取締役 氏

名

保険業（生命保険金受取人）

支拂ふことを約束し相手方が之れに其報酬を與ふる契約である（商四二七）、故に損害保険の如く損害の填補を以て目的と爲さぬから保険價格と保険金額との關係がない、併し大體の點は損害保険と同一の規定を準用せらるる場合が多い、即ち生命保険の契約者は契約當時に於て保險會社に對して保險上必要なる事項を告げねばならぬ、若し重要な事項を告げず又は重要な事項に付きては不實の事を告げたときは、保險會社に於て保險契約を解除するから此の點は注意せねばならぬ、且つ保險契約者は正確に其保險料を拂はねばならぬ（商四二九）。

◎生命保険金受取人 は契約に定めてある者で、保險契約者が自から保險金受取人となるもあり又保險契約者以外の人（親族）を受取人と定むることもある、既に保險金額を受取るべきものが、第三者で保險契約者でないときは、保險契約の利益は當然第三者たる保險金受取人に歸する（商四二）、若し其第三者が死亡したるときは保險契約者は更に保險金の受取人を指定することが出来る。保險契約者が此の指定をなさずして死亡したるときは保險金受取人の相続人が其保險金を受取るのである（商四三）。

◎無効となるべき生命保険契約 惡意又は重大の過失によりて重要事項を告げざりしときは其契約は無効とし、保險會社は其契約を解除するを得る、尙左の如き場合には會社は保險金を支拂ふ義務を免かる（商三一）。

- (一) 被保險者が自殺したとき、
- (二) 被保險者が決闘によりて死亡したるとき、
- (三) 犯罪により死刑に處せられたるとき、
- (四) 犯罪によりて死亡したるとき、
- (五) 保險金額を受け取るべきものが故意に被保險者を死に致したるとき、但し其者が保險金額の一部を受取るべき場合に於ては保險者は他の受取人に其殘額の支拂を爲さねばならぬ、

尤も被保險者が自殺、決闘其他犯罪又は死刑の執行によりて死亡したときは、保險會社は被保險者の爲めに積み立てたる金額を拂戻さねばならぬ、又被保險者の死亡したときは直ちに契約者又は保險金受取人より其死亡したる事實を保險會社に通知せねば

保險業（無効となるべき生命保険契約）

保險業（死亡保險、生存保險、養老保險、傷害保險）

ならぬ（商四三二）。而して其積立の金額拂戻の義務は二年を経過せば時効で消滅する、生命保險は之を大別すると死亡保險と生存保險と養老保險の三種がある、而して生命保險と資金保險とは生存保險の分類である。

◎死亡保險　とは一定の期間内に被保險人が死亡したとき、其保險金の支拂を受くるのである、若し死亡せざるときは何等の利益をも受けぬ。

◎生存保險　とは一定の期間後になると其保險金を受け取るべきであるが、尙期間中死亡したるときも亦保險金を受取り得るのである。

◎養老保險　とは一定の期間後になれば一定の年金を受け取る保險で、生存保險と同じく其期間内に死亡するときは保險金の支拂を受くるを得る。

◎傷害保險　は汽車、電車、汽船、工場、旅行其他危険の多い場所に在るもの又は財産に依らず勤勞によりて所得を得るもの等が、身體に傷害を受けたとき其損害を填補するもので、我國にては保險學者として名聲ある法學博士粟津清亮氏が率先之れが保險經營を試みて居る。

◎疾病保險　は病氣に罹りたる時其損害を填補するので以て醫療、藥餌や生活費に充つることが出来る癆疾保險も亦此の一種に屬する。

◎産兒保險　は婦人が分娩したときに保險金を支拂ふものと、産兒が死亡して生れたるときに其弔慰費用として支拂ふものとの二つがある。

◎徵兵保險　は兵役に服する時に保險金を支拂ふもので、以て在營中の小遣、家庭に於ける生活費の一部分に充つるのである。

◎婚姻保險　は獨身保險又は離婚保險といひ、漸次老年の域に進むに従がひ年金を給付するもので、要するに獨身者及び離婚後の婦人の生活難を救ふ保險である。

◎嫁資保險　嫁入費用や持參金を得る爲めの保險で、多くは幼年の時より親が保險料を支拂ひ置きて、嫁入の際に要する仕度金を得んとするのである。

◎海上保險　は航海に關する危険の爲めに生ずる損害を填補するものである、即ち天災人爲を問はず暴風雨、戦争、掠奪、沈没等によりて船舶、積荷、運賃、船員の給料請求權の損失を補ふもので、期間は大抵一航海を以て定むる、尤も天災、地變、戦争

保險業（疾病保險、産兒保險、徵兵保險、婚姻保險、嫁資保險、海上保險）

保険業（委付）

其他の不可抗力によりて生ずる損害に付ては、當事者間に於て特約することを要する而して左の場合には保険契約が無効と同一の結果となる。

- (一) 航路を變更して到達港を別にするときは其保険契約の效力を失ふ(六六二)、
- (二) 被保険者が發航又は續航を怠り又は航路を變更したときは其以後の事故に付ては保險者の責任が無い(六六三)、

(三) 船舶を變更したときは保險者の責任が無い(六六五)、

(四) 船舶の名稱と國籍を通知せぬときは無効となる(六六六)、

而して積荷保險は其積荷の一部が毀損して到達したるときは、其保險會社が支拂ふべき金額は毀損によりて生じた損害額か、又は毀損せずして有すべき筈支拂の價格かに對する割合である、又航海の途中に於て不可抗力によりて保險の目的たる積荷を賣却したるときは、其賣却によりて得たる代價の中より運送賃其他の費用を控除したるものと保險價格との差を以て保險會社の支拂ふべき金額とする(六七〇)。

◎委付 是保險契約の目的物が殆んど滅失したとき、被保險者が保險金の全部を請

求する爲めに保險の目的物に關する一切の權利を保險者に與ふる法律行爲である、其如何なる場合に委付すべきかと云ふに左の原因に限られてある(六七二)、

第一 船舶が沈没したとき、

第二 船舶の行方が知れぬとき、

第三 船舶を修繕すること能はざるに至りしとき、

第四 船舶又は積荷が捕獲せられしとき、

第五 船舶又は積荷が官の處分によりて押收せられ六ヶ月間解放せられざるとき、

以上の原因がある場合、被保險者が委付を爲さんと欲せば三ヶ月以内に保險者に對して委付を爲すべき旨通知する(六七四)、其委付に付ては條件や期限を付くことが出来ない、既に委付したる以上は被保險者は保險の目的物に付きて有する一切の書類を保險會社に交付し、保險會社は其目的物に關する一切の權利を取得する、之と同時に保險會社は保險金を支拂ふものとする。而して一旦保險會社の方で委付を承認せる以上は被保險者は委付に對して異議を申立つることが出来ぬ(乃至六七五)、又保險會社で委付

保險業（委付）

を承認せぬときは被保險者は其委付の原因を證明した後になければ保險金の全部を請求することが出来ない（商六七九）。

◎貸借借保 土地又は家屋の貸借關係に於て賃借人の不拂の爲め貸借人に損害を生じ、又は天災によりて土地家屋の滅失したるとき賃借人は之れを使用し能はざる損害がある、此の場合に於ける損害をば保險金で填補せんとする制度である。

◎信用保 是得意資力保とも云ふもので、商工業者が其取引上の貸倒れになつたときの損害を填補せんとするものである。今日の如く商取引が頻繁となり且つ一々現金を以て取引を爲さず、毎月一回、年何回又は或期日を定めて決算をなすことなれば、取引先の商人が倒産する等の事由の爲め往々貸し倒れとなる、其損害を填補せんとするのが此信用保の目的である。此の信用保は使用人の不正行為の爲めに生ずる傭主の損害を填補するものとは其性質を異にする。

◎霜害保 是春期及び初秋に於ける降霜に因りて生ずる損害即ち桑葉、茶葉等の農作物の被害を填補せんとする保である、我が國に於ても信濃、福島、群馬、山梨、

栃木、茨城の各縣の如き蠶業地にありては特に此の保事業は必要であらう。

◎雹害保 も霜害保と同じく農作物が降雹によりて損害を蒙りたる時之れを填補する保である。

◎家畜保 是牛、馬、羊、豚等を始め家鶏、家鴨、犬、猫等が盜難に罹りたるとき、傷害、疾病、斃死に罹りたるとき其損害を填補するのである。

◎硝子保 是店頭設備、窓にある硝子が破壊したとき其損害を填補するのである、我國の如き建物には其必要は稀である。

◎水管保 是上下兩水管が或故障によりて水道より水を噴湧せしめたとか、下水道より汚水か迸發して、家財什器を破壊し汚損し或は濕潤ならしめたとかの場合に其損害を填補するのである。

◎失職保 是官公吏、會社員、技術官、労働者等他人の指揮監督に由り、或る勞務に服し一定の給料を受けて居るものが、病氣、廢官、事業休止、會社、商店の解散、破産の事由によりて職を失ふた時、其所得の減退に基く損害を填補するもので、

保險業（電信保險、同盟罷業保險、保證保險、各種の保險）

現今の日本國の如く就職難の聲が甚しい時代には、方法宜しきを得ば面白き設備であらう。

◎電信保險 は電信局の過失に出でたる誤字又は延着の爲め、蒙むる損害を填補するものである。

◎同盟罷業保險 は勞務に服して居る者の同盟罷業によりて工場主が蒙る損害を填補するものである。

◎保證保險 は身元金保險と誠實保險との二とし、前者は被傭者が其雇主に對し一定の身元金を納めねばならぬとき、其生命保險を契約し其保險額を以て身元保證金に充つるのである、後者は被傭者が雇主の財産上に損害を加へたるとき其填補をなすのて保險料は傭傭者が支拂ひ、一定の期間内に於て被傭者の拐帶私消等の爲めに生じた損害の填補を受くる。其他

◎各種の保險 としては盜難保險、暴風雨保險、汽關汽罐保險、空家保險、抵當保險、地震保險、天候保險、寺鐘保險等あるが多くは未だ我國に行はれぬ制度である。

保險業（相互保險會社、設立と機關）

◎相互保險會社 は以上掲ぐる各種の保險を營むことが出来るが、相互救済の趣旨を以て設立せるものであるから、社員名簿の記載に付ては登録税を要せぬ且つ營業税も課せられず、只公益法人として營利を目的とせざる社団法人の如く、設立の登記をするときのみ此の社団法人と同額の登録税を納付すれば宜い、從つて其組織に於ても稍株式會社とは異なる點がある（法九〇）。

◎設立と機關 相互會社の發起人は定款を作りて左の事項を記載して署名捺印する（定款は株式會社に準ずる營造物の章參照）。

- (一) 保險の種類及び事業の範圍、
- (二) 名稱、
- (三) 事務所の所在地
- (四) 基金の總額、
- (五) 基金の釀出者が有すべき權利、
- (六) 社員の責任の種類、

保險業（社員の権利義務）

- (七) 基金及び設立費用の償却の方法、
- (八) 剰餘金分配の方法、
- (九) 會社が公告を爲す方法、
- (十) 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由、而して其基金は十萬圓以上で社員の数は一人以上でなければならぬ、豫定の社員數に達したるときは創立總會を開き二週間以内に設立の登記をなすべきである、會社の機關としては取締役、監査役、社員總會で之等は株式會社の規定を準用するのである。
- ◎社員の権利義務　社員は發起人と、發起人の作りたる入社申込證に依りて入社する者と、竝に此の入社申込證に因らずして入社する者との三種がある、尤も設立登記以後に入社するものは皆前記の後に屬する、總べて社員は會社の債權者に對して直接に其義務を負はない、而して社員は左の區別に従て皆責任を負ふて居るが其れは會社の定款に依りて定まる(三七)、
- (一) 社員の全員が無限の責任を負ふもの、

- (二) 社員の全員が保險料を限度として委任を負ふもの、
- (三) 社員の全員が保險料の外一定の金額を限度として責任を負ふもの、之等のこと及び釀出金額、方法等は皆定款に定められてある、次に社員は會社の承諾を得て其權利義務を譲渡し他人をして承繼せしむるを得る、而して社員は各營業年度に於て利益ある時は償却金、準備積立金を控除した剰餘の分配を受くる權利ある。
- ◎社員の退社　する原因は(六六)、
- (一) 定款に定めたる事由の發生、
- (二) 死亡、
- (三) 破産、
- (四) 保險關係の消滅、
- 等て、退社せる社員は定款又は約款に定めてある金額の拂戻を請求し得る。
- ◎解散と清算　相互會社は(七二)、
- (一) 存立時期の滿了其他定款に定めたる事由の發生、
- 保險業（社員の退社、解散と清算）

保險業（社員と保險契約）

- (二) 社員が百人未満に減じたること、
- (三) 社員總會の決議、
- (四) 合併、
- (五) 破産、
- (六) 免許の取消、

等の事由に因りて解散する、茲に於て清算は開始せらるゝ、但し破産は破産管財人の職務執行となる、清算人は取締役が大抵之れが任に當り、債務の辨濟、債權の取立、現務の整理をなし、更に會社の財産を以て善後策として一般債務の辨濟、保險金額の拂戻、基金の償却を爲す、既に清算が終了したるときは登記をなして茲に全く相互會社が解散して仕舞ふのである、重要なる事由があるときは裁判所は監査役又は十分の一以上の社員の請求によりて清算人を選任することもある（保七九）。

◎社員と保險契約 相互保險會社の社員は其會社を組織する一分子たると同時に、其事業たる保險の保險契約者であるから全く社員相互の利害を平均ならしむる者で、

其基金を出す社員も單に保險料のみを出す社員も、一方にては被保險の利益を受くると同時に、保險者の地位に立つて互に救濟する、近年我が國にも相互保險が火災、生命の兩保險に對して營業して居るが中々好結果である。

質屋業及古物商

◎質屋業 は物品を擔保として預り金銭を貸與するもので全国各地にある質屋のこ
とである、此の質屋に來る者は貧困人が多いから時としては盜難品、横領、拐帶せられたる品物もある故、行政廳の免許を受けしめ主として警察官廳で其取締を爲して居る、必ず店舗内で營業をなし、質入物は警察官に申告する義務があり、住所氏名の知れざる者又は質入し得る權利がない者から質物を預かるを禁ぜられ居る（質屋取締法）。

◎設備と罰則 必ず帳簿を備へ、質契約の證として通帳 質札を置主に渡す、又利子割合、流質期限、質物が水難、火災、盜難、震災に罹りしとき之處辨方、質物出入時間等を定めて見易い所に掲示せねばならぬ、贓物中識別し易い物品に限り品觸れとして

質屋業及古物商（質屋業、設備と罰則）

質屋業及古物商（古物商）

警察官より其物品の種類、數量、特徴を記載せし書面を發することがあるから、質業者は其品觸を寫し、其に類似した物品を質に取りまたは質に取らんとするとき直に警察官に届け出てねばならぬ、警察官は犯罪の嫌疑あるもの若くは遺失物又は傳染病毒染汚の物品あると認むるときは、何時でも質物の検査を爲し得るのみか其物品を差押ふることも出来る、而して其物品が贖物又は遺失品であるときは被害者に還付する以上の義務に違背するものは二圓以上百圓以下の罰金に處せらる。利息の制限は二十五錢以下一箇月一錢、一圓以下は一箇月百分の四、五圓以下は百分の三、十圓以下は百分の二半とし、之れ以上の高い利子を取るを禁じてある（質屋取締法）。

◎古物商 は主として一度使用した物品若くは其物品に幾部の手入を爲したるものを賣買交換するを以て營業とする、質屋と同じく不正品の取引があるから其營業には警察官署の取締を受け其開業には必ず行政廳の（府縣知事東京は警視總監）免許を要する、此の古物商中にあつても、

(一) 古物の市場、行商、露店及び糶賣、

(二) 刀劍又は之を仕込みたる器具其他危険の虞れある物品の賣買交換、

等を營業するものは特に取締の方法が定められてある、即ち行商、露店を爲すには鑑札を受けて之を携帯し、糶賣するには行政廳に其場所と日時を届けねばならぬ、夫れ夫れ府縣令で定むる規定に従はねばならぬ、刀劍類、仕込杖等は行商、露店、市場で賣買交換することが出来ぬ、又道路、露店等に於ては同業者以外の者から古物品を買ひ取り、交換、譲受けること等は出来ぬ。而して其店輔を設けたときは行政廳に届出て、時として他の行政廳管内で店舗（支店）を設けたときは更に其地に於て免許を受けねばならぬ、必ず帳簿を備へて賣買交換に付て其當事者及び品名、時日を詳しく記載し且つ品觸れに付ても質屋の如くせねばならぬ、其不正品を買入れ又は傳染病毒に汚染したる物品を買入れたるとき、營業の禁止、帳簿、物品の検査及び押收、徵收、罰則等は略ぼ質屋等と同一である（古物商）。

◎古物商兼業者の取締 吳服商、金物商、袋物商、小間物商、籠申商、時計商、飾商、書籍商其他府縣令で定めたる商業は時として其種類に屬する古物を賣買交換

質屋業及古物商（古物商兼業者の取締）

銀行業（銀行業の意義、休日と営業時間）

する場合も多い、故に斯かる營業者て古物を取扱ふものは矢張り古物商としての免許を受け、且つ其行政上の取締を受けねばならぬ（古物商取締法（法細則二））。

銀行業

◎銀行業の意義 公に開きたる店舗に於て營業として證券の割引を爲し又は爲替事業をなし又は諸預り及び貸付を併せ爲すものは何等の名稱を用ゐるも銀行である、其銀行業を營まんとするものは、

- (一) 商號、
- (二) 本店及支店の所在地、
- (三) 資本金額、

を記載したる認可申請書を大藏大臣に差出して其認可を受けねばならぬ、銀行が合併する時も同様である（銀行條例）。

◎休日と営業時間 休日は大祭日、祝日日曜日及び銀行所在地に於ける定例の休日

て、営業時間は原則として午前九時より午後三時までとする、大藏大臣の認可を受けずして銀行業を營むものは十圓以上五百圓以下の過料に處せらる（七及九）。

◎營業と監督 銀行は毎年營業報告書を大藏大臣に送付すべく、大藏大臣は何時たりとも地方官又は他の官吏に命じて銀行業務の實況及び財産の狀況を検査せしむることが出来る（八）。

◎日本銀行 是有限責任で本店は東京の鎌倉河岸にある、各府縣樞要の都邑に支店出張所がある、特に政府の保護監督を受け總裁（勅任）副總裁（奏任）は任期五ヶ年で理事四人は株主總會が選舉し大藏大臣が任命する、定款は政府の許可を受けねばならぬ、其營業の範圍は、

- (一) 政府發行の手形、爲替手形其他商業手形等の割引を爲し又は買入れを爲すこと、
- (二) 地金銀の賣買を爲すこと、
- (三) 金銀貨又は地金銀を抵當として貸金を爲す事、

銀行業（營業と監督、日本銀行）

銀行業（兌換券發行權、日本勸業銀行）

- (四) 豫て取引約定ある諸會社銀行又は商人の爲めに手形金の取立を爲すこと、
- (五) 諸預 勘定を爲し又は金銀貨、貴金屬並に諸證券類の保護預りを爲すこと、
- (六) 公債證書政府發行の手形其他政府の保證に係る各種の證券を抵當として當座勘定貸又は定期貸を爲す事、但其金額及び利子の割合は大藏大臣の許可を受けねばならぬ。

又國庫金の取扱ひを爲し、株主總會は十株以上の株主に限られ、株主總會で總ての意思を決する（日本銀行法）。

◎兌換券發行權 日本銀行の有する重大なる特權で兌換券の發行高に對しては同類の金銀貨及び地金銀準備を要する又其上必要あらば公債、大藏證券、其他確實なる證券、商業手形を保證とし壹億貳千萬圓を限り兌換券を發行し得る、猶其上の必要を認むる時は其發行額に對し、一ヶ年百分の五の發行税を政府に納め、前項同様の保證準備で兌換券を發行する（日本銀行法一四）。

◎日本勸業銀行 も特殊銀行の一つで農業工業の改良發達の爲め資本を融通する目

銀行業（府縣農工銀行）

的を以て設置せられたる株式會社で、特殊銀行中最も一般國民に關係深き銀行である、重役は總裁一名副總裁一名、理事、監查役各三人宛とする、總裁と副總裁とは政府が任命する而して其任期は五ヶ年である、營業は五十ヶ年以内に於て年賦償還の方法を以て不動産を抵當として貸付けを爲す等、土地所有者に對しては種々便宜なる方法を以て貸付け其他府縣都市町村其他公共團體には何等の抵當なくして貸付けを爲すこともある、又各府縣農工銀行で發行する農工債券をも引受ける、又勸業債券、貯蓄債券をも發行する、尤も本行は政府より種々の保護を受け、特權を授けられ、又大藏大臣の監督に屬して居る（日本勸業銀行法）。

◎府縣農工銀行 は農工業を補助する爲めに土地不動産を抵當とし低利に農工業の資金を貸し出すので、府縣知事及び大藏大臣の監督を受けて居る、組織は株式會社で該府縣に於ける有力者が頭取以下の重役となる、何れも日本勸業銀行と相提携して居る。資本金は二十萬圓以上とし、

- (一) 開墾、排水、灌漑及び耕地土質の改良、

銀行業（北海道拓殖銀行、臺灣銀行）

(一) 耕作道路の築造又は改良、

(二) 植林事業、

(三) 農工器具、種苗、肥料の買入、建物の築造、

等を目的とする資金に付ては種々の便宜もあるが、専ら年賦償還の方法で三十ヶ年内を限りて貸し出す、又農工債券を發行する、何れも政府より補助がある（農工銀行法）。

◎北海道拓殖銀行

は北海道開拓の爲め諸種の資金を貸出し、且つ一般の金融に資し、商工農、漁業者の爲めに常に特別の便宜を講じて居る、矢張り政府の保護ある銀行で株式会社組織で一般の銀行業を営み、存立期限は五十ヶ年とするも尙延長することが出来る（北海道拓殖銀行法）。

◎臺灣銀行

も政府の保護ある特殊銀行で臺灣に於ける官私事業の經營に資する、同銀行は特に兌換券を發行する権限を以て居るから丁度内地に於ける日本銀行の如く、臺灣一帯に於ける金融の中樞機關である、其組織は株式會社で左の事業を営んで居る。

(一) 爲替手形其他商業手形の割引、

(二) 爲替及荷爲替、

(三) 平常取引する諸會社又は商人の爲め手形金の取立、

(四) 確實なる擔保ある貸付、

(五) 諸預り金及び當座貸越勘定、

(六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り、

(七) 地金銀の賣買、

(八) 他銀行の業務代理、

等とし尙各種の債券の買入れを爲す、役員としては頭取一名副頭取一名理事二人以上監査役三人以上とし、株主總會は毎年二回通常總會を開き臺灣銀行監理官の監視を受くる、又大藏大臣は必要に應じ其業務に制限を加へることもある（臺灣銀行法）。

◎日本興業銀行

は株券又は機械工場の如きを抵當として貸付をなすので其組織は株式會社であるが、正副總裁は大藏大臣が任命する、其他の重役としては理事がある。

銀行業（日本興業銀行）

銀行業（横濱正金銀行）

而して本行は國債證券、地方債證券、社債券及び株券を質とする貸付、及び之等の應募又は引受けをなし、其他

(一) 預り金及び保護預り、

(二) 信託の業務、

(三) 手形の割引、

(四) 法律により設定せられたる財團を擔保とする貸付、

等である、外に債券を發行し、専ら工業界の振興を輔け居る、之も政府の保護ある特殊銀行の一つて矢張大藏大臣の監督を受けて居る（日本興業銀行法）。

◎横濱正金銀行 是有限責任で本店は横濱にあり、支店は内外國樞要なる地にある、頭取取締役は大藏大臣の認許を受けねばならぬ、其營業は

第一 外國の爲替及荷爲替、

第二 内國の爲替及荷爲替、

第三 貸付、

第四 諸預金及保護預り、

第五 爲替手形約束手形其他該證券の割引又は其代金取立、

第六 貨幣の交換、

等て、海外の重なる商業地には必ず支店を設けて居る。之も政府の保護ある特殊の銀行で、外國貿易の機關として設定されたものである（横濱正金銀行條例）。

◎普通銀行 前に銀行の意義に於て説明した普通の銀行は一般の金融機關である、

また特殊銀行とは普通銀行に對する名稱で、或る特殊の目的を有する銀行、即ち農工商資金融通の爲めの勸業銀行とか貿易資金融通の爲めの正金銀行とかは此例である、特殊銀行は其數も少く又普通銀行に比較し此機關を利用するもの少きが故に、一般に銀行と謂へば普通銀行を意味する有様である（銀行條例）。

◎貯蓄銀行 是複利の方法を以て公衆の爲に預金の事業を爲すもので普通の銀行でも新に一口五圓未満の金額を定期に預り若くは當座預りとして引受るときは貯蓄銀行の業を營むものとせらる、此の貯蓄銀行は一般公衆の貯蓄機關で、廣く零細の資金を

銀行業（普通銀行、貯蓄銀行）

集むるもの故其基礎が鞏固でなければならぬ、故に資本金三萬圓以上の株式會社でなければ營業することが出來ぬ、且つ取締役は在任中に生じたる銀行の債務に付ては連帶して無限の責任を負ふ、且つ貯蓄銀行は貯蓄預金拂戻の擔保として預金總額の四分の一以上の金額を供託せねばならぬ、其取締役が之等の規定に背くときは五十圓以上五百圓以下の罰金に處せらる(貯蓄銀行條例)。

手形

手形は分ちて約束手形、爲替手形及び小切手とする、何れも法律で明らかに定められた形式を備へた有價證券である、此の二つの中爲替手形と小切手とは他人に其の手形面に明示したる金額を支拂はしむるもので、約束手形は其の約束手形を振り出した發行者が自ら支拂を爲さねばならぬ(四三四)、抑も手形は流通を便宜にする爲め、形式を尊尙すると同時に其効力も民事上に於ける有價證券の比ではない、其手形に記名し捺印したるものは凡て其文面の責任を負ひ(四三五)、手形の所持人の権利を保護する從て

偽造又は變造せられたる手形でも、一旦署名して其手形上の行爲を爲したものは、矢張り其文面に從つて義務を負ひ償還の義務を履行せねばならぬ(四三七)。

◎手形上に於ける熟語　　は幾つもある、此の語は爲替手形の拂出し又は支拂上最も必要だから聊か註解する、引受と云ふは爲替手形の支拂人が其手形額面の支拂を承諾すること、其引受をなしたものが引受人と云ふて第一に支拂の義務を負ふ所の主たる債務者となる、此の爲替手形の所持人が支拂人に對して引受を求むる爲め示すことを呈示と云ひ、若し支拂人が其支拂の引受を爲さぬときは、其支拂期日に於て果して其手形が支拂ひになるか甚だ疑はしいから、此場合は手形の振出人や其手形の讓渡人に對して擔保を請求することが出來る是れ即ち擔保請求權である、又満期日として其手形の支拂期日が來たるときは、約束手形ならば振出人に對して支拂を請求すべく、爲替手形にあつては支拂人又は引受人に對して支拂を求むるが宜しい、之れを稱して支拂の呈示といふ若し支拂を拒絶したときは更に他の債務者に對して償還の請求を爲すの必要があるから法律は支拂を拒絶したるものに對しては拒絶證書を作らしむる、

手形（手形上の債務）

此の拒絶證書は主たる債務者たる引受人又は約束手形の振出人に對する請求には必要がないが、之等以外の裏書人などに對して償還の請求を爲すには最も必要である、又手形の裏書とは譲渡の意思で譲渡の旨を其手形又は補箋に記載することとしてあるが多くは手形の裏面に記載するから裏書と稱するのである、豫備支拂人とは手形の振出人又は裏書人が擔保の請求や償還の請求などを受くる面倒を避くる爲めに、支拂地に於て支拂以外の者に支拂せしむる委託を爲したる場合で、此の豫備支拂人が引受けたときは、之を參加引受人と云ひ、又支拂を爲したる場合は參加支拂と云ふ。

◎手形上の債務　は證券的債務であるから其證書の作成によりて生じ、且つ其手形を離れては權利がないから手形上の金額を受け取らんとするものは其手形と共に授受せねばならぬ、裏書人も亦裏書に因りて其義務を負ひ、引受人は引受と共に手形金額を支拂ふ債務を負ひ決して其原因を問ふを要せぬ（商四四〇）、又盗んだり拾得したり又は惡意で其手形を所持するものに對しては素より不正の行爲で、法律は之等を保護する必要があるから之等の所持人に對しては其手形の返還を求めらるることを許すが、裏書等

の形式を履み重大の過失なく又惡意がない所持人に對しては手形の返還を請求することを許さな（商四四一）。

◎手形上の權利行使の場所　手形の所持人が支拂を受ける爲めに振出人又は支拂人に呈示したり、又は拒絶證書を作成したり、償還の請求や擔保の請求をなすには勿論其營業所てなすべく、若し其營業所が無いときは、住所又は居所て之れをなさねばならぬ、尤も其相手方が承諾をすれば他の場所でも宜しい（商四四二）、尙拒絶證書を作成するときは相手方の營業所も住所も居所も不明なときは其拒絶證書を作成すべき公證人又は執達吏は官署公署例へば市町村役場又は警察署等に問ひ合せ其營業所、住所、居所が知れぬときは公證人又は執達吏は其問合せをなしたる警察署や市區町村役場等で其拒絶證書を作成するのである（商四四二）。

◎手形上の權利消滅　手形は流通證券として債務者に對しては嚴格に其義務を履行せしむるから、従つて債權者に在つても其權利の行使を怠つてはならぬ、是れ手形上の權利は民事上の權利に比して比較的早く時効を完成せしめ怠慢なる債權者の權利を

手二形（手形上の權利行使の場所、手形上の權利消滅）

手形（爲替手形記載事項）

消滅せしむる所以である、即ち爲替手形の引受人と約束手形の振出人は其支拂期日から三ヶ年手形の所持人から請求せられぬ時は支拂の義務が無い、其れ故に所持人は必らず三ヶ年間に請求せねばならぬ、又爲替手形は其振出人及裏書人、又約束手形は其裏書人に對して爲す償還の請求は（支拂人又は振出人が支拂ひを爲さぬ場合）其拒絶證書を作成したるときから壹ヶ年以内に請求せねば時効によりて其請求權を失ふ、次に手形の裏書人から支拂人に代はりて支拂ひをなしたときは、其償還を爲した日から一ヶ年以内に前の裏書人又は振出人に對して爲すべき償還の請求をせねば其請求權を失ふものである（商四三）、但し時効によりて手形の所持人が振出人や引受人に對する權利を失ふときは、其振出人や引受人はつまり不當の利益を得ることがあるから、法律は其に依りて振出人又は引受人が得た利益を所持人に請求するを得せしめたのである（商四四）、猶各種の手形其他證券に貼用する印紙に就ては印紙税法を参照すべきである。

◎爲替手形記載事項

爲替手形は振出人が自ら其の支拂を爲さずして他人に其の手形金額の支拂を委託する有價證券で、振出人が之を

發行するには（商四四五）

- (一) 其爲替手形であることを示す文字、
- (二) 一定の金額、
- (三) 支拂人の氏名又は商號、
- (四) 受取人の氏名又は商號、
- (五) 單純なる支拂の委託（即ち御支拂被下度候の如し）、
- (六) 振出の年月日、
- (七) 一定の満期日、
- (八) 支拂地、

の各事項を記し必らず印紙を貼用せねばならぬ、尤も此の印紙を貼らぬとて手形が無効とはならぬ、只印紙税法によりて科料に處せられるから特に注意して置く、爲替手形の振出人が自己を受取人或は支拂人とするを得る（商四四七）、又其支拂地に豫備支拂人を置くことも（商四四八）、手形金額が三十圓以上のもは無記名式として受取人を記名せざること（商四四九）、出来る、其爲替手形に支拂地を記載せぬ場合は支拂人の肩書地を支拂地とする（商四五二）。

手形（爲替手形記載事項）

手形（爲替手形書式）
爲替手形書式

受引	支拂場所	年月日	支拂地	支拂期日	年 月 日	殿	第 號	收 入	爲 替 手 形	印 紙
								右金額		殿又ハ同人指圖

表面之金額	指圖人へ御仕拂可被成候也	殿又ハ同人
年月日		
表面之金額	指圖人へ御仕拂可被成候也	殿又ハ同人
年月日		
表面之金額	指圖人へ御仕拂可被成候也	殿又ハ同人
年月日		
中略		
表面之金額正ニ受取候也		
年月日		

各種手形の記載方に付て説明しやう、

手形の形式は此處に示した通りである、以下各手形の記載方

- (一) 通常の場合 は番號、金額、受取人、支拂地、支拂期日、振出の年月日、最後の殿とある所に支拂人を記載して年月の左下に振出人の住所氏名を記載して調印するのである、
- (二) 豫備支拂人 あるときは支拂人の次ぎ「豫備支拂人某殿」と記載する、
- (三) 無記名式手形 の時は「右金額——殿」の處に氏名又は商號を書かずに發行する、但し三十圓以上の手形に限る、
- (四) 保證人ある場合 は振出人の爲めの保證なれば振出人の次に保證人として住所氏名を記載する、又支拂人が引受けた後、引受人の爲に保證するときは、引受人の次に記名捺印するが宜しい、
- (五) 定期拂の手形 は支拂期日の下に「一覽の日より一週間」などの様を書く、
- (六) 一覽拂の手形 は支拂期日を記載せず却つて注意の爲めに「一覽の日」を記載

手二形（各種手形の記載方）

手形（各種手形の記載方）

するがよろしい、

- (七) 呈示期間を定めるときは支拂期日の次に「何年何月何日迄に引受の爲め呈示すべし」と記載すれば宜しい、
- (八) 引受は引受欄の年月日の左下に署名によつてするのである、一部支拂をするときは其旨記載して引受ければよい、支拂場所の変更も亦其通りである、支拂擔當者の記載は支拂擔當者なる肩書をして引受人の次に記載するもよろしい、又其他の場所でも其旨が判明すればよろしい、
- (九) 普通の裏書は被裏書人に裏面の文言中の「殿」とある所に記載し、年月日と自己の住所氏名を記載して捺印する、
- (十) 無記名式の裏書 のときは單に裏書人が署名すれば足る、
- (十一) 無擔保の裏書 の場合には適當の場所例へば裏書人の頭の上に「手形上の責を負はず」と記載するもよろしい、
- (十二) 裏書禁止の裏書 は「裏書を禁止」と適當の場所を見て書けばよろしい(十

二参照)、

- (十四) 裏書保證 の場合は自己の保證せんとする裏書人の次に「某の爲めに保證す」として署名するが普通である、
- (十五) 取立委任の裏書 は「表面之金額取立委任候に付某殿又は同人指圖人へ此手形引換に御仕拂可被成候也」と書いて署名するのが普通である、
- (十六) 戻手形 は普通の手形式と其形式を異にする所はない、只爲替手形の所持人が振出すときは本手形の支拂地を振出地とし、又裏書人が振出すときは裏書人の營業所又は住所を以て振出地とする、
- 注意 以上署名すると云ふことは自署することである、此自署する代りに記名捺印して自署と同一の効力を生ずると云ふことになつて居る(明治三十三年二月法律十七號(商法中署名すべき場合に關する件))。
- ◎一定の満期日 は手形金額の支拂を請求し引受人が之を支拂ふべき日である、満期日は(一)何年何月何日と確定せるものと(二)日附後十日とか二十日とか確定せる期間を経過したる日を以て満期日とするのと、(三)一覽拂手形と云ふて支拂を求むる爲め

手形(一定の満期日)

手形（裏書、裏書の方式）

之を支拂人に呈示する時満期なるもの、次は（四）一覽後定期拂として手形の所持人か支拂人に對して引受を要求した時から一定の期間後に支拂日が定まるものである（四五〇）、若しも振出人が其の爲替手形に支拂の期日を記載せなんだ場合は一覽拂の手形とする（四五二）、而して其一覽拂の手形は一ヶ年以内に呈示せなければ其爲替手形の所持人は權利を失ふ（四六六）。

◎裏書　は手形上の債權を譲渡せしむる方法で無記名式の爲替手形でも裏書することが出来る、然し手形は振出人の發行するものであるから、振出人か其裏書を禁ずることは無論出来る（四五五）、又振出人、引受人又は裏書人が裏書人によりて其手形を譲渡けたときも亦之を譲渡することを得る（四五六）、是れ爲替手形が流通證券の性質上正に當然のことである。

◎裏書の方式　手形行爲としては先づ裏書人が之に裏書人の氏名又は商號と年月日の記載を爲すを記名式裏書と云ひ、唯だ裏書人が氏名商號を記載し且つ捺印するものを無記名式裏書と云ふ後の場合は以後手形の引渡のみで譲渡することを得る（四五七）。

◎裏書の効力と連続　は云ふ迄もなく被裏書人は其手形上の權利を行ひ得るにある又其裏書が振出人の手から自分の手に至る迄連續して居る事を必要とする（四六四）、且つ第二の効力は裏書人か所持人に對して擔保の義務がある。

◎裏書の種類　主として譲渡の裏書のことであるが、尙ほ裏書人が以後裏書を禁止する（禁轉文句）こと（四六〇）及び其手形上の責任を負はぬことを記載することもある（四五九）、又は取立委任と云ふて手形の所持人が被裏書人をして自己に代はりて支拂の請求又は償還の請求等を爲さしむることも出来る（四六三）、其れ等の書式は前に掲げたところを参照するが宜い。

總べて裏書の禁止や手形上の義務を負はぬことを裏書したる裏書人は禁轉裏書の時は如何に其手形が輾轉しても直接の後者たる被裏書人に對してのみ手形上の義務を負ふばかりである、又免責裏書のとときは、爾後の被裏書人全體に對して償還の義務も無く又擔保する義務をも有たぬ、又裏書は手形の裏面又は謄本、複本、補箋に記載すべきものと定められてある（四五七）。

手形（裏書の効力と連続、裏書の種類）

手形（手形の引受）

◎手形の引受 爲替手形に記載せられたる支拂人は其手形の所持人から呈示せられたるとき、之れが支拂ふことを引受けたときから主たる債務者となりて支拂ふべき義務を負ふ（商四七〇）、故に所持人は何時でも手形を支拂人に呈示して其引受を求むるが必要だ（商四六五）、茲に何時でもとあるが一覽後定期拂の爲替手形の時は其日附より一箇年以内に呈示せなければ支拂人以外の前書（裏書人及拂出人）に對して償還や擔保の請求權を失ふ（商四六六）、又支拂人が引受を爲さぬときは支拂人にも請求することが出来ぬから呈示することを忘れてはならぬ、尙支拂人が支拂の引受をなさず、引受の日附を手形に記載せないときは拒絶證書を作らしめねばならぬ、然らざれば矢張り裏書人や振り出人に對して手形上の權利を主張することが出来ぬ（商四六七）、其引受の書式は便宜に従ふが其引受を爲す旨を記載し、支拂人が之れに記載捺印する事を要する、尤も支拂人が其手形に記載捺印したのみでも之れを以て其引受をなしたるものと看做す（商四六八）、引受は素より爲替手形に記載せねばならぬが猶復本にても引受けることが出来る、夫の一覽後定期拂の爲替手形は一箇年以内に於て呈示すれば宜しいが、中には振出人が

其呈示期間を定むることがある（商四六六）。

◎引受の種類 は單純なる引受と單純ならざる引受との二つである、單純なる引受を爲したる以上は主たる債務者となりて手形金額支拂の義務を負担すべきが故に、若し満期日に支拂ひを受けぬとも、將た又其拒絶證書を作成するの手續を爲さぬとも引受人に對する權利は消滅しない、單純ならざる引受とは手形金額の一部分の支拂の引受支拂期日を變更して引受けた場合等（商四六九）、此等の時は其文言に従ひ支拂ひを爲す義務を負ふのである。

◎引受の記載方 は爲替手形に其欄があれば其欄内に記載すべきであるが、若し無いとすれば手形の表面に記載捺印し、字畫は鮮明に書くべきである、其記載方は前に示した所を参照するが宜い。

◎豫備支拂人の引受 は引受人が破産の宣告を受けた場合に於て相當の擔保を供さないとき、豫備支拂人が引受をなすのである（商四八〇）。

◎擔保の請求 手形の所持人が時としては其權利を全ふすることが出来ぬから、之

手形（引受の種類、引受の記載方、豫備支拂人の引受、擔保の請求）

手形（所持人の擔保請求書式）

れが保護として擔保の請求權を與へて置く、如何なる場合に於て擔保の請求權を行使し得るかと云ふに、支拂人が其手形の支拂に付て引受を爲さざりしとき及び引受人が破産したときである（商四七四）、此れが手續としては引受の拒絶證書を作らしめ金銭又は抵當權を設定したり保證人を立てしむることを要する（商四七五）、尤も支拂人が一部の引受をなした時でも、其殘部に對しては矢張り其裏書人又は振出人に對して擔保を請求することを得るのである（商四七四）。

◎所持人の擔保請求書式

擔保請求書

貴殿カ何年何月何日付振出候支拂人某（氏名）手形金額金何圓ノ何號ノ爲替手形ノ引受ヲ求ムル爲メ何年何月何日支拂人某（氏名）ニ呈示候處某（氏名）カ之ニ應ゼサリシヲ以テ即日公證人（執達吏）氏名ヲシテ引受拒絶證書ヲ作成セシメ候間右手形金額金何圓費用何圓合計金何圓ニ對シ相當ノ擔保御提供相成度商法第四百七十四條及ビ第四百七十五條ニ依リ請求候也
何年何月何日

府縣郡市區町村番地

振出人 氏

名殿

所持人 氏

名殿

而して裏書人に對して請求する時は本文の始めを、

貴殿ガ何年何月裏書相成候何年何月何日付振出人某、受取人貴殿、支拂人某手形金額

額

とし、引受人が一部の支拂の引受を爲したときには、

其ノ手形金額中金何圓ニ限リ御引受有之殘額何圓ニ付キテ引受ヲ爲サザリシ故ヲ以

テ

とする、引受人が破産の宣告を受けたとか、豫備支拂人が引受を爲さぬ時も矢張り擔保を請求するが宜しい（商四七九）、其の擔保は

（一） 後日に至り爲替手形の單純なる引受あつたとき、

（二） 手形金額及び費用の支拂があつたとき、

（三） 擔保を供し若くは供託を爲したる者又は其前者が償還したるとき、

（四） 手形上の權利が時効又は手續の缺陷に因りて消滅したるとき、

（五） 擔保を供し又は供託を爲したる者が満期日より一年内に償還の請求を受けな

手形（所持人の擔保請求書式）

・手形（手形金額の支拂、一部の支拂、所持人が其支拂を請求せざる時）
 として、

等の場合に限り其擔保は効力を失ふとしてある（四七九）、豫備支拂人が支拂の引受を爲さぬときも亦其前者に對して擔保を請求することが出来る（四八〇）。

◎手形金額の支拂 爲替手形の所持人は手形の満期日に於て支拂人又は引受人に向て其手形金額の支拂を請求すべく、一覽拂の手形であるときは其日附より一ケ年内又呈示の日を定めたるときは其期間内に於て其支拂を求めねばならぬ（四八二）、支拂人又は引受人が其呈示があつたときは其手形と引換て支拂ふものとする（四八三）或は支拂人は所持人をして其爲替手形に其支拂を受けたることを記載せしめ、之に記名捺印せしむることも出来る（四八三）。

◎一部の支拂 手形の引受人が其手形金額中の一部分を支拂ふときも、所持人は之を拒むことが出来ぬ（四八四）、尤も此の場合に一部の支拂がありしときは、爲替手形に其旨を記し且謄本を作り之に署名して其支拂人に交附することを要する（四八四）。

◎所持人が其支拂を請求せざる時 是債務者たる引受人は其支拂の拒絶證書作成の

期間即ち満期日から二日以内を經過したる後ち、其支拂ふべき金額を供託して其義務を免かる（四八五）、而して其供託は引受人の義務でないから其支拂ふべき金額を供託を爲さぬとも、引受人は爲めに何等の不利を被むることはない、尤も支拂の拒絶證書作成の期間中は手形の性質として其効力を有するから、手形の所持人は何時にても支拂の請求を爲し得る、其供託に關する手續等は曩に述べてあるから其れを参照するが宜い。

◎手形保證 とは手形上の債務者が手形債務を履行しないとき之れを履行しやうと云ふ手形上の行爲である、而して其手形行爲の方式は手形、其謄本又は補箋に署名して之れを爲すのである（四九七）、而して此の手形保證行爲は一種の商行爲（二六三）であるから主たる債務者（引受人、振出人又は裏書人）と連帯して責に任ずべきは勿論であるが、若し主たる債務が無効であつても主たる債務が有効であつたと同一の責に任せねばならぬ、尤も手形の形式を缺陷したが爲めに無効であるときは保證債務も亦無効である。

手 (保証の主たる債務者、手形保証の利害、参加)

◎保証の主たる債務者 手形保証には普通保証すべき債務者を指定する、然るに其保証すべき主たる債務者を指名しなかつたときは引受人の爲めに保証したものと見る若し未だ引受のない手形なら振出人の爲めに保証したものと看做さる(商四九八)、保証人が保証債務を履行したときは所持人が主たる債務者(裏書人、振出人、引受人)に對して有せし権利及び其前者に對して有して居つた總ての権利を取得する、これに基きて保証人は其権利を行ふを得るのである(商四九九)。

◎手形保証の利害 手形は信用證券で常に圓滿に轉讓すべき性質のものである、然るに保証と云ふのが、其主たる債務者の不履行を豫想するのであるから一種の不信用を證することになる、故に實際は保証であつても保証の形式によらずに裏書の形式によつて其効用を完ふせしむるのである。

◎参加 は手形所持人が其権利を完ふし其手形の信用を維持し、支拂人たる債務者の名譽や信用を毀けず、尙ほ擔保の請求或は償還の請求等の費用と手数を省かしむる爲めに其支拂人以外の人が引受をなしたり又は支拂ふことをいふ、従つて参加は参加

引受と参加支拂の二となる。

◎参加引受 は手形に記載して支拂を委託せられたるものあるときは、之を豫備支拂人とし、引受人に次て其手形を呈示し引受けを求めねばならぬ(商五〇〇)、故に手形所持人は其豫備支拂人の引受を求めない間は裏書人振出人等の前者に對して其擔保を請求することを得ない、又豫備支拂人が其引受を爲さぬときは其旨を引受拒絶證書に記載せねばならぬ、斯く豫備支拂人は手形所持人に對しては支拂人に次て最も有力なる地位に立つもの故、手形の所持人は豫備支拂人の引受を拒むことは出来ぬが、他の者の参加引受を拒むことは出来る(商五〇一)、且其参加引受を爲さんとする者多いときは手形の所持人は其中の一人を選んで引受を爲さしむるを得る(商五〇二)。

◎参加引受を爲す場合 は支拂人が故なく單純なる引受を爲さぬ時、引受人が破産し其擔保を爲さぬときに参加引受をするので、参加引受を爲したるものは其手形金額と其費用とを支拂ふ義務が生ずる(商五〇五)。

◎参加引受書式 は爲替手形に其何人の爲めに引受をするかといふことを記載し、

手形(参加引受、参加引受を爲す場合、参加引受書式)

手形（参加支拂）

参加引受人が之に記名捺印すべきである（五〇七）。又爲替手形の所持人其他被参加人の後者は、参加引受によつて擔保を請求する権利が無くなる。其参加の書式は左の通り、

此手形振出人（裏書人某）某（氏名）ノ爲メ参加引受候也

年月日

府縣郡市區町村何番地

参加引受人 氏

名印

而しに参加引受人が其引受を爲すに當りて被参加人を附記しないときは、振出人の爲めに引受を爲したものとす（五〇三）。

◎参加支拂 爲替手形の所持人が其の手形を以て引受人に對して債務の履行を請求しても、引受人が支拂はないときは支拂拒絶證書を作成し参加引受又は豫備支拂人に向て請求せねばならぬ（五〇八）、又爲替手形の所持人は豫備支拂人又は参加引受人以外の人の支拂でも之を拒むことは出来ぬ（五〇九）、若し所持人が之を拒んだり又は参加引受人、豫備支拂人に向つて請求しない時は被参加人及び其後者に對する権利を失ふ、總べて此の参加支拂は支拂拒絶證書の作られたる場合に限られ、所持人は其支拂拒絶

證書に参加支拂ありたる旨を記載せしめ爲替手形と共に之を参加支拂人に渡し、之れと引換にて手形金額と手形に關して要したる費用の支拂を受ける（五一二）。

◎参加支拂の效力 豫備支拂人や参加引受人以外の人が債務者に代りて支拂をなしたるとき、特に被参加人を示さずして支拂をなしたるときは、支拂人の爲めに支拂したるものと看做し（五一二）、其参加支拂がありし以上は手形の所持人の権利は當然参加支拂人に歸屬する（五一三）、又被参加人の後者は手形上の責任を免れるが其被参加人の前者に對する権利を失はぬは勿論のことである。

◎拒絶證書の意義 手形上の権利を保全する爲めに或る行爲を爲したることを證明するものが即ち拒絶證書である、夫の支拂期日に支拂が無いとか支拂の引受がないとかの場合、此の事實を證して更らに手形上の権利を行使すべく、其前者に對して擔保の請求や償還の請求を爲さねばならぬ、拒絶證書は此の場合に於ける唯一の證據證券となるもので、公證人又は執達吏が作成すべきものである、公證人及び執達吏は其の管轄区域内に於ては故なく其囑託又は委任を拒むことは出来ぬ、手形の所持人は此

手形（参加支拂の效力、拒絶證書の意義）